

# 刑 政

第 二 號 月 二 卷 三 十 四 第

守	アメリカ刑務所暴動と一看	卷頭言	2
刑 政 時 論	A	生	4
アメリカに於ける監獄暴動	大塚郷二	6	
アメリカに於ける少年犯罪豫防の新傾向に就て	木村龜二	10	
行刑教育上の問題に付正木書記官に答ふ	江藤惣六	21	
死刑の適用に麻醉剤を採用する議	澤田順次郎	35	
學問的根柢に立てよ	有馬四郎助	46	
迷信と犯罪	伯水正英	49	
少年犯罪に就て	楠原祖一郎	55	
陪審官は廢止せらるべきであらうか		62	
米 化 已 ま す	テイラー・ピール	65	
戸 位 の 懺 悔	三水漁夫	69	
刑務所内に於ける情操教育につき	田邊孝次	79	
懸賞論文——練習所見學記——讀者の頁—— 家庭の頁——海外異聞錄——雜報其他——			

財 法 人 刑 務 協 會 發 行

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(毎月一回一日發行)  
昭和五年一月二十五日印刷納本・昭和五年二月一日發行

第四十三卷第二號

近刊豫告

刑政記念大論文集 第五百號

目次

教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰……東京帝大教授 法學博士 牧野英一

不定期刑……司法省刑務局長 法學博士 泉二新熊

懲役の沿革……検事總長 小山松吉

わが國に於ける累進制……刑務協會理事 住江敬義

累進制に關する二三の考察……豊多摩刑務所長 椎名通藏

監獄の沿革……司法書記官 岡部常

監獄作業……司法書記官 森山武市郎

監獄衛生……司法省衛生官 醫學博士 芥川信

少年行刑……司法書記官 正木亮

監獄教誨……横濱刑務所長 河邊湛然

近代的自由刑の誕生……京都帝國大學 教授 瀧川幸辰

未決拘禁……東京帝國大學 教授 小野清一郎

保安處分斷片……大法院部長 法學博士 豊島直通

免囚保護……司法省 保護課長 大原昇

國際刑務會議……前九州帝國大學 教授 木村龜二

教育上に於ける作業の地位……東京帝國大學 教授 文學博士 吉田熊次

精神病……東京帝國大學 教授 醫學博士 三宅鑛一

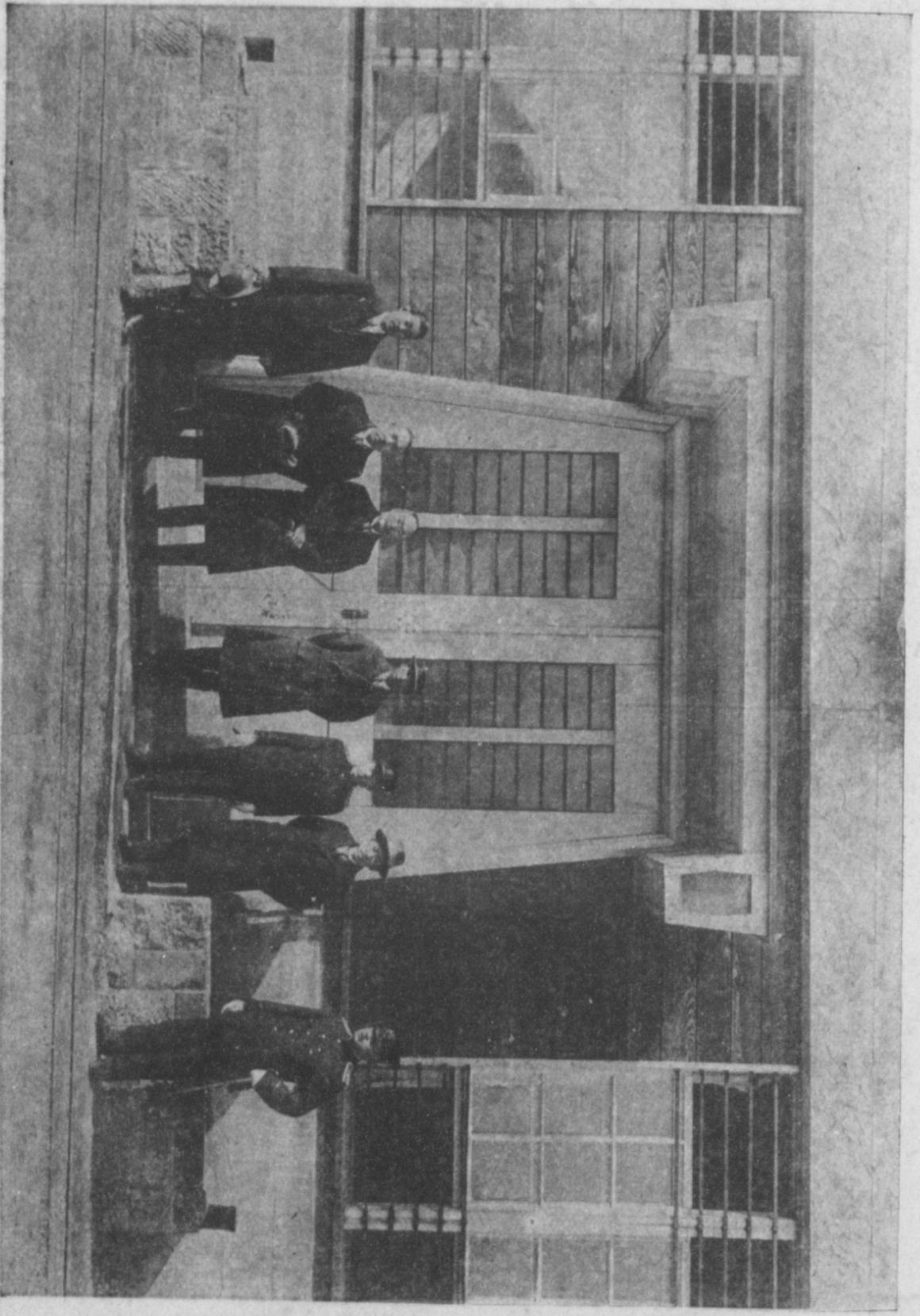
紋……金澤醫科大學 教授 醫學博士 古畑種基

跋……司法省刑務局長 松井和義

□序文 清浦伯爵 花井博士 牧野菊之助博士

□菊判美本 約八〇〇頁

□定價 未定



向つて左より 鍋島秘書官、松井行刑局長、渡邊司法大臣、高松宮殿下、吉田小菅刑務所長、關屋宮内次官

小菅刑務所へ御台臨の高松宮殿下

發行所 東京市麴町區 刑務協會 振替口座 東京二五〇九番

# 刑

## 政

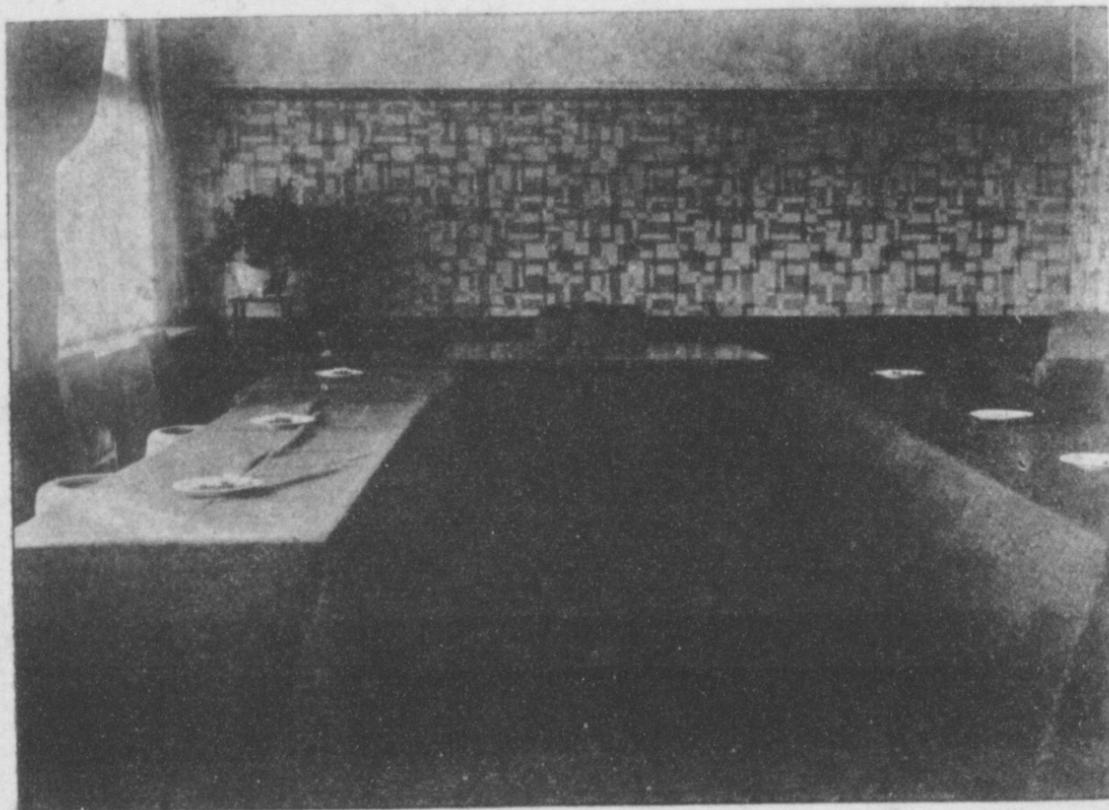


刑政  
 第四十三卷  
 第二号

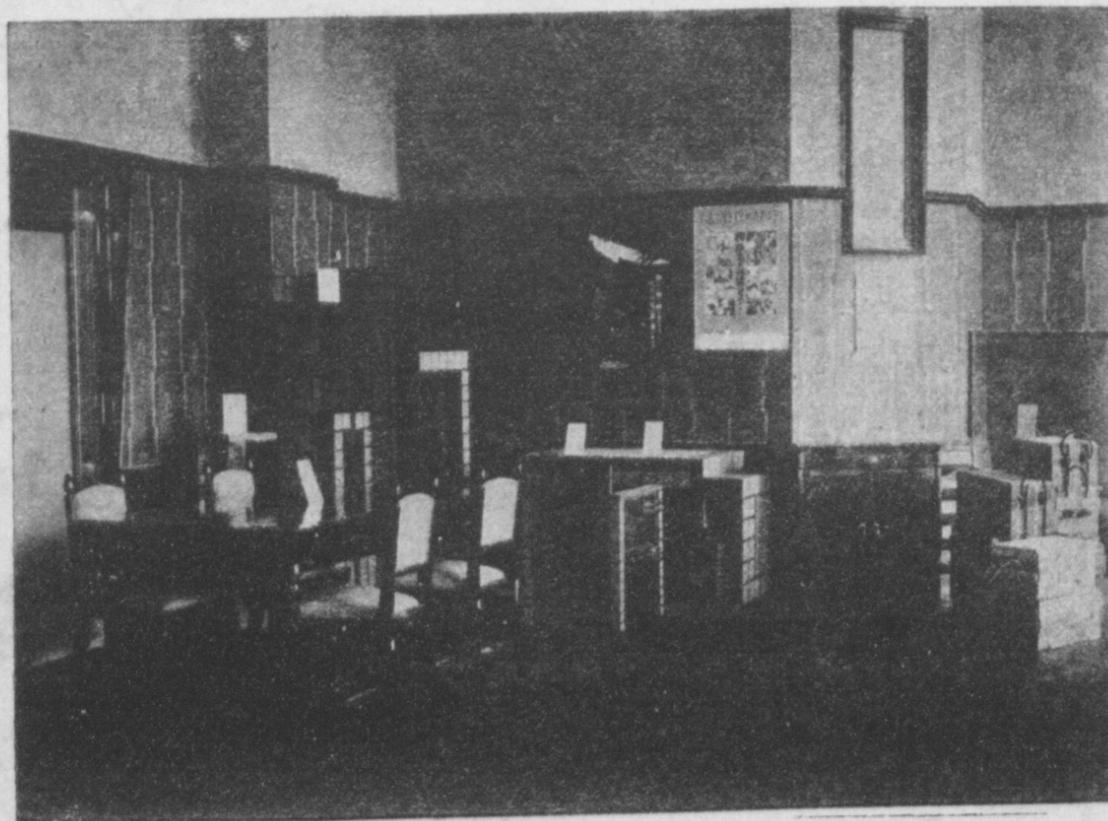
第四十三卷

第二号

御台當日に於ける小菅刑務所



御休憩室



御台覽作業製品の一部



### アメリカの刑務所暴動と一看守

わたくしは昨年末のある日の東京日日新聞で、市ヶ谷刑務所の看守が被告人の誘惑の手を退けたといふ美談を読んで、今次の大疑獄が生んだ頼しいエピソードとして抄からず感動したことであった。かやうな人々を刑務所の役人としてみたし得る曉には、われ等の行刑は竟に所謂人と人との關係に成功し、延いては感化事業の有終の美を爲すであらうことを確信して疑はない。

場所は北米合衆國の北邊オーバーン刑務所に、同じ年の六月に其處にも亦一看守から美しいエピソードが生れた。

事實はかうである。昨夏北米合衆國には數ヶ所の暴動が起つた。殊に、オーバーンとクリントンとの二ヶ所に於ける暴動がその最も大きなものであつた。ここに述べやうとするエピソードはその中のオーバーンに於ける暴動に付てである。

たけり狂へるオーバーンの暴徒達の中數名の者は突差の間に正門を目がけて駆け付けた。その時である、正門に立番をして居た一看守はそれと見るや正門に施錠して錠を守つた。暴徒達はこの看守に武者振り付いて錠を求めた。けれども勇敢なるこの看守は敢然としてそれを拒んだ。

少時にして應援の看守等は銃を擬して暴徒に向つた。幸にしてこの一看守の勇敢なる行動と同僚看守の應援とに依つてオーバーンの暴動は竟にオーバーン刑務所の中文で済んだ。



諸君、此の一看守の行動とオーバーン市街に通ずるところのこの正門とを對比して考へられよ。この看守の行動なかりせば正門を押し開いてバウメス法によつて假出獄の希望を失へる生ける屍たちはオーバーン市民の安寧秩序を無惨に蹂躪し了はせたであらう。市民の財産も身體も生命も共に侵害せられて了つたであらう。

その危険をこの一看守は一身を犠牲にして喰ひ止めたのである。わたくしは國こそ異れ、遙かに敬意を表せねばならぬ。惟ふに、看守のその犠牲的精神はやがて改善遷善に必要な精神教化の基本となるのである。若しも、アメリカに惨酷なるバウメス法がなかつたなら、さうして、それによつて假出獄の希望が失はれて居なかつたなら、又それによつて生ける屍たちがオーバーンクラウドして居なかつたなら、おそらく看守の其の精神によつて除るに陶冶されたであらうことを信ずることが出来るのである。

幸にして、わが國の行刑はアメリカのそれの如く悪い條件を持つて居らない。國民精神は囚人の末に至るまでアメリカのそれの如く粗暴でない。だから、その精神とその條件とに痲痺すれば行刑は現狀に逡巡して累犯防止の多くの効果を期待することが出来なくなるのである。

わたくしは、看守諸君の勇敢なる精神を實現するの機會を待ちたくない。たゞ、日常坐臥の間に於て、總ての看守諸君が市ヶ谷刑務所に於けるそれとオーバーンのそれの如き精神を養はるることを希望して止まない。それが行刑の成果を得る第一義であるといふことに共鳴して欲しい。

(あき羅)



現在の既成政党内面が、種々な事件の発生から現実に暴露され、その精算が切望されてゐるとき、今議会の解散は、必至の勢ひとなつて選挙界革新の聲は、今や天下の轟々たる輿論を支配することとなつた。

吾人は、政界自體のことに關し、云々しようとするのではない。がかうした現行普選法の再吟味が提議される好機にあたり、我が刑政上、寛忽に出來ず、保護事業家達によつて、かねてから叫ばれてゐるところの刑余者に對する不當な缺格條項撤廢の實現を、更に絶叫したいのである。

刑余者に對する選挙法の制限内容に於て、必要は今更ないが正義派と稱する人達のうちには、この制限を正當なりと考へてゐる頑迷者がゐる。彼等は、刑餘者に或る制限を加へないことは、参政權の清淨を冒瀆することだと考へてゐる。偏狹な潔癖家がゐるのである。

六年以上の刑をうけ、公權を剝奪されてゐる者に選挙及被選挙の權利を與へられざるはしばらく認容が出来る。しかしこれも追言すれば六年以上の刑とそれ以下の刑が、現行法規の實施上、確然たる判別の尺度とすべきものがない以上、一生選挙權をうばふことは、不當だと云はねばならぬ。

更に六年以下の刑を受けて、社會に復歸した人間——それは國家が目的主義をふりかざして完全に社會復歸が出来るものと認知した刑期間、

刑務所に於て教化訓養された人間である——を汚れたものとして排撃することは、言ふ迄もなく普選法の精神を無視した封建的因襲觀念の所成であらねばならぬ。もとより一般の釋放者が、現行普選法の實施に直接影響あるかどうかは問題であるが、一定の住居、其他生活上などの制限が一般に加へられ、それによつて、或る一定の排除が行はれ、刑余者も當然それに索制されてゐる以上、更に刑余者に特に不當な制限を施す必要も理由も斷然あり得ない。

而て、この缺格條項は、我が刑政の實績をあげる以上、當然陰慘な影をなげつける。

介すると共に、罰金や追徴金を以て被害者の賠償にあてる一方、釋放者の保護事業費にあてよといふことを力説されてゐる。一讀を是非せねばならぬ名論である。

蓋し現在に於ては、實質上、被害者は、何の賠償もうけてゐない。これは不當である。或る程度の賠償は國家が當然なすべきことである。而て更に、刑罰の目的が教化であり、改善である以上、國家は、受刑者の家族、釋放者の保護事業に、相當の補助を支拂ふべきである。

現在の僅少ななる補成金では、保護會が活動出來ないのは當然である。よろしく、罰金、追徴金など、引いては作業収益金を特別會計に繰入れて、以て、釋放者保護を振興させ家族を適當に保護し、被害者の賠償費にあて、刑政の遂行を根本的に確

立すべく必要があらう。因にチツコの草案は次の如くである。

第四十六條 (一)罰金収入は國家に歸屬す。

(一)裁判所は被害者が判決の既判力の發生後三年内に責任者の行爲に因つて生じたる損害の賠償を求むる申請を爲し、且責任者の財産を以てして之を賠償するを得ざることを立證したるときは、受刑者の納付したる罰金中より右の損害を賠償すべき旨を言渡す。

(二)かくの如く使用したるに非ざる罰金収入の一部を以て免囚を保護し及刑の執行中囚人の家族を保護する爲の基金を設く。この基金は司法省に於て管理し、特に考慮に値ひする場合に於ては、有罪行爲に因つて特に痛切なる損害を被りたる被害者に對する扶助金をもこの中より交附することを得。

第四十九條 (一)被告人が有罪行爲に

因つて利得したる物件若しは有罪行爲の爲に用意したるその他の物件又はかくの如き價額をその財産中に有したるときは、裁判所はその物件又はその價額を沒收する旨を宣告することを得。



# アメリカにおける監獄暴動

大塚郷 二

最近の海外電報は、北米合衆國において、監獄暴動が頻繁であることを報じてゐる。北米合衆國は、一方において常に刑事政策的施設について列國に先んじてゐるのであるが、他方においては、また頗る古めかしい刑事組織を保持してゐるのである。われわれは、固より、かの地における最近の思潮と施設とを研究しその長所と見るべきものに對して多大の敬意を表するのではあるが、それとその古めかしい刑事組織との間における矛盾が如何なる點にその展開點を見出すかについて注意するを怠らなかつたつもりである。最近の監獄暴動は、まさしくその矛盾の破綻を印すものといふべきであらうか。正木學士はアメリカの行刑制度に關するその尊敬すべき研究において、アメリカの監獄における「極端なる進歩主義と極端なる消極主義との衝突はそこに波瀾を巻き起すことを豫期せねばならない」としてゐられるのである（正木學士「アメリカに於ける行刑の重點」志林第三一卷第一二號第一四八四頁）。

最近に四つの注意すべき暴動があつた、クリントンと、オーバーンと、リーヴンウォースと、ランシングとのそれである。クリントンの暴動は七月二十二日月曜の出来事であつた。受刑者

が看守に引率せられて工場へおもむく途、受刑者のうちで看守の一人に對し石を投げた者があつた。騒動はそれから始まり、終に工場に火が放たれ受刑者は外壁を越えて逃走せむとするに至つた。看守が外壁から發砲して漸くに事を靜めたが受刑者中三人が殺され、二十人が傷つけられた。火災の損害は二十萬ドルであつた。次に、オーバーンの暴動はそれから六日を越えての日曜の出来事であつた。同日午後、受刑者は庭で散歩してゐたのであつたが、そのうちの一人が看守の手から鍵を奪ひ戸を明け、かくて受刑者等は監獄の武庫から銃器を奪ひ取るに至つた。さうして隊を組んで逃走を企てたといふのであつた。同時に、他方において工場には放火されたのであつたが鎮定後受刑者二人が殺され、火災は十七萬二千ドルの損害を引起したことが明かにされた。第三の暴動すなはちリーヴンウォースのそれは前二者のやうに豫謀にかかるとものではなかつた。食事がわるいといふのが理由となつて、受刑者の一人がナブキンを投げたことから始まり、多數がおなじくナブキンを投げてさわぎ出し、庭へ集まつたといふのであつたが鎮定後受刑者中には死者一名、傷者三名があつた。最後にランシングの事件といふのは長期囚が六人逃走を企てたのであつたが、それが皆發見されて、二人が殺され一人が負傷したといふのであつた。——かやうに見て來ると、事件は、當時、わが國の新聞紙に外電として傳へられたほどには重大なものでもなかつたらしい。

右のうち、ランシングの事件は必ずしもとり立てていふほどのこともない普通の逃走事件である。リーヴンウォースのは、それは、在監者の過剰が原因になつてゐる。在監者が三千七百人

あるが定員は實はその半数なのである。フーヴァー大統領は緊急支出五十萬ドルをもつてこの事態を改めることにした。

特に考へるべきはクリントンとオーバインとの暴動である。この二つの監獄は共に古い。オーバインが一八一六年で、クリントンが一八四五年である。監房が狭くて、空氣の流通がわるい。さうして、在監者の数が過剰である。オーバインでは獨房一二二六であるが、在監者の数は一九二八年一月一日現在で一五一七である。クリントンでは獨房一一六〇に對し、暴動當時在監者の数が一五六八であつた。しかし人員の過剰と監房の不完全とは必ずしも暴動の重なる原因と見るべきではない。暴動の原因としてウインスロップ・レイン氏 Winthrop Lane が雑誌サイヴェー The Survey 九月一日號の誌上に論じてゐるところに依ると、一九二六年以來、ニューヨーク州が犯罪の鎮壓に對して特に嚴格主義を採つたことがこの際注意されねばならぬ。若干の新法律法律制定の際の委員長の名を採つて Baumes laws と呼ばれてゐるが特に刑を重くするの規定を設け、殊に一法律は重罪を犯すこと四回に及ぶ者は無期刑に處せられることにした。現にこの法律に依つて無期刑に處せられた者が百五十人、さうして、この大部分はクリントンとオーバインとに收容されてゐるのである。のみならず、從來は受刑者の行狀が良正なる時は減輕することになつてゐるのを、この新法律でこの減輕の場合を減ずることにした。また假出獄が從來に比して容易に許されないことになつて來た。これ等が重要な原因として考へられねばならぬとされるのである。

刑が嚴格になつたことは、一九二七年のニューヨーク州立監獄の統計を見るとわかる。在監者の刑期平均が一九一七年に二年六月八日であつたのが、一九二二年には三年六月十五日となり、一九二七年には六年二月十五日となつてゐる。クリントンの監獄について見るに、一五六八人の在監者中一一八人が無期囚で四〇〇人が二十年以上の刑期の者である。暴動の際殺された者三人のうち二人は無期囚で一人は二十年を短期とする不定期囚であつた。

ブリュクセルの刑法雜誌はコルニル氏の筆に成る右の記事を載せてゐる(一九二九年第八・九・一〇號第九三三頁以下)。コルニル氏は語を結んで曰く「長期の刑は保安處分としてのみ意味を有するに過ぎない。累犯者を無期拘禁に付するについては、その受刑者に對しては特別な制度が考へられねばならぬ。監獄の普通の制度とは異つたものでなければならぬ。社會防衛の方法は刑とはちがつた性質を持たねばならぬ。アメリカの官憲は、自己の損害においてそのことを知るに至つた」と。わたくしは、むしろ更に附加したい。「監獄の普通の制度」régime ordinaire de la Prison といふ考へがやはり正當でない。社會防衛の方法 mesure de défense sociale は刑とはちがつた性質のものでなければならぬといふ代りに、わたくしは、刑はすべてこの從來の性質を捨ててコルニル氏のいはゆる社會防衛の方法とならねばなるまいと考へる。

# アメリカに於ける少年犯罪豫防の新傾向について

木村 龜 二

少年犯罪の増加といふことが著しく人々の目につき出したのは第十九世紀の最後の四半世紀の頃からである。千八百七十二年のロンドンの國際刑務會議に提出せられたカーペンター女史の報告書の中にはまだ「二十年以前に存在した少年犯罪はもはや根本的に掃蕩せられた」と爲されて居つた位で少年問題は人々の注意に上つて居らなかつた。然るに、千八百七十八年のストックホルムの會議に於ては少年に對して普通の刑事手續を適用することに反對せられると同時に無罪の言渡を受けた少年及び不良性を帯びた少年に對しては公又は私の設備に於て十八歳に至るまで監督することが決議せられた。更に、又、千八百九十年のセント・ピーターズブルグの會議では、不良少年を家族又はその他の小團體に於て保護教育すべきことが決定せられるに至つたのである。

かく少年犯罪が人々の注意を惹くに至つたのはそれが統計の上に現はれた數字によつてであつた。即ち、佛蘭西では千八百三十年から千八百八十年の間に成年の犯罪數が三倍に増加したのに對して十七歳以上二十一歳未満の少年のそれは四倍し、千八百八十年に少年の被告數が男子二萬四百八十名、女子二千八百三十九名となり、それが千八百九十四年には各二萬八千七百一と三千六百十六といふことになつて統計の上に現はれて來た。獨逸では千八百八十二年の有罪者數三十二萬九千九百六十八名の中、十九歳未満の少年の數は三萬七百十九名であつたのが、千八百九十二年にはそれぞれ四十二萬二千二百二十七と四萬六千四百九十六といふ増加率を示した。それから、英國では

十六歳未満の少年で懲役の言渡を受けた者、感化院労働學校に收容せられた者及び答刑に付せられた者の數は千八百六十四年から六十八年に至る間の一年の平均數は一萬一千六十四名であつたのが、千八百九十四年には一萬三千七百十名に昇つたことが明にせられた。そのうちでも答刑に付せられた少年は五百八十五から三千九百九十四といふ激増を示したものであつた(\*)。かくして、少年犯罪の問題は單に一國の特殊問題ではなくして世界現象であるといふことが段々と理解せられたわけであつたのである。

(\*) Tarde, *La jeunesse criminelle, Etudes de psychologie sociale*, 1898, p. 195-6, 199 et suiv., Liszt, *Aufsätze*, II, 1905, B. 239, 242.

□

この少年犯罪の増加の著しい事實が刑事法に對して與へた刺戟は、それが單に一箇の新しい犯罪事實のタイプであると考へられずして、犯罪少年といふものが如何なる少年であるか、犯罪少年をして犯罪を爲すに至らしめる原因は何であるかといふことを疑はしめたことであつたと謂ふべきであらう。そして、この疑問に對して與へられた驚くべき答へは、犯罪少年が何等特殊な少年ではなくして、他の少年と同じく普通の少年であるといふことであつたのである。この事實はアンリ・ジョリーが「我が監獄及び感化院に收容せられた少年を仔細に觀察する者は、その多くの少年が道徳的に遺棄せられた者であり、無智であり、性格の薄弱な者であり、輕卒な者であることに驚かされる」といつたのに對して、タルドが「それより更に悲しむべきことは、これ等の犯罪少年たちが決して怪物ではなくして、彼等も亦、兩親の子であるといふことである」と叫んだといふことの中に見られるであらう(\*)。

(\*) Tarde, *Ibid.*, p. 197.  
一般に犯罪人を以つて特殊な種類の人間であるといふ風に考へしめるのは古い昔からの誤つた偏見であつて、こ

の偏見が少年犯罪の研究によつて破られたといふことは我々が決して忘れてはならぬことである。謂ふべきであらう。實際、犯罪人が特殊なものであるのではなくして、普通の人間をして犯罪を犯さしめるに至るところの事情が特殊なのである。従つて少年犯人についても第一に到達せられた發見は、彼等をして犯罪を犯すに至らしめるのは彼等が年少であるといふ事情であるといふことであつて、こゝから少年に對する刑事法及び行刑に對する特殊な方法が採られねばならぬこととなつたのである。こゝから以前には年少なるが故に單に刑が科せられず又は減輕せらるべしとせられたのに對して、これに適應する特殊な方策が講ぜらるべしといふことになつたのである。かくして、少年法が作られることとなりそれは今や殆んど總ての國に於て見られるに至つて居るのである。

不良少年及び犯罪少年に對する方策についてアメリカの持つて居る地位が先驅者のそれであるといふことは何人も認めるところであらう。エルマイラの事業が既に前世紀の七十年代に於て始められたことは謂ふまでもなく、千八百九十九年に於けるシカゴの少年裁判所の設立も、亦、少年裁判所の最初のものであつたことが思ひ出されねばならぬであらう。このアメリカに於ける少年問題に對する方策の特殊性は凡そ三箇であらう。その第一は科學主義であり、第二は私的イニシヤチヴであり、第三は全社會的關心といふことである。

先づ第一の科學主義の發現として最近に注目すべきことは、アメリカに於ける少年の處遇が心理學及び精神病學的調査を基礎として個別化の意義を徹底しつゝあるといふことである。その結果として、犯罪又は犯人といふ抽象的な概念を捨て、生きたそして具體的な個人のそれぞれについて、その各個人の總ての側面に亘つて即ち、肉體的及び精神的素質、性格、意欲、行狀及び環境と遺傳との影響を全體として調査し之を基礎として少年犯罪に對する方策を定めて行くこととなつて居るのである。勿論このことは特にアメリカ固有のものとなつて居るものといふことは出來ないし

又、少年犯罪特有の新しい立場でもない。歐洲諸國に於て既に數年來實行せられて來たところの、そして、我が國に於て最近に着手せられたところの、成年犯人に關する犯罪生物學的又は犯罪人類學的調査がそれであり、又それは例へば我が刑事訴訟法第二百七十九條や少年法第三十一條第六十一條の精神が徹底せられたものといふべきであらう。

この科學的調査の精神は一方に於てはこれによつて如何にして少年犯人を改善し再び善良なる人間に育成して行くかといふことについての標準を決定することにあるのであるが、又、この精神を更に押し進めて行く時は、既に犯罪を犯したる少年を改善するよりも寧ろ犯罪を犯す虞のある少年を豫防することの重大であることが理解せられねばならぬこととなるのである。そこでアメリカの少年犯罪に對する對策は少年犯罪人の概念を擴充して單に犯罪を爲した者の外に、更に犯罪に至る虞ある行爲を爲した者をも包容せしめて居るのである。例へばオレゴン州の少女手工學校に收容せられて居る者の中には、不柔順、無規律、喫煙、悪友等を收容の原因とした者が數へられて居るのである。この點についても最近の他の國の立法に於ても段々と、この所謂社會的危險者の豫防の方面に向はれつゝあるのであるし、又、我が少年法の第四條も既にこの最も新しい原理の上にその保護の方針を立て、居るのである。この點について我々が注意しなければならぬのは、世の人が往々この犯罪を犯すの虞ある者に對する豫防的處置を以つて不當に個人の自由に對する侵害を加へるものであるといふ風に非難することである。成る程、この非難は刑罰を以つて犯人に對して苦痛を加へることを目的とし且つこれを本質とするといふ考へからは一應の理由があるし、又、かゝる原則は應報思想に支配せられた學者、裁判官及び行刑官吏が存在する間は充分の慎重を以つて適用せられねばならぬ。然し、刑罰を以つてもはや舊來の意味に於ける刑罰でなく實質形式ともに眞に社會教育であるとせられ、且つ事實上教育的處遇が實行せられる場合に於ては、右の非難は全然意味を有しないものとなるであ

らう。そして、最近の思想が社会的危険者に對する豫防を強調するのはいふまでもなくこの教育刑の思想の上に於てである。それ故にこの點について何等の誤解があつてはならず且つ又充分の理解が一般に得られねばならぬことは特に重要なことであると謂ふべきであらう。

この犯罪概念の擴充を更に徹底せしめて、所謂犯罪を爲したる及び犯罪に至る行爲を爲したる少年の外に更に「犯罪者以前の者」(le pré-délinquant) 即ち、「問題児」(problem child) と謂はれるものに迄遡つてその豫防の方策を進めつゝあるのがアメリカ少年犯罪豫防の第二の特質たる私設事業の就事しつゝあるところである。そしてこの私設的事业に對して常に共同的に援助の歩を進めて行きつゝあるのがアメリカ人の第三の特質たる社会的責任感である。元來、アメリカ人は非常に社会的意識が強く、自己の社会内部に於ける各人の生存の調和的な發展を慮る義務が全體に在りとし、従つて、その個人の失敗は結局社会全體の責任とせられねばならぬといふ考へに支配せられて居るといふ。それ故、各少年は自己に物質的並に精神的幸福を保障してくれるが如き善良なる家庭を要求する權利、能力に應じた教育、職業の準備、娛樂を要求する權利を有するものとせられ、若し、犯罪に陥るが如き少年があるならばそれは社会の責任であり、社会は常にこれに對して自己の責任を全ふせねばならぬとせられて居るのである。

かゝる社会的意識に援助せられて少年犯罪の豫防に對して所謂問題少年に對する策を講じつゝあるものとして、最近に注目すべき事業を爲しつゝあるのはコンモンウェルス・ファンド (Commonwealth Fund) のそれである。それは千九百二十一年以來活動をして居る。このコンモンウェルス・ファンドの豫防事業の基本とせられて居るのは次の如き考へであるといふ。即ち、犯罪少年といふのは大抵の場合、別に他の少年と異らないものであつて、同

じやうに善い性質や悪い素質を有し、又、同じやうに本能や興味を持つて居るものである。然るに、諸種の外部的な原因、例へば、遺傳とか環境の影響の下に、或る缺陷ある素質が支配的なものとなり、又、ある種の本能が、それ自體に於ては悪いものではないが諸種の反社会的目的に向つてその出口を見出すやうになり、結局は最後にこの反社会的な性格が積み重ねられて刑法の適用を受け犯罪少年として裁判所に導かれるに至らしめるのである。それで實際避けられねばならぬのは少年がこの犯罪少年となることである、換言すれば、犯罪とせられる行爲が行はれる前に、必然的に犯罪に立ち至らしむるが如き行爲を防止することが必要なのである。然るに、或る種の事實は表面上は柔順なる外觀を持つたもので屢々それが非常規的な精神状態、又は不健全な内部状態の徴候である場合が多い。それで調査(\*)に基いて見ると千人の生徒のうち四十乃至五十名は犯罪又は異状性の虞のある不調和な性質に苦しめられて居るといふことが示されて居る。故に、この少年犯罪の豫防事業は出来るだけ早く着手せられ、少年がその環境に對する不應化の非常に輕微な徴表を示した時に直ちに之に對して豫防の手段が講ぜられねばならぬといふのである。

(\*) R. P. Truitt etc., The Child Guidance Clinic and the Community, 1928, p. 71, Revue de l'Institut de Sociologie, 1929, p. 614 note 2.

かゝる思想を基礎としてコンモンウェルス・ファンドの監督の下に精神衛生全國委員會 (Comité National d'Hygiène Mentale) に依つて組織せられた「犯罪豫防部」(Division pour la Prévention de la Délinquance) によつて「少年指導調査所」(Child Guidance Clinics) が設けられて居るのである。そして、これと並んで同じくアメリカに於ける最近の少年犯罪豫防事業として注目すべきものに「訪問教師」(Visiting Teachers) の制度がある。この二箇の制度が如何なる組織の下に運用せられつゝあるかをこゝに簡単に記して置かう(\*)。

(\*) 本記事は Racine, Quelques tendances nouvelles de la lutte contre la delinquance juvenile, Revue de l'Institut de Sociologie, 1929, p. 615 et suiv. に依る。

「少年指導調査所」は千九百二十一年にコンモンウェルス・フアンドの事業として創始せられたのであるが、それは始めはその事業に適した且つ社会事業の機関を持つた都市に於て宣傳的に試みられたのであるが、遂には各都市が自己の負擔に於てこの事業を繼續し又は自らこれを創設して行くこととなり、千九百二十七年にはローサンゼルス、セントルイス、サン・フランシスコ等十二の都市に於てその事業が行はれることとなつたのである。勿論、まだ、その事業の結果が少年犯罪の減少を來たさしめたりや否やを確知せしむるには立ち至つて居らない。

この「少年指導調査所」は、極度に神経質な少年、憂鬱であつたり妄想的な少年、同僚と口論をする者、不柔順な少年、虚偽を言ふ者、學校を休む者、利己主義の少年、冷酷な性質の者、動物を虐待する者、不健全な好奇心を持つ者、性的惡癖を持つ者といふが如き環境への應化能力を缺如したり、生れつき不均衡な精神を持つたところの「問題児」を學校、家庭又は裁判所の委託によつて受け取り、之をその個性の全體に亘つて個別的に調査するのである。そして、その爲めに、調査所では精神病學者、心理學者、醫師、社会事業家等が役員として活動しつゝあるのである。

その調査の方法は、既に千九百九年にシカゴに於てヒーリー氏 (Dr. Healy) によつて始められ、これを模範にして、少年裁判所内に設けられて居るところの精神病調査所の方法を犯罪豫防の事業の上に移したものである。これは、少年といふものが、社会に於て生活せる一の全體的な存在であつて、諸種の環象、而かも非常に異なるそれの中に入出入するものであるといふところから出發して居る。即ち、少年には家族及び學校がその環境の一であり、善惡

の友人との交りは街に於て行はれる、娯樂場、運動の仲間がある。そして、其他色々の環境の中に少年は出入して居る。然るに、これ等の諸種の環境の中に示される少年の性格は常にその一面でしか在り得ない。しかも、これ等の一の環境に於ける影響が他の環境の中に於て一の反社会的反應として現はれて來るものである。そこで「少年指導調査所」の方法はこれ等の諸種の異なる環境的原因を綜合し、總ての原因を理解した上で、少年の行狀に對して解釋を下し、同時にこの少年に適用すべき處遇の方法を研究するのである。のみならず、更に進んで、「調査所」は少年の非常規的行動の原因が屢々少年自身に由來するものではなくして、大人の少年教育の拙劣といふことから來るものであると謂ふ見地に立つて少年の教育といふこと、並んで教育家自身の教育といふ事業も行ひつゝあるのである。そして、その爲に兩親及小學校教師のための講演、講習會、相談會が組織せられて居るといふ。

勿論、この「少年指導調査所」は社会事業の重要性といふことについては充分に之を認めるものではあるが、同時に、又、家庭の教育的價值をも充分に認め、自己の事業を以つて家庭に代つて爲しつゝあるものであると考へることなく、その他の社会施設と同様に家庭の支持と理解とを要求しながらその仕事を進めつゝあるのである。そして、それは「兩親と少年とを含む家は、そこで生活が繼續せられ、それが家庭として團結せる限り、他の如何なるものにも與へられない義務と責任とを常に負ふであらう」と宣言して居るのである。但し、この宣言は家庭生活が崩壊しつゝあり、且つ少年の百中二十五までが、死亡、遺棄、分散、離婚によつて不完全となつた家庭から出で、居るといふ米國に於ては相當實現し難い事柄であるとせられて居る。

第二に「訪問教師」の制度は私的事業として既に千九百六年から七年頃にボストン、ニュー・ヨーク、ハートフォードに於て始められたものである。これは社会事業家と女教師とから成つて居つて始めは學校教育を援助する爲

めに單に生徒のみならず總ての少年を調査することを目的として居つたものであつた。そのうち、訪問教師は學校當局が指定した問題児について詳細な調査を爲し、この少年を保護事業の下に置く手續を探つたり、兩親に相談又は注告を與へるといふことなどを爲し、あらゆる方法によつて少年をして社會的應化を全ふせしめるに力をつくし出したのである。少年裁判官がこれに援助を求めることとなり、又、千九百二十一年のコンモンウェルス・フアンの豫防事業もこの制度を自己のプログラムに入れることとなつた。

かくして、訪問教師の事業は千九百二十一年には全國の三十地方に於て、その宣傳的組織が作られた。それが千九百二十八年には三十七州に亘つて七十五都市四郡に於て二百十一名の女教師によつてその事業が進められつゝあるのである。

このアメリカに於ける少年犯罪豫防に關する二箇の運動は未だ私設事業に止まつて居る。然し、若しアメリカに於ける多くの事業が同じく私的イニシアテューヴから出でたものゝ多いことを思ふならばその持つて居る將來は充分注目せらるべきものと謂ふべきであらう。その中心原理として居るところの豫防主義は既に現代の一般刑法に於ても段々と認められ、その豫防の基礎としての人格的調査も既に着手せられつゝある。この一般刑法の領域に於ける諸原理は更に少年犯罪の豫防事業に於けるそれによつて更に力強く發達せしめられ完成せしめられて行くことであらう。然らば、このアメリカに於ける新傾向から我々は何を學ぶべきであらうか。私はそこに三箇の事實を發見し得るやうに思ふ。即ち、先づ第一に、成年犯罪の豫防事業が少年犯罪の豫防によつて完成せられるものであること、第二に、少年犯罪の豫防は犯罪に至らざる所謂問題児の豫防によつて完成せられること及び第三に、問題児の豫防によつて眞に社會教育事業が全ふせられるといふことである。特に私は訪問教師の事業が學校教育の

補助事業から出で、少年犯罪の豫防事業に發達して行つたことは、犯罪豫防と教育との間に密接不可離の關係が存在することを示すところの興味ある事實であると思ふ。このことは豫防といふ見地からは刑罰の本質が教育であるといふ我々の主張に力強い事實を提供してくれるものであると謂ふべきであらう。

刑罰は教育である。勿論そこには、既に犯罪を爲した人に對してはそれは一箇の再教育であり、且つ未だ犯罪に至らざる者に對する豫防は教育であるといふ差はある。然し、その教育たるに於ては監獄教育と學校教育との間に異なるものがあつてはならぬ。然し、又、同時に刑罰を教育であるといへばとて教育といふことを以つて或る一定の時代と社會との固定した格言を教へ込むといふ狭いものと解することは避けられねばならぬ。刑罰が教育であるといふのは、受刑者に對して行刑吏員が自己の任意の教育思想を押しつけることを意味するものではない。それは、不幸なる環境の影響によつて犯罪を犯した者をして再び環境の犠牲とならぬやうに援助することを意味するに外ならないのである。それ故、若し常に人をして犯罪に至らしむるが如き環境が存在するならば、犯人の教育は必然的にこの環境の除去といふことに向はねばならぬこととなるであらう。少年犯罪の豫防といふことについてもそれが一方に於て益々少年の性格についての個別化的方法が進められて行くと同時に、又、他方に於ては少年犯罪の原因たる社會的環境の除去といふことが忘れられてはならぬのである。

少年犯罪の原因については種々研究がなされて居る。嘗つてタルドは近代人の無宗教、名聲欲、富の増加と欲望の増加との不均衡及びアルコールリズムといふことを以つて現代の犯罪原因であるとし、これ等の犯罪原因が家庭に於て成年から少年に感染して行くことによつて少年犯罪が増加したものであるとした(\*)。同じく家庭生活といふ事實の中に少年犯罪の原因を認めたりストは次の如く謂つて居る。「若し父が一日中工場で勞働し、且つ、又母が

家庭の經濟狀態の結果、家の外での勞働を探さねばならぬとしたならば、この狀態の必然的結論は成育中の少年の道徳的、精神的及び肉體的不良化といふことに外ならない(\*\*)と。即ち、リストはタルドが説明することを得なかつたところの經濟的原因即ち、無産的勞働階級の發生といふ經濟的事情の中に少年犯罪の原因を求めて居るのである。そして、彼は「我々の勞働階級の不良化しつゝある少年を救済せよ」と叫んだ。少年犯罪の原因の除去といふことがかゝる經濟的原因に目をつけねばならぬといふことは、犯罪少年乃至不良少年の個別化的豫防が進められるについて必ず爲されなければならぬことであると謂ふべきであらう。

(\*\*) Tarde, *ibid.* p. 202 et suiv.

(\*\*) Liszt, *Aufätze*, II, 1905, S. 246-7.

家庭の經濟狀態の結果、家の外での勞働を探さねばならぬとしたならば、この狀態の必然的結論は成育中の少年の道徳的、精神的及び肉體的不良化といふことに外ならない(\*\*)と。即ち、リストはタルドが説明することを得なかつたところの經濟的原因即ち、無産的勞働階級の發生といふ經濟的事情の中に少年犯罪の原因を求めて居るのである。そして、彼は「我々の勞働階級の不良化しつゝある少年を救済せよ」と叫んだ。少年犯罪の原因の除去といふことがかゝる經濟的原因に目をつけねばならぬといふことは、犯罪少年乃至不良少年の個別化的豫防が進められるについて必ず爲されなければならぬことであると謂ふべきであらう。

### 行刑教育の問題につき正木書記官に答ふ

江 藤 惣 六

本誌十一月號の拙稿が、十二月號によりて、正木君の垂教を得たのはうれしいが、平素最も長教してゐた全君のお氣にふれ、侮辱的評價を以て報ひられた事は頗る遺憾に思ふ、然し事は行刑上重大問題に關する公の争であり、正木君が憂へられた如く、正木君の所謂まどはされた人が可なりにあつて、各地から共鳴の手紙を頂戴したのを見ると、妥當性もあるらしい、故に評價の一切は讀者にまかせて、本誌の余白をかりて垂問に答へ、釋明すべきは釋明しよう。

#### (一) 教育の目的

正木君は、江藤の教育概念はボンヤリしてゐる、ベスタロツチか、フレイベルか、バルトか、自分は教育とはフレイベルのいつたやうに、人間をつくるものだと考へてゐる、そして教育とはシュライエル・マツヘルといつ

たやうに、やはり社會に一致せしむる手段だと考へて居る(十二月號七、八頁)と教示された、が論理が間違つてゐる、フレイベルのは教育自体から目的を言明したものであり、シュライエル・マツヘルのは、客觀から教育を觀ての言明で、兩者均しく教育の目的についての言明なのである、然るに正木君は、全人教育的思想のフレイベルと、社會的教育思想のシュライエル・マツヘルとの、思想系統の異なる二人が、觀察點を異にして爲した同一事項の言明を、其儘吟味もしないでかつがれたから非論理となつたのである、即ち正木君の引用文言を其儘拜借して、教育を教育自体からと、客觀からと並べて表現するならば、(イ)フレイベルで言へば、教育は人間をつくるものだ、故に教育は人間をつくる手段だ、とならねばならぬ、(ロ)シュライエル・マツヘルでいふなら、教育は社會に一致する人間をつくるものだ、故に教育は人を社會に一致せしむる手段だ、とならねばならぬ、正木君の結論

なら、シュライエル・マツヘル一人をかつぐべきものだ、尤も實際上に於ては、フレイベルは、よく己れを知り自然と和らぎ神と一致する人間をつくる事を目的としたから、氏の教育観により育つた者も社會に一致し得やうし、シュライエル・マツヘルは、家族寺院國家の共同生活に於て、獨立有爲の成員たらしむる事が教育だ、とした人だから氏の教育観で育つた人も、個人としても立派であらうから、素人がいふのなら黙殺するが、學者の正木君が、江藤の教育概念はボンヤリして居ると評せられる項中に、斯くの如き非論理を敢てせられたから、一言申して置く。

さて私の教育の概念は、十一月號(三)(四)で大体おわかりのはずと思ふけれど、お答へ申さう、私はバルトと同じ系統のシュライエル・マツヘルに似た觀念を持つて居るが、日本人たる私は、全氏其儘ではない、思ふに教育史の教ふるところによれば、明治の初年頃、米國人モルレ一氏及スコット氏等によりて、汎愛派やベスタロツチ氏等の教育學が輸入され、其後種々の人々によりて、スペンサー、ペーン、ジョホノツト、ヘルバルト氏等の教育學が紹介され、歐米崇拜と其模倣に急であつた當時の教育者達は、今度の正木君の質問の如く、ベスタロツチか

ヘルバルトか、とたづね廻はり、混乱と不統一を遺憾なく發揮し出した、そして其事は長くも 明治天皇の宸襟をなやまし奉り、遂に明治廿三年十月三十日、教育に關する勅語の御下賜と相成つたのである、茲に初めて教育者達は迷夢からさまされた、爾來趨向一定し、お勅語の御趣旨を徹底すること、これが日本人らしい日本人をつくる所以で、日本人らしい人間をつくる事が日本の教育だ、とされる事になつた、不肖な私も、日本帝國の大典獄として、囚人を日本の良民の一人に教育し度いと考へて居る(十一月號(三)(四))、即ち聖旨を奉じて、家庭、社會、國家の成員としての獨立人をつくるのが教育だと信じて居る。

(二) 江藤式教育法について

是は私が刑務所教育は、學校教育でもなく、感化院の教育でもない、自由刑の執行方法としての、特種教育だといへるに對し、正木君がベダンチックでひとりよがりて讀書せぬ男と、あらゆる侮辱的評價を附して命名された教育法である(十一月號三二、十二月號八頁)、思ふに正木君のいはれる如く、家庭教育も學校教育も社會教育も、人間教育を完成すべき大系中にある事は勿論の事で、私

の行刑教育も亦その大系中に入るのである、それだからこそ、方法論として刑務所教育といふ特殊教育論が割出されねばならぬのである、正木君は二つの誤つた觀念にとらはれて居られる。

(1) 教育は家庭社會國家の成員としての獨立人をつくるのであるが、刑務所の生徒は既に普通の教育の年齢を経過した者で、一人前の人間と目せらるべき人達であつた、それが犯罪によつて、彼等の是迄の教養が奏効しなかつた、非社會的の或ものを有することが明かになつたとして其の部分矯正補修すれば獨立人たる目的が到達せらるゝ生徒といふ假定を持つてゐるのだ、故に刑務所學校は、一種の補修的矯正的内容を手段として、人間完成をやる學校なのである、我々は家を建てる大工ではない、修築増築の大工だ、只その修築増築の程度には廣狹深淺色々ちがいはあらうが、兎に角刑務所は一種の修繕學校といふ觀念は制度本來の面目で動かぬところだ、然るに正木君はこの前提を全然欠かれて居るやうだ。

(2) 正木君は目的論と方法論を混淆されても居る、正木君が江藤式教育法命名の爲めかつがれたフレイベルの精神を、よく理解せられたら、少なくとも方法論として刑務所教育てふ特殊教育法の存在は、當然に承認せらる

べきはづだ、蓋しフレイベル氏は、兒童を植物に比し、保姆を園丁に比し、學校を花園に比して、幼稚園を創設した人ではないか。

思ふに一般植物學に於ける植物の個性の研究は、地質學應用理化學等の力を借りて、農學を發達せしめ、農學に於ける作物の總論的研究は、土壤と作物の關係が、作物の種類によりて異なる現象から、肥料をはじめ、諸種の手當法の特種研究が理想され、大綱は小綱を生み、米麥等の純農植物から菊朝顔等の花卉園藝植物に至る迄、夫々の種類に於ける最良の栽培法に進み、米穀耕作法、菊栽培法等が生ずる、即ち目的は各植物の天賦を知り能ふ限りそれを發揮せしめ、人間の需用に充てやうといふにあるが、その目的を到達するについての特殊手當の方法論がそれなのだ。

之と同じく人間教育に於ても、年齢身体心性其他種々の差がある以上は、教育の目的論に於て、個人の完成にありとする説を採らふと、國家社會人の完成にありとする説を採るとに論なく、其目的へ導く方法は、被教育者に差があればある丈ちがはねばならぬ、故に理想としては、太郎には太郎の教育法、次郎には次郎の教育法が特殊されねばならぬ、これ純正教育學が到達する必然の結

論であらねばならぬ。

以上の理論は又米、菊等の特殊栽培法を派生した如く人間中の類似項者達の爲めに、特殊の方法論的教育法が派生する、即ちイ普通教育にありても、年齢がもたらす身体と性狀の階段的相異に對應して、幼稚園の教育、小學校の教育、中學校の教育といふ、特異の部分を持つ方法論が生じ、ロ低能兒、穎才兒、不良兒、瘡癩兒等の如き、性狀の特異者の類似項に對應し夫々の特殊教育方法論が生じ、ハ農工商軍人宗教家教育家等の如き、其向ふべき方向により、特別なる智識と、一般人としての徳目中、特に強調すべき訓練すべき或者を要求する類似項者の爲めに、その行くべき社會適應性涵養手段が特殊された、特殊教育が必然するではないか。

然らば茲に囚人といふ、科刑によりて良民としては欠けたる非社會性の持主たる假定を持つ類似者の爲めに、その欠けたる部分を補修すべき特殊の教育方法論が成立しなければならぬではないか、是私が刑務所の教育は、學校教育でもない、感化院の教育でもない、特殊の教育だといふ所以で、現に同じ囚人中に於ても、個別處遇が理想されたり、累進處遇が案出されたりするは、個性の相異に應ずる教育方法論的の差別觀が主たる根柢ではな

いか、然るにフレイベルの教育學に、刑務所教育でふ特殊教育ありとの不動文字がないからとて、江藤のひとりよがりだとは、正木君にも似合はない話だ。

(三) 行刑の實質は教育といふ思想の  
パテント問題

正木君は、江藤は行刑は教育といふが此の觀念は一体誰が言ひ出したか、歴史的にはフェリー教授云々我國では牧野博士云々それは我々新派のパテントではないか云々(十二月九頁)と教示されたが、是には二つの誤りがあるやうに思ふ。

(1) 明治三年の新律綱領は、純然たる支那法系のもので、歐米刑事學の影響はない、そして其刑の執行法としての、明治五年の監獄則には、序文に刑は苦痛を與ふるにあらず、改善せん爲めの仁愛なりと云ふ意味が宣せられ、全則官員の部第五位に教師、第九位に授業師といふのがある、前者が學問を、後者が工藝技師の教授を擔當した事は言ふ迄もない、全則第十條に、書籍を習讀し工藝を練熟せしめ、能く艱難に忍び改心し以て才藝を成すものは拔擢して下吏となすことを聽す、といひ全條脱籍無産復籍の項に、工藝を習慣せしめ、獨立の生計の目途を

立てたるの後云々、懲役第十二條第五條に愚鈍にして工藝を教ふべからざる者は云々の規定がある。

次に明治九年三月警視廳伺に、懲役人共へ學術を教授せしめ候儀は、監獄則にも相見へ、已に其設け有之候へ共、法則の整備ならざるより進歩の功不見候間、今般更に教則を設け幼囚を區別し相應の書籍を與へ、時間を定め教授爲致度云々。又全年全月懲役署伺には、當署の囚徒従前より餘暇を以て讀書を學ばしめ、殊に少年の輩は正午工場を引揚げ、専ら學業を習はしめ、智を開き惡意を悔改せしめんとする意なり云々、生徒往々勉勵の意に薄く云々、這回之を改正し別紙假規則に従ひ鞭誘教導せば、詐欺奸猾の徒も漸々心根に善芽を生ずる者あらん乎云々、世間と少しく其趣きを異にするより教則も亦従つて異らざる能はず云々、とあり而して別紙囚人教授方假規則中に、イ眼目は進理を諭し悔悟に導くを旨とし云々、ロ舊病監を以て假學校とす、ハ校中は拭板にして云々、ニ生徒は六十名云々、ホ判任官一名云々學務を兼任せしむ、ヘ生徒十八歳に至れば退校して専ら工藝を習はしむト十八歳未滿は正午工場を引上げ、三時に至つて退校す云々。

以上は即ち行刑も教育だといふ思想なること炳乎たる

ものではないか、明治五年は、フェリー教授が刑事社會學を出した一八八一年よりは十年も前の事であり、牧野博士などまだ生れてゐない、して見ると正木君の所謂行刑教育のパテント問題は怪やしいもので、何もフェリー氏其他所謂新派の專賣ものではなさうな氣がする。

(2) 今一つの誤りは、行刑が教育といふ思想が、只一つの正木君流の思想系統からのみ流れ出る、と思はれて居ることである、凡て何事に限らず、普遍的で妥當性のあるものは、百川皆海に入るがやうに、よしやたどれる筋はちがつても、同方向に歸一するものである、正木君はそこに留意されず、只自己の所謂新流のパテント眼で見られるから、江藤は行刑は教育といひ乍ら、刑務所らしい刑務所といふ、應報論者の金科玉條を主張するのはどうしたわけか(十二號九頁十一行)との疑問が生じたりされる、江藤から見ればそれもやはり一つの教科書なのである、之は(四五)の所の説明でわかると思ふから茲では説明は畧する。

私は刑事學の名を附した書物を読むことのみが、學問とも思はなければ、又行刑の理論は、既生刑事學の繩張りからのみ抽出すべきものとも思つてゐない、無學の私も刑事學の書物も少しは讀んで見たが、所謂新派も舊流

も治國上捨て難い長所を持つが、それを學問的に融合し得ないで居るのではないか、そこで私は左様なせまいサークルに籠城することをやめ、正木君流のバテントの流れをくまずに、他の方途を這つたのである。

私は寛博士が、法律學の最もよい参考書は、無量壽經だとかいはれた話を傳聞して、ヒントを得たわけだが、私の行刑教育論の基調は、佛教思想、殊に業の思想と菩薩の思想が中心を爲すものである、此の思想は生物學進化論社會連帶論等に仁愛の道を融合したやうなものであつて、こゝからながめると、正木君の新派も、舊派もそれは通過驛なのであつて、兩派を折衷したといふよりは融合一致せしめた深みのある思想だ、で正木君は私を保安者あつかいにされたが、私から見ると、一瞬お先に失敬してゐるのである、正木君が十一月號の拙稿を冷靜に讀まれたら、江藤の奴折衷しよつたな位の、當らずとも遠からぬご見當がついたはずだけれど、正木君は兩派は融合出來ぬもの、新派たらずんば舊派といふ如き、途中驛に下車されて居るから、バテント問題となり、其他イ一般豫防か特別豫防かどちらだ(二三頁末行)とか、(口監獄の壁を百尺にし、囚人悉くに手錠をはめてはどうか(十一頁)とか、(ハチューリンゲン刑務所の郊外散歩の如

く町中引廻はしをやつたらよいではないか(全十三頁)とかの反問や皮肉が出たり、こんな殘酷な郊外散歩といつた私の考へが解せられないのである、次の(四)の項で私の思想は明瞭になるから次に進む。

(四) 自由刑即教育の理論

正木君は自由刑は教育だ、といふ思想の正系を以て任されて居りながら、江藤が自由刑の執行方法其ものを不自由界順應力涵養の道程たらしむると、いつたのがわからぬ、とか社會適應性を大膽にも不自由界順應力といつてゐるのがおかしい(十二月號十一頁)とか仰しやる、此のお笑を解くには二つの論點を明かにすればよい。

(1) 其一は囚人に附與すべき社會適應性の内容に關する點である、正木君のお考へは、刑務所の教育は、囚人に社會適應性を附與する手段だ、普通の學校も生徒に社會適應性を附與する手段だ、兩者の行くべき社會は同じ社會だ、故にその附與し涵養すべき社會適應性は兩者同一であらねばならぬ、といふ觀念らしい、正木君の批判は終始この誤つた結論を抱ひてされて居るやうに思ふ、そして此の論理は正しいやうだが、結論が間違つて居る、それは社會適應性の内容についての考察に不足があるか

個性の相異を見落したか、に基因する、社會適應性は社會の成員としての適格性であるから夥しい内容を持つが兩者は最低限度に於て一致すればよろしい、即ち非社會的の惡事を爲さない線で一致すればよろしい、そこで此の線の社會適應性の内容は一樣だけれど兩者個性がちがへばちがふ程、その附與し涵養すべき内容にちがいがなければならぬ、強調すべき内容もさうだ、何となれば既に有する部分は附與するに及ばぬし、弱點なき部分には強調の要がないからだ。

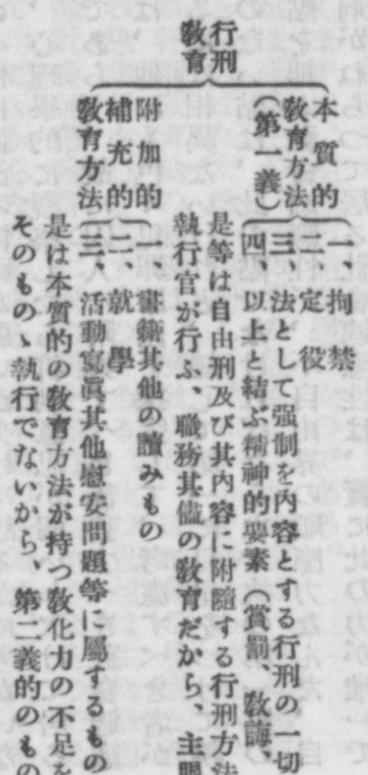
囚人の非社會性の表現はその犯罪した事である、故にその心性に違法の精神が弱いか欠けて居るかにちがいない、心理學的に觀察したら抑制意思が弱いか欠けて居るかであらう、故に囚人に附與すべき涵養すべき社會適應性は、他にも色々犯罪原因を探究して、考慮すべき者があるには相異ないけれど、總じて第一に目星をつけて誤りのない點は、此の點でなければならぬ、次の第一點の欠點を補ふ社會適應性が、不自由界の順應力なんだ、自由刑がねらつて居る社會適應性は、實に此の力が唯一ではないが主な一つであるのだ。

蓋し自由刑を對象としての社會は、社會の實相の一つであるところの、人爲と自然の兩因果にしばられた、不

自由の社會で、我儘をしてはいけない社會である(十一月號三四、三九)、若し此の社會を對象としないときは、自由刑が教育だといふ理論は立脚點を失ふ、何となれば因果を超越した自由社會(左様な社會は神佛の社會で地上にはないが)であつたなら、その社會への適格者養成手段に、不自由を内容とする自由刑のあり得べき道理がないからだ、正木君は此の、儘にならない社會に生存すべきお互の、社會適應性の主なるものとして、不自由に堪へ忍ぶ力が、なぜ社會適應性と解せられないのか。

(2) 自由刑は教育であり、囚人に社會適應性を涵養する手段だ、そこで方法論に於て、附加的補充的の第二義的の教育は別として、自由刑の執行方法と、教育方法とは別物でない、客觀的には刑であるが、主觀的には教育であつて、兩者は一つの事實の表と裏だ、といふのが私の主張である、私のこの主張を認めなければ、自由刑の實質が教育だとか、犯人に社會適應性を養ふ手段だとかいふ題目は、土台からくずれてしまふのだ、然るに正木君はそこをどう解して居られるのか、私が十一月號三三頁以下に於て、刑の執行官たる我々は、必然に自由刑其ものを教育化せるといふ拘束を受ける、即ち刑としての客觀的不自由を、修養道程に取り入れて、主觀解放力を

養ふことが、我々の取るべき第一義の教育方法だ、といふ意味の論をした、それがわからぬとかおかしいとか言はれるのである、相手が正木君だから今一應説明する、



そこで本問題に立ちかへる、例を自由刑の標本たる懲役刑に取る、懲役刑は拘禁と定役を一大内容とする、そこで、

(イ) 拘禁は自由刑の内容で、居住及移轉の自由に對する法的の制限である、自由刑が苦痛視され、刑が他戒的威力を持つ主なるものである、此の客觀的不自由であり苦痛であるところの拘禁其物を、社會適應性涵養手段たらしむる可能な論理的理由がなかつたら、自由刑が教育だといふ理論は全然成立しないではないか、故に私は應報論者達が、只苦痛を與へる手段とのみ思つてゐるとこ

讀者に觀念をわかりやすくする爲めに、大体を表示してから論旨を進める。

この、此の拘禁そのものを生かして教科書とする手段、即ち十一月第三四頁二行以下に私がいつた、其の客觀的不自由を、修業道程に取り入れて、環境の桎梏を解放し得る人間をこしらへる、方法となるのだ、是れ以外どこに拘禁の教育的價值があるとするか、若し正木君の信奉される新派の學説が、自由刑は教育といひ乍ら、自由刑の内容其ものと、教育方法そのものとを、別物にする程の非論理であり不徹底なものであるならば、それは獨り正木君の罪でなく、新派の學説其ものに、根本的の大欠陥があることを承認せられねばならぬ。

思ふに正木君は會て自ら變裝して監房生活を味はれたはずだが、形丈拘禁形式の下にあつても、心は興味を持つた研究者だから、そこに煩悶なく不安なく恐怖なく、家族の心配なく世間への氣兼ねない、故に眞の囚人とは全然拘禁味が異つてゐる、如斯心異れば全然味を異にする道理を、佛語を假りて、万法唯心と申し置いた(十一月號三四末行)拘禁は教誨と相待ちて、自己罪惡に醒めしめ之を悔ひ改めんとする精神生活へ導く教科書であり、道場である、境遇善處の境地から、如何なる境界も、神佛の有り難い救ひのお手廻はしとする心境が開ける、即ちそこに境遇そのものが生きた教科書となり、試金石となりて万法唯心の悟りが開かれる、そしてそこにはもうい

への導きが、此の心境を外にして何があつたか、此の心理過程を認めないで、自由刑が教育だとは沙汰の限りといはねばならぬ。

まはしい監房感はない、有り難い道場と化して居るのだ、即ち自己主觀によりて、環境の桎梏を解き得る力が出るのである、そして是れは、釋放後前科の重荷を負ひ、立ちおくれして逆境に生きねばならぬ、否その逆境を轉じて順境にしなければならぬ彼等が、まゝならぬ社會に處する、最上の社會適應性ではないか、この主觀解放力、即ち不自由界順應力を持ちてこそ彼等は、はじめて無碍の白道へ精進が出来るのだ、努力も奮闘もあり得るのだ、古往今來逆境に處して過たず、或は逆境を打開して順境

(ロ) 定役は各人の職業の自由と勤怠の自由に對する法的の制限で、客觀的に一つの苦痛である、だから應報論者は苦痛附與手段とするのであるが、我々は之を教科書として與へ、自己修業として受け入れさせて、勵らく者の幸福を体験せしめ、勤勉の良習慣乃至職業の訓練、曰く何と、可なりに大きい教育價值を持つ大教科書として取扱ふのである、仍て遂げられる社會適應性も亦大なるものであつて、イロが結びついて、犯罪人の社會適應性は先づ完成に近いものとなるのである、故に此の論理を認めないで、定役を内容とする自由刑が教育だとは論理が通らない。

即ち不自由界順應力を持ちてこそ彼等は、はじめて無碍の白道へ精進が出来るのだ、努力も奮闘もあり得るのだ、古往今來逆境に處して過たず、或は逆境を打開して順境

(ハ) 叙上の如く拘禁と定役との、二大不自由を基礎教育書として成立する行刑教育は、それ等の總合功德が持つ教化價値の完成が、刑の執行方法としての第一義の教育だといふ所以であつて、只社會が複雑であり、人間も複雑であるから、此の第一の本質的的教育方法では、不十分な恐れがある、そこで之を補充したり附加したりして助けるところの、第二義的の教科書を取り入れる必要

がある、慰安問題として論ぜられる事項の如きがそれであるのだ、ところが此の第二義のものは、今もいふ通り第一義の教化価値を助けるのであるから、第一義の刑の本質的教化価値を損ふ如き副作用があつてはならない、故に之を取入るゝ範囲は、第一義の教育方法がねらへる尺度に照らして見、第二義の教化価値と商量して見た上になければいけない、といふが十一月號の私の論旨である。

(五) 法治國の典獄論

叙上の如く行刑教育を観ると、刑務所の一切の設備も行事も、凡て囚人の教育方法であり、彼等を其幸福に於て更生せしむる具だ、然しお互に反省せば明かな如く、無病息災を希ふ身が、不健康の生活方式を好み、富貴を希ふ身が貧賤への道を好む如く、囚人も改心の志は容易に起こすが、さて其道への精進は困難で、佛性と獸性の争に目を送る、故に何事も教科書なりとする行刑理解の第一歩から、其目的到達への精進は、實に恩と威、寛と嚴との宜しきを得た大愛の手の導きが必要なのだ、一方に偏するはやすいが、宜しきを得るのコツはむづかしい、正木君は此のコツを考慮せられぬ、故にゆとりの道とし

て私のいつた事を、自己擴張されて法治國の典獄論、不笑の殿堂論となつた、典獄の地位は低い、刀筆の吏々法律技師や建築技師とはちがふ、ゆとりを持たぬ準繩の一本で行刑が出来、人の教化が爲し得るならば、如何に典獄が愚かでも苦勞はない、衆を禦し衆を化すには、時に法を行はずして法を行ふ底の腹藝も入り、叱つてほめ叱らずして叱るのコツ合も入る、典獄や教誨師が、囚人を感じさせる事を禁ずる法はない、感動すれば泣きもし笑ひもする、協會巡遣の映畫だつて、笑ふ時には笑ひ、泣く時には泣かせないで何の教育映画です、そしてそれは、敢へて笑ふを許すの明文をまたんやです、殊に正木君が引用された、交談禁止の原則の如きは、囚人相互の無用不規律なる交談に關するのみ、従つて常住一般に交談禁止を解く如きは、典獄のよくする所ではないが、現行法の下不笑の殿堂を築くの要いづくにあらう。

(六) 保安處分について

正木君が十一月號に、私がスポーツの教育價值商量について述べた、悪玉はやはり悪玉の一言のみを抽出して、私が性悪説でも取れるが如く批判されたのは無理である、進化論が認められてから、誰が人の性は善とか悪とか、

其一方のみな採るの愚な爲さう、世に全人格的の善者なく悪者なし、發現作用の方向と量こそちがへ、善惡の再性は何人もが所持する事は疑ふ由もない。

然し一部の惡素質も、それが共同生活に適せず、しかも精神科學上事實上、抑制も矯正も不能とされ、或はそれに類する者と假定せらるべき者が、教化を目的とした刑務所に、玉石混淆收容されて居るのが現制度であつて、現行制度中最も改正の急を要する大問題は實は是である、思ふに是迄の治獄の歴史を、主觀から書くならば刑務官については、是等の爲めに辛苦を嘗めさせられた上、冠するに無能無學の名を以てせられ、恰かもアヒルの卵をだかされた鶏のやうな歴史であらねばならぬ、又普通囚については、是等の爲めに道づれにされ、與へられぬでもよい教育書を與へられ、迷惑したり悪化されたりした歴史であらねばならぬ、そして其教化不能囚自身達も亦、無効不能の教育書を無理強いされた、徒勞の歴史であらねばならぬ、左表は私が福岡在勤中大正十五年六月、行刑局長の照會により調査報告したもので、主査は精神科學に造詣を持つ左坐技師で、九大下田博士の指導も受けられたと思ふ、私も亦行刑史上特筆すべき新制度の材料と思料したるが故に、豫て從事してゐた精神科

學の研究にベストをつくし、一つの盲印も押さない覺悟で意を用ひた統計である。

精神異常又は其疑ある者の表

精神薄弱	白癡	癡	愚	三六八	男三八五
色慾異常性	衝動性	放逸性	病的酷耐性	二九一	
不徳性	輕佻性	虛言性	奇行性	二六八	
紛争性	興奮性	沈鬱性	偏執性	〇九〇〇	男一六〇

即ち男受刑者約千二百五十名中、合計五四五名といふ異常者が居つた、右の中性格異常者は、精神科學上治癒の法なきものであり、又白癡者は勿論、癡愚者も普通人としては立てない者である、流石に今日の刑事政策により、選りに選つて處刑して居る文の事はあると肯かれる、と同時に方今の再犯率が三割強若しくは四割弱を維持せらるは、寧ろ優良の成績であり、行刑は相當に功を奏し、教化し得べきは大抵のがさず教化してゐると認むるが、

妥當の見であらう。

私は是等の異常者の凡てを隔離を目的とした保安處分にせよとはいはないが、せめて或程度以上の者達丈でもさうした事になつたなら、國家社會にも囚人達にも刑務官にも、實に幸福な事であつて、犯罪人も夫々意義ある處置と處遇に生きて、そこに一つの徒勞もなくてすめば正木君の所謂それが爲めに刑務所が減じて、過員整理による、刑務官のパン問題の如きは、爪のあか程にも當らない微々たる問題で、私の如きは最初の整理にあふも、國家社會の爲め、喜びびて其日を祝福する、行刑も此の制度を設けることによつて、意義ある黄金時代への第一歩があらう、無能の冤名をそゞ日なくして逝いた、我等の職務上の先祖達も、さぞ浮ぶことであらう。

(七) 江藤式の頭 (十二月號一五頁六行以下)

余人ならぬ正木君につけられた頭を、お答の冠に頂く、  
(1) 正木君は、私のアメリカ刑務所の暴動についての考へ(四二、四三、十一月號)に對しそれは江藤式の頭での判断で、其原因は舊い設備と新しい處遇、舊い思想と新しい思想の衝突だ(十二月號一五頁)と教示された、が江藤式の頭には承認の出来ない三つの疑問が残る。

いが、それは奇蹟的例外であらう乎、江藤式の頭では、行刑が教育といふ反面に、忘れさせてはならないもの、存在を、雄辯に物語るものとして之を視るのである。

(ハ) 殊に正木君が、江藤式の頭の考へも疑問も皆ウツだ、設備と處遇の不適合は、さうした不祥事を出来せしむる原則だと仰しやる(十五頁七行)なら、我國では小菅外一、二の刑務所を外にしては、スポーツや演劇を取り入れての、新しい處遇が、如何に不適當の今日であるかは、愈以て炳乎たるものではない乎、正木君は、國家にも社會にも申譯のない、刑務官にも囚人にも取りかへしのつかない、此の不祥事の頻發を、原則として豫測し豫見しつゝも、尙過般の所長會同に於ける所長達の態度を諒とせられず、之に侮辱的言辭を取てせられたの乎。(九月號七頁) (讀者は更に昭和四年、十二月十三日大阪朝日新聞二面の記事を参照せられ度し)

(2) 私が九月號のチューリゲン刑務所の散歩寫眞を郊外散歩の教育的價值商量の説明材料としたのに對し、正木君はその材料中のゼンギリの點が、事實にちがふ事を指摘され、江藤は獨逸行刑學を研究しての事か、と反問されたのみで、論旨自体にはおふれにならなかつた、それは遺憾に思ふがお答文は申して置く。  
坊主刈が囚人のシンボルだつた事は間違ひない、只一

(イ) スポーツや演劇が、一般豫防を犠牲とするも尙取り入るべしとする程の、教化價值があるものならば、正木君所説の如き事情で、世界的珍事のおこりやうがないではあるまいか、正木君のお説は、それ自体私の説を裏書するもので、夫程の教化價值の認められない證據ではあるまいか、今日の時勢なればとて、所謂社會適應性なるものが、ストライキに強いといふ意味ではなからふ。

(ロ) 殊に私がおきゝしたのは、新舊思想の衝突で、左様な大暴動をおこす、その心は何が培養したか、といふ點である、第一義の教育主眼を忘れて、刑務所は學校だ、と、補充的第二義の教育方法にのみ力こぶを入れた結果が、其副作用によつて囚人達を、受刑中だといふ自省心を喪はしめたのではないか、と江藤式の頭は考へる、何となれば日本に於て、小倉の如きは、小早川隆景時代の監房を有し、凡てが之に類した古式刑務所である、之に類する大分、其他にも六七ヶ所位は、似た設備の所が残存するであらうが、此の半世紀間の受刑者の處遇や思想には、可なりの懸隔があるのに、殊に大分の如きは正木君が以て保安主義といふ私でさへ、驚嘆した程の強剛中村典獄の行刑を以てすら、コトツともいへせてゐない、市民が鐵砲應援をしたためしは、日本のどこにもな

九二三年の自由刑執行に關する原則九十二條により、清潔と体裁を理由とする場合の外、意思に反しての變形が出来ぬ事になつたが、之は其儘聯邦中の各邦に及ぶものとは思はない、次に一九二七年の行刑法草案が其儘通過したとすれば、其の第六十六條に全様の規定があるから昨年正木君の外遊の頃には、もうハイカラ頭もあつたであらう、然し職工服がカーキに大分かはつたが、ナツバ服が職工服のシンボル視せられ、青衣がふへ外役の凡ては青になつても、世人は赤衣を囚人のシンボルとしてゐる、九月號の寫眞がゼンギリに見へる私が、之を彼の國の囚人のシンボルといつた處で、それは特にあげつらふ程の問題でない、論旨自体には痛痒なしと思ふ。

(3) 十二月號十四頁のお問は、統計はない、又なかなか統計せらるべきものでない、だから思ふといつたのである、その根據は、  
(イ) 百人中一、二の割 (十一月號は、の字脱) といふは、釋放直後捕へられる者と、警察に懲役志願する事例とを見ての直観である、(ロ) 二年以下の條件附志願は、改心者から其旨の打あけ話を、いひあらはし難いデリケートな實務家の第六感が措信しての事だ、だから私共は刑務所改良は、他の制度の新設は別だが、學者のねら

いどころの間違ひと感ずる次第で、正木君の刑務所の實際観と、私の實際観とは可なりな差異があるやうに思ふ、全國の實務家に江藤に似た事實談の持合はせの者は多からうと思ふ、集めて見られては如何だらうか。

(4) 風浴問題、典獄が豫防衛生に留意して、囚人の健康をはかるべきは當然の事ではなければならぬ、私は大正十二年五月大分の新米典獄として、既往三ヶ年の統計を取つて驚いたのが、寒冒殊に冬傷患者の多い事であつた、其豫防法として考へついたのである、二木博士の四大に浴する健康法で、風浴はその一つである、他の専門家の書や講話でも、幾度も見聞した事があるし、毎日十分乃至三十分もやると、水浴に異らぬ、殊に副作用がない丈安全との説さへある、私の郷里では、夏涼し目を見て置く冬寒くない、といふ諺がある、夏の裸体價値の評價だ、そこで夏季罷業後の舍房で、就寢迄上半身の裸体にする事は、容易な豫防衛生法であらねばならぬ、肺患囚に白中公然全裸体の日光浴を許して居る日本の刑務所が、夜間舍房に於ける半裸体の豫防衛生法のやれない道理はない、お伺する迄もないと思ひ十二年と十三年引續き實行したのであるが、十三年の初冬公報の記載から本省の垂問——不許となつたのである、其試みが平素風に親しま

ぬ囚人達に、如何によい薬であつたかは、とても社會人の想像も及ばぬ處で、その効果の如何に顯著だつたかは垂問に答へて報告した統計に明かだつたはずだ、今正木君のお説を見て、此の良否が歐米刑務所の發案でなかつた事を遺憾に思ふ、と同時に正木君は監督官廳の要路のお役人である、學問上の事は如何なる批評も害はないが典獄の施設や發案については、たとへお心にひとりよがりな事だ、と思はれ局長にどう報告されても少しもかまはぬが、本人や世間には、心のまゝを公表されてはいけない、それは典獄達を引込思案や、迎合主義に墮落させる禍根となる。(昭和四・一二・一五稿) (本問題は之れにて打切り)



# 死刑の適用に魔酔劑を採用する議

一名 刑罰進化論

澤田順次郎

## 八 世界に於ける死刑の種類

### 米國の電氣死刑

併し死刑として、如何なる種のものが最も適當するかその選擇に就いては、歐米各國とも餘程以前から、熱心に考究を重ねてあつた。さうして昔の殘忍を極めた死刑は、嚴刑主義の徹廢と同時に、大抵は廢止されて、今日は何れの國でもただ一種(稀れには二種)の死刑のみを存して、他の暴虐的な慘刑は消滅して了つた。

文化の發達と、道德の進歩とに従つて、殘忍なる刑罰の消滅したのは、謂はゆる刑罰の進化で、死刑の淘汰ともいへやう。それは如何なる形式の死刑であるか。ここに一言の辯なかるべからずだ。

[下]

我國を初め、世界各國の例を綜合して見ると、死刑の最終局として、取り殘されたものは絞刑で、時としては斬、銃若しくは電氣を利用する國もある。孰れにしても死刑中で、一番軽いといふ趣意から採用した譯であるが、果してどれが最も軽いか、輕くないかを定むることが頗る困難だと思ふ。何となれば絞刑といひ、斬刑といひ、或ひは銃刑といひ、將又電氣刑といひ、それは觀る人に依つて、考へを異にするからである。先づ電氣死刑を採用した米國のことから、話して見やうと思ふ。さて米國で電氣死刑を採用したのは、今から四十五六年前で、米國でも初めての計畫であるといひ、歐洲各國も其の前古未聞の死刑に、少なからず好奇心を唆つて、

其の成行に注目して居たのであつた。何故米國が斯様な死刑を制定したかといふに、恰度電氣事業が盛んになりかけて、電氣萬能が唱へらるる時であつたので、電化の魁として、遂に死刑にまで之を應用するに至つたのである。

それに米國人は、元來新しいことを好み、何でも世界に率先して、進歩を計ることを心懸くる民族であるので常に電化に心醉せる彼れ等が、いかで舊來の古めかしい死刑に満足しやうや。斯くて一たび電氣死刑の議案が、議會に提出せらるるや、殆んど満場一致をもつて、此の奇抜な電氣死刑を可決したのである。

一体此の電氣死刑は、如何なる装置のものであるかといふに、一脚の椅子を死刑台として、それに電流を通ずるやう、精巧に装置したものである。而して其の電流は椅子の上に四肢を縛し、面を覆うて腰を掛けて居る死刑者の頭腦に通ずるので、スイッチ一つ押せば、一瞬の間に絶命するといふ理想の下に出来上つたものであつた。併し此の電氣死刑の成績に就いては、實際に試験した上でないと、斷言が出来ないので何人かその最初の犠牲に上るか、これまた米人に依つて注目されてあつた。ところが恰度其の頃、我が日本の移民で、情婦殺しの

犯人が、其の電氣死刑台に上せられた。當時の新聞に依ると、其の犠牲者は設計者の理想を裏切つて、一回では死に切れず、四肢は痙攣し、胸は苦悶の波に打たれて、見るに忍びなかつた。で、二回三回とやり直して、やつと息の根を止めたといふことである。

今日の電氣死刑は、こんな不完全なものではなからうと思はるるけれども、それでも何だか不安で、聞いた許りでも、身の毛がよだつ思ひがする。米國で此の電氣死刑を採用して居る州は、下記の四州を除外した其の他の各州で、此の四州は各年次以來、死刑を全廢して居る。即ちミシガン（一八四八年）、ロードアイランド（一八五二年）、ウイスコンシン（一八五三年）及びコロンビア（一八六三年）である。

### 九 死刑を全廢せる國と存置せる國

英國の電氣死刑と佛國のギロチン

死刑を全廢して、死刑を無くした國は、右の外にも多くある。試みにその主なるものを舉げて見ると、歐洲には伊太利を首めとし（一八九〇年以來）、ルーマニア（一八六六年以來）、葡萄牙（一八六七年以來）、和蘭

（一八七〇年以來）及び那威（一九〇五年以來）等で、瑞西は聯邦に依つて、死刑廢止と存置と二様に別かれ、廢止せるものはニエウチヤツテル（一八五四年以來）、ゼネヴァ（一八七一年以來）、バツセル・スタツド（一八七二年以來）及びシャツフ・ハウセン（一八七三年以來）の諸邦で、他の諸邦は一時廢止して、再び復活した。それは後文に述ぶるが如くである。

それから中央亞米利加にて、死刑を廢止した國は、ギニアテマフ（一八八九年以來）、ニカラガ（一八九三年以來）、南米にてはヴェネズエラ（一八七三年以來）、ブラジル（一八九〇年以來）、エクアドル（一九〇六年以來）、ウルグアイ（一九〇七年以來）及びパナマ（一九一七年以來）等であるが、またはタスカニアの如く、一七八六年に廢止して、一七九〇年に復活し、それから一八四八年に再び廢止して、今日に至つたものもある。

以上の死刑廢止國に就いては、何もいふことはないが現に死刑を存置せる諸國に於いては、其の適當したものを選擇することが必要である。英國でも米國の例に倣つて、電氣死刑を採用し、嘗て嬰兒殺しの二婦人を、ロンドン、ホローウエー監獄に於いて、電氣死刑に處したことがある。此の時の執行狀況を、寫眞に依つて見ると、

女囚の両手を後ろに縛し、兩足も括り、而して頭には胸まで没する目隠し、兼電流装置の頭巾を冠せて、刑室の中に數人の獄吏が運び入れるのである。刑室には、天井から一條の太い電紐が垂下して、それが死刑囚の頸の周圍を、頭巾の上から結び附けるやうになつて居る。室外の柱に電鉤があつて、それを押すと電流が、電紐を傳つて、頭巾に通ずるので、瞬間に絶命するに違ひないが、長く苦しまないだけ、其の斷末魔に於ける苦悶の大なることは、言ふまでもない。

次に佛蘭西も、死刑存置の國で、而も慘刑をもつて知られてあつた。最初は斬刑であつたが、後に絞刑に變じた。其の斬刑は革命時代の遺物であるところのギロチンで、首を一撃の下に斬り落すのであつた。此の斬刑の光景を、予は嘗て（二十五年許り以前）活動寫眞で見たことがあるが、數人の刑吏が罪人を後から押へて、其の首をギロチンの台の穴に差し込ましむると同時に、上から巨刃が閃き下つて、首は胴を離れるのであつた。

今考へて見ると、右の死刑場面は實寫らしかつた。ギロチンの閃光一下する有様、首が兩眼をカツと見張り、齒を咬んで怨みを含める光景、凄慘の極みであつた。此れ等は髣髴として、眞に迫るといふよりも、實際の光景

ではなかつたであらうか。

此の寫眞の筋は、酒色に沈溺せる一青年が、お極りの如く金に迫つて、銀行に忍び入り、行員を殺して大金を盗み、その場は逃走したが、忽ち警官に捕はれて、裁判の結果、死刑を宣告されたのであつた。これまでは脚色であるが、最後死刑の場面だけは、前述の如く實寫と考へられた。これは恐らくは官憲の許可を得て、實際の死刑を映寫したのではなからうかと思ふのである。

死刑の光景は、今日こそ秘密にして、係官の外誰にも見せないけれども、つひ三四十年前まではさうでなかつた。特に佛蘭西の如きは、半公開式に行ふので、勸善懲惡のフィルムは、公開も必要なものとして、政府はその目的から、特に死刑の實寫を許したのかも知れぬ。

### 十 故坪井博士と岡田博士

刑制史の資料として、古昔使用された種々の刑具や拷問の用器等を見てさへ、凄惨の氣に打たれて、恐怖を感じずには居られぬ。これに就いて思ひ出したのは今から二十八九年前のことであるが、予は人類學の權威故坪井正五郎博士に伴はれて、法科大學の刑法研究室を參觀したことがある。其の時の主任教授は、岡田朝太郎博士

(當時は法學士)で、佛蘭西から歸朝して間もない時であつた。坪井博士とは知り合ひの仲だから、よく我々を歓迎して呉れた。

研究室といつても、さう廣くもないが、刑法に關する古今東西の材料が、數多陳列されてあつた。其の中から坪井博士は、穂先の二尺もある鎗の穂に目を注いで「これぞ、これぞ、礫の槍は……」

凝つと眺めてゐたが、

「随分穂が長いですね、これで脇腹を突いたら、穂先が餘るでせう」

岡田博士は其の穂先を手で取り上げて、「さうですとも、兩方の腋下から突き通すと、穂先が二三寸肩先に突き出るといふことですが、それは本統だと思ひます、何しろこんなに長いものですからなア」と、説明せらるるを聞いて、坪井博士は、

「随分昔は非道いことをしたものでですね。一息に首を刎るならまだしもだが、十字架に張り付けて置いて、槍で突き通すとは、殘酷も極まりですな。それも一槍や二槍では死なないといふじやありませんか」

と、感傷を禁じ得ざるものがあつたらしかつた。岡田博士も興に入つたと思しく「古老の話では八九本も食つて、やつと往生する者もあつたら兩足を足台の上に描へて、男のやうに割りません。こゝが女性に對する特典とでも謂ひませうか。」

### 十一 逆礫と串刺

話は深刻になつて來た。岡田博士は尙も語を續いで「ですが礫の仕方は、幕府で行ふのと地方の藩で行ふのと必ずしも一致して居なかつたやうです。が併し女の足は割らなかつたのです。それは恰度……」

と言ひながら、机の上に置かれてある一冊の古ぼけた西洋畫本、而も美しい畫ではなく見るからに恐ろしい、刑罰の様を描いた畫の綴りを取り上げて抜き、

「恰度、此の逆礫のやうに、兩足を描へて縛るのです。」

坪井博士も餘程興味を感られたらしく、其の畫帳を見て居られたが、

「歐羅巴にも逆礫があつたのですか。日本では能く逆礫にかけたといふことですが、歴史に出て居りますが……さうく徳川家康の三河時代に、家臣の某が敵に内通した罪で、鋸挽の刑に處せられ、其の妻子は逆礫にかけられたといふことを日本外史が何かで記憶して居りますが、こんな風にやるのですかな。」

「さうですが、併しそんな者は稀れで、大抵は五六本、特に女は二三本で、息が絶えるさうです」と、言つて少時考へ

「槍が左右から、恰度氣管を貫くことになるから、ほんとうは一本でも致命傷になるのですけれども……」

と、付け加へをした。坪井博士は更に語をすすめて、かういふことを問はれた。

「礫には裸體が定法なやうで、兩脚を大の字なりに開いてありますが、此の足を開くことは日本許りでせうか。基督の礫は裸體でも、兩脚は描へてありますが、此の方は体裁がよいやうですね」

「左様、礫の裸體は、殆んど世界共通のやうでしたが、足を割るのは日本許りのやうです。」

「日本では女の礫は、何うしたでせう。矢張、裸體でしたでせうか。外國では女も丸裸にして、公衆の前で十字架にかけた話もありますか……」

「さうですねえ。歐洲の中世時代には、女も礫には裸にしたやうですが、日本では死刑囚でも、女には恥辱を與へないといふ意味からして、男のやうに丸裸にはしません。腰巻の上に短い半天みたいな布子一枚を着せて、十字架に縛り付ける時に、兩の袖口を裂き、それを繩に刺つて前に結びます。で、胸が開いて兩の乳房もあらはれ、先づ半裸體ですな。それが

澤山ありますよ。其の畫の中に、肛門から口まで鐵の串のやうなものを刺し通したのがありませう。それなどは逆磔以上だと思ひます。」

坪井博士はその畫を見て、「成る程、これはひどい。併し鐵の串がよく口まで、通ふて行つたものですな。骨盤の薦骨の何處かに引つか、リさうだか……」

「なアに、そんなことは構はないでせう。骨に障らうが、何に當たらうが、ぐんぐん押しこんでやれば、到々口へ抜け出るでせう。日本でも戰國時代に、鐵串の刑といふのがあつたやうです。矢張り徳川の三河時代に、其の犠牲に擧げられた武士が、十数人ありましたが、其の過半は女達であつたといふことです。」

兩博士の話をもつて聞いて居ると坪井博士は研究室の棚の上にかけてある大版の寫眞（三枚だつたと記憶する）に目をつけて、それを予の前に持つて來られ、そして

「此の寫眞は、私がロンドンに居つた時に、或る骨董店に賣物となつて出てあつたのです。」

と、申された其の寫眞を見ると、舊幕時代に於ける磔と獄門との光景を寫したもので、當時日本に來て居た西洋人が、刑場へ行つて寫眞にとつたものであることは、言

ふまでもない。博士は此の寫眞に就いて、かう語られた。「いくら昔のことでも、日本の磔刑を外國に晒らすのは、よい氣持がしなかつたから、私が之れを買ひ取つ來て大學に寄附したので。昔は何處の國にも磔刑が行はれたものですけれど、恠う特に寫眞に取つたところを見ると、何も知らぬ西洋人は何と思ふでせう。日本は今日もこんなことをするかと誤解して、愈々日本を卑しむでせう。さうでなくとも西洋人は、日本を野蠻な國と笑つて居ますから、私は此の寫眞を見たときは、覺えずひやりと胸を突かれました。」

博士は、感慨に堪へざるもの如くであつた。お話は極めて面白く、それからそれと花を咲かしたが、終りに人類學の方面に移つて、それから恰度予の研究中であるヘルマフロダイトのことに及ぶと、岡田博士はこれにも材料を多く持つて居られ、佛蘭西から持ち歸られた色々の本を示された。予は喜んで其の本を拜見し、遂に同博士に乞うて、其の中の本を借覽することを許された。予は今も、長い間坪井博士に受けた洪恩と、其の時の岡田博士の好意とを忘れては居らぬ。

因に上記の磔及び獄門の寫眞は、其の後聞くとともに依れば大學から警視廳とが司法省とかへ引き渡したので、大學には無いといふことであつた。今日何處に保存されてあ

るか知らないが刑法研究家には得難き好資料だと思ふ。

### 十二 各國に於ける私刑の歴史的考察

話は餘談に涉つたが予が、日本刑制史の研究に、興味を持つやうになつたのは、此の時からで、兩博士の私刑に關するお話に、ヒントを得たのである。それから専門の傍ら、此の方面の知識を漁るに努め、つひ茲に其の一斑を披瀝した譯である。

それはさて、前のギロチンも凄絶慘絶の極みで、その歴史を追想すれば、轉々感慨の湧くを禁ぜぬ。佛蘭西の革命時代に於いて、幾萬の人命を絶ち、幾千石の血潮を吸うたか知れざるギロチンが、最近まで其の凄まじき姿を、パリの監獄に飾り附けてあつたといふことであるから、一目之れを見ただけで、罪人は氣死したであらう。

ギロチンは佛蘭西の特有刑で、他國にはなかつたと思ひしに、獨逸にても近年まで使用して居つた形跡がある。歐洲大戰の際日本軍は青島を攻めて、同地を占領した時に、青島領事館にあつたギロチンを、我が手に收めたことがある。實際に使用したか何うか判明らないが、参考のため一言して置く。

併し佛蘭西でも、今は一變して、其の恐ろしきギロチンが絞刑と易つて、ギロチンは單に昔の紀念として、残さるるに過ぎざるものとなつた。勿論斬刑がなくなつても、軍法では斬刑の代りに銃刑の行はれて居ることは言ふまでもない。歐洲大戰の際、獨探の嫌疑で捕はれた巴里の有名な女優某が、哀れ銃殺の刑に處せられたことは世人の記憶するところと思ふ。

佛蘭西に次いで、瑞西の死刑である。これは前に一言せる如く、聯邦中にて死刑を存置せるもので、初め一八七四年に全部死刑を廢止したが、其の後復活したのはウリ（一八七九年復活）、アベンゼル（一八七九年復活）、ヅク（一八八二年復活）、サイントガル、ヴァライス、ヅリヒ及びラウゼルネ（以上一八八三年復活）で、獨逸でもワルデンベルグ、アンハイト、ナツサウの三邦は、一八四八年に廢止したが、其の後一八七〇年に至つて、復活したのである。それ等は孰れも絞刑で、現在に及んで居る。

露西亞は帝政時代と、今の勞農政府とに依つて大に異なるけれども、兩者共に死刑を保持し、特に苛酷な刑を用ひたことは、周知の事實である。帝政時代には絞斬共に行はれ、勞農時代に至つても、過渡期時代の常とて死

刑が頻繁に行はれた。これは時の反政府党を殄滅するためで、それ等の反逆者に對しては峻酷を極めてあつた。歐洲の野蠻國をもつて、一般に目せらるるところの土耳其古は、近年まで斬刑を用ひ、而も半ば公開的であつたが、刑法の改正以來、此の蠻風を矯めて、刑を絞とし、執行は監獄内に於いてすることになつた。尤も反逆者又は戰時に於ける間諜の類に對しては、銃又は斬を用ひることになつて居る。

東洋にては支那の刑法が、最も殘虐を極め、清末までも斬磔が、判るところに行はれ、特に大逆罪に對しては七處斬りと稱する慘刑が、北京の大通りに於いて、白晝堂々とはられたといふに至つては、驚かざるを得ない。此の七處斬りなるものは、親殺しと姦通罪とに對する極刑で、男女の別なく公衆環視の中にて、禪裙までも剃り取り、全くの裸體として之れを柱に縛し、而して劊手は刀を閃めかして、七ヶ處の肉を斬り取るのである。革命後は此の慘刑を廢して、一般に絞刑に改めたけれども、地方に行くといふと今尙斬刑を用ひるところがあつて、而も公開的に行ふなど、未だもつて全く野蠻の域を脱しない。これは支那の國史に残れる流血の遺風かも知れないが元來は殘忍性に富んで、血を好める性質も手傳つて、斯

様な慘劇を演じたものと思ふ。支那歴代の革命毎に於ける虐殺は、共和時代になつてからも、屢々繰り返された。敵といへば老幼男女を問はず、悉く其の首を斬つて城門に懸け、或ひは街頭に梟し、甚だしきは解體して之れを道路に晒らすこともあつた。

### 十三 日本の刑罰史

翻つて我が國に於ける死刑を見るに、現時こそは絞刑を用ひて居るけれども、以前は殘忍極まりなき慘刑が多く行はれてあつた。今其の沿革を畧言せんに、死刑は古代より始まり、大寶律には斬と絞とを採用したことは前に述べた如くで、それより種類が増し、殘忍なる死刑が多く現はれた。

之れを例すれば獄門、磔、火刑、鋸挽等の類で、獄門は斬首の上首を梟し、且つ市中引廻はしの附加刑があつたので、單に死罪（梟首せざるもの）よりは重かつたのである。故に當時の死罪といふのは、今日の絞罪に等しく、死刑の中にて最も軽いものと看なされてあつたのである。日本の新政府は、明治元年から面目を改め、刑罰も殘忍なものは、漸次廢棄されて來た。此の方針の下に先づ

明治元年に、假刑律を施行して、鋸挽と火刑との二刑を廢し、磔は其の適用を制限した。併し全廢したのではないから、それに當たる者は、磔殺されたが、以前のやうに濫用はされなかつた。

それから明治三年十二月二十七日には、新律綱領が頒布せられ、同六年六月十三日には、改定律令が實施されて、死刑は斬絞二種に限られたが、引廻し獄門は依然として行はれてあつた。これは彼の人口に膾炙せる原田お絹の例もある。彼の女は役者と戀に落ちて、不義の快樂に耽つて居たが、夫が邪魔になるところから、遂に之れを毒殺した罪で、市中引廻はしの上小塚原に於いて死罪獄門に處せられたが、時は明治四年九月二十一日で、年齢は二十七歳であつた。此の斬刑をまのあたり見た人が予の知人にもあつたが、頗るの美人であつたお絹も、首になつては、泥土に塗れた花同然の風情であつたといふ話。

本さて梟首は、引廻はしと同じく附加刑で、而も屍を鞭うつものである。死恥を興へるものである。故に引廻しの上獄門となると、つまり二重の附加刑の上に死恥までがかかされる譯だ。世にこれ程殘忍にして而も野蠻な法律はあるまい。そんなところから明治十二年一月四日を

もつて、古い歴史のある梟首が、遂に廢止されたのである。此の新法律が發布になつて間もなく、毒婦傳中の一人として、謳はれた例の高橋お傳は、斬罪に處せられたが（明治十二年一月三十一日）、少しの違ひで、獄門にはならなかつた。其の代り屍體は解剖に附せられたが、それは醫學上の参考として、有意義なものであつたことは言ふまでもない。

### 十四 日本刑法の進歩

日本の刑法は着々として、改良の途に就き、明治十五年一月一日舊刑法が施行されるに及び、初めて斬首の刑が廢せられて、死刑はただ絞の一種となつた。斯様にして日本の刑法は、泰西の刑法に比して、遜色なきものとなつたのは、刑法學者や刑事家等の精勵に基づくは勿論當時御備ひの外國法律家等の努力も、大なりと謂はねばならぬ。

世一休日本の法律は、元、先進國と尊べる支那の法律を模倣したもので、支那の法律は、日本の師表であつたことは、前に述べた如くである。然るに支那の刑律には、不合理な點が多くして、時代に適しないために、明治の世になつてから、専ら歐洲に則り、新刑法を制定した譯

である。故に支那の刑法は、日本の刑法よりも遙かに遅れて、日本が絞刑一種の時にも、支那では尙斬首は勿論解體、梟首等の惨刑を行つて居た。併し斬刑を廢して、絞刑に止めたことに就いては、日本にも當初異論があつたやうである。先づ斬刑を主張する論者から言ふと、斬刑は一氣に息の根を止めるから、苦痛も何もあるまいが、絞刑は絶息するまでの間苦しまねばならぬ。故に刑死者の苦惱を軽くする方針から言へば、斬首に限る。ただの刑の執行に當り、首の坐に直つて白刃の下るを持つ斷末間の方が、むしろ苦悶かも知れぬ。併し之れは絞罪も同じことで、すべて死刑の斷末間は、不安におびえるのであると。然るに絞刑を唱ふる者は之れに反して言ふには、絞罪は斬罪の如く、首足所を異にするところなく、血を流さざるところに、人情味があつて、斬罪よりは軽く思はる。苦惱の點に於いても斬は一氣に首を斷つから、苦痛がないやうに思はるけれども、胴を離れた首が數分或ひは十數分間も、目を動かししたり、口を動かししたりするところを見ると、決して無苦惱とは思はれぬ。併し斬首に就いては、古來一人の經驗した者は無いから、苦しいか苦しくないかは想像する外はないが、絞に就いては、縊

死を計つて蘇生した者もあるので、それ等の話を参考して見ると、さ程苦しいものではないらしいと。理窟はどちらにもあるが、併し絞刑は斬刑の如く、殘虐の形式を具へて居らないから、感情の上から、且又、世界趨勢の上から鑑みて、斬は遂に廢せられたのである。

結 び

以上は世界各國に於ける死刑の變遷と、現に行はれつつある刑罰との概畧で、其の種類は一定してないけれども、理想としては、苦惱の少い死刑を標榜して、之れを採るにあること、各國一致して居る。此の目的に従つて死刑が重いものより軽いものへと選擇せられ、そこに標準が定められて來たのであるけれども、其の標準は國に依り、又は民族の性質、習慣若くは開明の度等に從つて自ら異ならざるを得ないのは當然である。現に殆んど一般的となれる絞刑以外にも、斬刑が時として行はれ、支那の如き、電氣刑も勢力を得、特に銃刑の如きは軍法として普ねく戦時に行はれて居るではないか。之れを要するに何れの國も、漸々死刑の範圍を狭めて之れを無くする方針の下に、力を盡くして居ることは明

かである。刑は刑なきを期するにありとは、支那先王の格言で、刑法の目的は全く此の一言に盡くされて居る。で、今一段社會が進歩して、知識及び道德が發達したならば、遂に死刑なきに至るであらう。

併しそれは何時の世か、實現が期せられないから、それまでは死刑の形を存して置いて、絞刑よりも、電氣刑よりも、もつと理想的な魔酔刑を採用するのが、人類の最もすぐれた刑罰で、眞に罪を救ふの道であると思ふ。尙、これに就いては、如何なる方法をもつて魔酔刑を行ふか。又一般死刑の執行前におびえる苦惱を無くして心安く刑に就かしむる方法等に關しても、詳細に述べなければならぬが、餘りに長くなるので、これは他日に譲り一先づ茲で筆を擱く。(完)

取 消

刑政第五百號記念懸賞論文ニ  
應募シタ尾ノ道支所市川繁市  
君ノ二等當選ハ都合ニヨリ之  
ヲ取消ニ致シマス

人主同事は學問の中心を以て、吾人日日常主其神を  
實務其物が大切なる學問と云ふは、實地應用上の  
研究、實業の時に都合よく實行され得るからである  
る、即ち其結果から進歩發達が導き出され、又た効果も  
得て來る、要するにその法を能く形式論の文章  
を講じたもの、は、その實力が如何なるものであるか  
を問ふべきであらう。學問の中心を以て、吾人日日常主  
其神を、實務其物が大切なる學問と云ふは、實地應用上の  
研究、實業の時に都合よく實行され得るからである  
る、即ち其結果から進歩發達が導き出され、又た効果も  
得て來る、要するにその法を能く形式論の文章  
を講じたもの、は、その實力が如何なるものであるか  
を問ふべきであらう。

學問の中心を以て

學問の中心を以て、吾人日日常主其神を、實務其物が大切なる學問と云ふは、實地應用上の研究、實業の時に都合よく實行され得るからであるる、即ち其結果から進歩發達が導き出され、又た効果も得て來る、要するにその法を能く形式論の文章を講じたもの、は、その實力が如何なるものであるかを問ふべきであらう。

# 學問的根底に立てよ

有馬四郎助

一

人生何事か學問ならざらんや、吾人は日常生活其物を人生の大學校として、毎日の學課を修めつゝある。此點から考ふれば獨り文字上の教場内のみを、學問の場所と心得るは大なる間違である。而して實際上より云へば、此普通學校に比して人生大學が遙かに實生活に交渉の多いこと云ふ迄もない、吾人は文字上の學問を全然無効無益だとは云はない。併しながら是は又た必ずしも世の競争生活に交渉ありとも云へないのである。

それは世間の實例が多く之を物語つてゐるのみならず、時に或は文字の學問に囚はれて實際の活用を失ひ實績を擧げ得ぬ場合も尠くない。

兎も角も文字の學問のみが學問であるやに考ふるは甚しき誤謬たるを知ると同時に、世の實務も亦た學問中の大切な部分たるを諒解せねばならぬ、斯くて實務が學理を産み、學理が實務を生み、互に相前後するの關係を有

し、兩々相聯立するのであつて決して分立し得るものではない、但だ之に當る人々の立場に依つて、或は學問若くは實務と云ふ相違を來たすに過ぎないのである。

二

既に學問と實務の區別がとれて共に同一圈内にあるものとせば、兩々相助け合ひ勵み合つて其立場から各々事務の改善、眞理の闡明に努力するが當然である、何れも輕重の差別を置く理由もなければ従つて——偏廢すべきものでもないことを、十二分に識得する必要がある。

抑も學問と云へば人間一生の課業であるに拘はらず、動もすれば學校卒業と同時に此に學問も共に終了せしかの如く思惟するが常であつて、元來學問は實務に縁遠きものとして、殆ど之を顧みないのが普通になつてゐる、現に今日の學校教育に對する一般人の考が、全然實生活に交渉なきものと觀念せられ、何人も之を怪まざるの實況を見て察すべきでないか。

斯くして此弊風は世の全般に泌潤し、我刑務所にも多少の侵入を免れざるもの、如くである。吾人は卒直に之に答へんとせば否む勇氣を持たぬ、他の學問とも違ひ行刑の事は密接に風土人情習慣の上に立脚すべきものなるが故に、直ちに外國の美法制度を取入れんとするも、それは必ずしも實際に適合するのみ云へず、取捨撰擇其宜しきを制せん爲めには、更に之を實務上の研究に待たねばならぬ、若し實務上にて研究することなく鵜呑みにするならば、必然に消化不良を起し其結果や恐るべきものあらん。此等の點に就ては單に純理を探求する學者の言のみに盲従するのではなく、寧ろ實務家自身の力に由つて採否を決すべきものかと思はれる。

三、實務家も理論家も互に提携協力する事。

實務其物が大切な學問だと云ふのは、實地應用上の研究が有爲無爲の間に都合よく實行され得るからである、即ち其結果から進歩發達が産み出され、又た効果も擧つて來る、要するに空文的の法令を整へ形式的の文書を飾つたとて、それは我刑務界の實力眞價に何等の重きをなさない、却つて禍ひの因を爲すのみである、國家の前途、民心の將來に重大の關係を有する行刑事業、是は

大なる國家事業として何人も嚴肅に考究すべき、而して今や即ち其要求最も緊切なるの秋に該り、須らく理論家も實務家も共に、空論虚説を排し専心又た碎心に學び究むる所がなければなるまい。

吾人は之を當面の問題として先づ總動員的研究を提唱し絶叫して、聊か茲に我行刑界の一警鐘たらんことを期するのである、蓋し刑政の改善進歩は先づ行刑官の覺醒に待ち、行刑官の覺醒は之を學問上の教養より始めねばならぬ。

一、理論研究家も實務研究家も互に提携協力する事。

彼我立場を異にするのみ、彼等は共に最善の道を發見せんとするもの、歸する所は一である。之を譬ふれば手と足の如く、理論も實務も相聯なりて分つべからざる共に必要のものであつて、何れ其一方を廢して可なる所以がない、然るに相反目して一方を空論と嘲り他を頑明と罵るが如きは、淺慮の至り共に陋の謗りを免かれぬ、是等は互に反省して其の獨斷と慢心を慎み、且つ各自の立場に認識と尊重とを拂へば、茲に自づから切磋琢磨の功が積まれ相慶することができぬ。

二、理論家も實務家も共に二にして一、一にして二な

る玄妙の關係あるを篤と了解する事。實験科學の實驗を経て初めて其處に學問の眞價と實力が定まる、行刑學上のこと亦た然りであつて理論上の學說も實務に則し、又た實務上の根據も理論に基くものでなければならぬ、故に其研究領分に於ても、概観すれば別に分域も無い、若しも強いて異を立て域を設くれば、それは所謂小乘論であつて、未だ大悟徹底の大乘論に達せない者のことである。

三、實務家も理論を輕視せずして其所説に耳傾け、理論家も亦た實務上の經驗に重きを置き、其主張に敬意を拂ふ事。

謙遜は學問の先驅であつて、此先驅あるが故に其途を開けて前進し得る、若し之れ無くんば杜撰猛浪其累を爲して途を塞ぎ、前進上達の不可能は勿論のこと、遂に世の邪魔物とならざるを得ぬ、故に學者の本領は宜しく先づ謙遜を以て其第一要件とする、云ふ迄は尚もなく其本意とする所は、彌々學んで彌々淺きを耻ぢる底の向上心である。

四、行刑界に於ては理論家と云はず實務家と云はず共に讀書家たるべき事。

人生學問を離れては、畢竟動物と撰ぶ所がない、人

類進化の根本は學問に在る、人格を完成するには、學問の教養から出發せなければならぬ、學問の教養あつて茲に識見具はり、崇高の信念も養はる、學問を疎んじ讀書を廢すれば、一切の退化を來たす毒素となる、然れば況して行刑官たらん者實務研究の傍ら讀書の學問を廢して可なる所がない、實に讀書は今日の刑務官に取り最大急務なるを認めざるを得ぬ今日の社會に醜惡の事件續出し國家の前途に大なる暗雲を流したる其根元を尋ねれば、我國人士に讀書の趣味の缺けたるも、其一因ならずとせぬ、之が今日の墮落を來たせし原因とも云ひ得る點よりしても行刑官は慄然として茲に鑑み讀書の修養に依つて其人格を高め、教導感化の任を全ふせねばならぬ。

行刑官として讀むべきものは、殆ど際限なけれども特に精神科學の原理を究め、哲學倫理宗教藝術に就て學ぶの必要があらう、要は學問の根底に立たずしては、人生の貴重なる行刑事業に對し眞正の貢獻を爲し得ない、吾人は三たび思ひを茲に致すも猶ほ足らざるを痛感する。

以上は現時の事相に鑑みての感想であるが、之を以て警鐘の叫びと爲さば、或は當らざる所あらんも、唯だ其道に忠ならんことを欲して直言したるのみである。

# 迷信と犯罪

伯水正英

迷信と犯罪に就ては古來既に諸學者により論究せられたる處あるも、犯罪を研究し迷信を検討する上に頗る興味ある問題なれば、今淺薄なる見聞に基きて實際的事實を對象とし私考の一端を述べてみたいと思ふのである。

犯罪が社會上より觀察して共同生存を毀損すると共にその國の刑罰法令に規定されたる行爲なりとは一般法學者の説く處にして、即ち犯罪は形式上規範に違反し實質的に吾人の生活利益を侵害する行爲なりと判然

定義されてゐる。されど迷信が廣義の信仰の一種にして正信に反するものなりとは誰しも認容するも、その解釋に至りては異說紛紛普遍妥當な定言をなすことは極めて困難である。唯茲に便宜上犯罪に關聯して諸説を要約し、迷信とは不合理な統一なき謬れる信念並に行事の總稱なりと假定して置きたいと思ふ。從て如何なる迷信と雖も單に信念として心的状態にある間は處罰されず、意志行爲として表現されたる處に始めて犯罪との交渉を有し、而かもそれが刑罰法規に規定されたる行爲でなければならぬのである。然らば果して

現行法制に於て迷信を判定したる明文ありやといふに、僅かに警察犯處罰令に左の如く迷信の一部とも看做すべき數種を列擧したるに過ぎない。

- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス
- 十七、妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱符呪等ヲ爲シ若ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者
- 十八、病者ニ對シ禁厭祈禱符呪等ヲ爲シ又ハ神符神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ケタル者

則ち不合理な方術を以て人心を惑亂したり非科學的な物質を醫藥の代用に供せしむるは、國家の法令によりて處罰さるべき迷信なるも、法律を以て迷信の全體を指摘し直ちに之を處罰することは容易ならざるのみならず終に不可能に歸す、昔英國の學者「ホツボス」が國家の法律によ

りて正信と迷信を分つ標準を制定せんとして自家議論の根底を失ふに至りたるが如く、法律は迷信と正信を別つ一規範たり得るも決して之を判決する唯一の尺度ではない。されば迷信が直ちに法令に違反したる事例は僅少なるも、迷信に基く犯罪や迷信の結果犯罪に陥る者の尠からぬに驚かざるを得ない。仍て犯罪原因としての迷信の實際を次第陳述して行きたいと思ふのである。

○ 出産が人生の慶賀すべき祝事の一として教へられ、嬰兒の出生に際しては幸先よかれの縁起より種々の迷信的風習が慣行されてゐると共に、相對的な社會は案外皮肉にも他面消極的暗流が潜んでゐて、嬰兒の出産を呪ひてその生存さへ拒否せんとする事實を忘却してはならぬ。申年に生れた女が申年に子を生めばその子

供は大盜賊になる」とか、「丙午に生れた女は必ず親子兄弟を喰ひ盡して家族を亡ぼす」とか、「庚申の年に生れた兒は不運が多い」とか、「夫婦の厄年に生れた子併は悪い」とか、「丑年生れの長男は成人するも牛の角の如く家の財産を突き出す」とか「いふ不合理な妄言に怖れてかかる機會や周期には避妊法を講じ、既に懐胎せる時には將求の不運や災厄を杞憂して闇から闇へ葬らんと墮胎罪を犯したり、又「隻兒を産む者は獸類にしてその兒は兩立せぬ」とか、「母と娘が同日に産みし嬰兒は前世仇敵の間柄である」とか、いふ無稽の俗説に執はれその出産に當面して一兒を壓殺遺棄することがある。

大正十二年三月崎玉縣北足立郡春岡村の甘藷畑で襪に包める生後間もなき男女雙兒の壓殺死體が発見され、大正十五年一月京都府舞鶴町に於て産に包まれたる生後二ヶ月位の捨子が拾はれ、その原

因を探索したるに丑歳生れや二子の迷信に因る結果なりといふ。庚申に該當せし大正九年かゝる迷信流布より墮胎壓殺の行はるを憂ひて、千葉縣の某警察署はその防止策として左の事項の勵行を訓示せり。

- 一、妊娠を内密に調査して妊娠名簿に登録して警察の視線内に置き注意すること
- 一、迷信打破を宣傳すること
- 一、新免許の産婆並に墮胎手術を行ふ疑ひある者には常に注意すること

又丙午の迷信は從來意外に廣く傳播し、出生届を翌年に廻し十四日以内に届出べしとの規則に背く事實さへあるは出生數のグラフが明かに物語る處にして、殊に近年婚期熟せる娘達が結婚難を豫想して職業婦人を望み、殊に近年薄倖を咄ちて自殺するなど深刻な社會問題ともなつてゐる。

大正十二年三月千葉縣銚子在に於て丙

午の理由により娘の婚約を破棄されたるを怨み、先方の井戸へ毒藥を投じて一家壓殺を企てたるなどは迷信に緣由する犯罪である。

○ 是の如き犯罪はその結果より言へば甚だ恐るべき残忍な處行なるも、その原因を考究すれば全く迷信の罪にしてその心情は寧ろ憐むべく、罪を憎みて人を憎まずとは一般犯罪人に對する通有の語なるも、殊にこの種の犯行者に適しい言葉であると思はれる。

○ 人生あればそこに疾病あり、その苦惱より脱せんとするは人間必然の要求である。従て病氣治癒に關する迷信は最も隆盛を極め、絶えず特殊の利益を以て彩られたる神佛を創造し靈藥妙術が喧傳されてゐる。中には多少醫學上合理性を有するものなきにしもあらずも、普遍的効驗を

認められず、且つその効果以上に害毒を流し如何に多數の民生が弊害を被れるかを痛歎せざるを得ない。腐敗したる神水を飲みて病症を重らせ微菌の附着せる木像を撫でて病毒を感染するは世上ありがちの事にして、花柳病や癩病等の羞恥を感じる疾患や肺病精神病といふ難治の病氣は、多く外聞を憚り即治を望みにくければ屢迷信に支配され遂に犯罪に陥ることが尠くない。

○ 「朝顔日記」に人血が難病に奇効を奏したる事實を記し、「今昔物語」には平貞盛が悪性の瘡に罹り男の胎兒を喰へば治るとの暗示を受け、飯炊き女の腹を刺しし物語あるが如く、是等諸病の妙藥は不思議にも普通法規を侵さねばならぬ程度に得難き珍物である。大正十五年九月人間の腦漿が肺病に特效ありとの迷信より下關市大坪市營火葬場の隠亡某が死體の腦漿を取りて檢舉されたり、大正十三年二月朝鮮平安南道鎮南浦に於て幼兒を山

中に誘拐し出刃庖丁にて慘殺して腦漿を引出て呑みたるも、微毒患者が自己の病氣治療の爲の仕業と判明せしなど何れもこの類である。

○ 又加持祈禱も療病の方法として用ひらるも是れ亦不合理非科學的にして、「○○教死ぬといふのに踊つてる」といふ川柳そのまゝに、絶對安靜を要する重病人の枕邊で鐘や大鼓で騒ぎ廻はり、醫學上精神病者として取扱ふべきものを狐憑きなどと稱し、狐を追ひ出すとて杖や棒で患者を虐待し青松葉や線香を燻べて氣絶せしめ死に致らしめることもある。大正十三年六月佐世保市俵町で腦病に苦しむ某女を野狐を追ひ出すとて毎日祈禱し、満願の日に頸を絞めて絶命せしめ、大正十四年七月岡山市下石井に於て精神異常者たる某妻を祈禱師に依頼したるに、同女の發狂は狸の憑きし爲なりとて無法にも手足を縛り上げて上下より唐辛を燻べ、苦悶する状態を見て今に狸が逃げ去ると申せし裡に窒息死亡したる事あり、斯様な非人道的の慘劇が白晝公々然と敢行さ

れると聞けば戦慄せざるを得ない。素より施術者たる祈禱師のなしたる好意的處爲にして殺意はなかりしとするも、その方法たるやたとひ祈禱師が致死の結果を豫想せず必ず効能ありとの誤信に基きたるものたりと雖も、之を醫師の業務上正常なる醫療的行爲と同視すべからざれば、過失致死若くは傷害致死として處罰すべき犯罪といふべきである。

○吉事の聯想を喜び凶惡の想起を嫌ふは人情の常にして、何かの暗示を受けば忽ち冷靜な批判力を失ひ昏迷して専らその誘致や排撃に努めるが世間の普通である。積極的に幸福が來ると聞けばもしやの射倖心より狂喜して之が招致に夢中となり、前後の分別なく知らずして法規の埒外に足を入れることあり、消極的に凶事を生ずと言へば恐怖の餘り何の思慮も伴はず、盲目的行爲の結果意外にもそれが犯罪に陥る道程であること

がある。

大正十一年一月下旬東京地方より始まりて全國的に流行したる「幸運の爲に」の葉書は最も好事例である。

好運相

是を九枚の葉書に書いて幸福を望まると、人にお送り下さい。九日たてば幸福に出會ひます。此領を絶てはなりません。絶てば悪運が來ます。此領は米國の大官より始つたさうです。九度地球を廻り廿四時間内に早々お出し下さい。右の如く書いた葉書をその文句通に繰り返せば高額の金品を空費するのみならず人心を不安ならしむる爲に警察犯處罰令に基きて拘留に處せられた者がある。大正十三年五月にも東京市内に左の如き奇妙な葉書が配布された。五月中旬昨秋以上の大地震關東地方に起る。此災害を免れんとせば之と同文二通を知人に送りて忠告せよ、數の多い程被害少し、此方法は伊太利大豫言者より傳ふ。

末文に大豫言者などと物體附けた

るもこれは我國に出來よりの地震に關する「正五九」の迷信に基けるものらしく、大正十一年九月の大地震に續いて十三年正月に強震ありしより、五月にも地震ありとの憶説にて何等根據なき、妄言なるも市民は氣味悪き不安を感ぜたり、又大正十四年六月金澤市内に惡病除けの葉書としてこの頃惡い病氣が流行してゐるからあなたへの惡病除けのため、この葉書着き次第七人の知人へ同様の葉書を出しなさい。これはお大師様のお告げ故決して疑つてはなりません。

○と記したる葉書が流行し警察當局は極力取締を嚴重にし發信者を檢舉せりといふ。この種の行爲は極めて單純にて罪の質も警察犯處罰令程度の輕微なるものなるも、人心の弱點に乗じたるだけにその量は案外尠くない。人心は誰しも心底に不安を有し斯様な葉

書を受ければ不運に遭遇せばとの懸念より妙に神經を惱まし、幾何學的倍數を以て加速度に犯罪の廣さを擴めて行くのである。

○目的の爲に手段を選ばざるは是れ迷信者の通有性にして、且つ非常の事を爲すには非常の事をなさねばならぬとの迷信より、以上述べたる外荒唐無稽の妄説に心を惱亂し、雜種の目的を達せんとて無頓着に竊盜放火殺人といふ大罪を犯すことがある原始人の間には人を殺してその肉を喰ひ、血を吸ればその人の精力を自分の所有になし得るとの迷信ありてアヴェエラルマンはその著「マグネチスムス」の中に母胎内にある胎兒の心臟を喰へば超自然的な力量を得て、自由に空中を飛び廻り得るとの妄信より殺人罪を犯したる事實を多數例舉せりといふ。我國に於ても女

の腰巻百枚集むれば幸福が來るとの俗信より竊盜罪を犯した者もあれば、

昭和元年十二月高松市南瓦町の某職工

は前後八回放火せし事實を自白し、その原因を取調べたるに同人は曾て埼玉縣の或る小學生が親の病氣を治さんとて數ヶ所に放火せしといふ古新聞を讀みて奇怪な迷信に促はれ、戀人を再び手に入れる爲女の年の數だけ放火するとを氏神の八幡宮に祈願し其を實行しつゝ、ありしと判明せり。又大正三年二月大阪南區難波立葉町に於て十四歳の處女が妊娠の徴候を現はしたるより調査せし處、同町の某に強姦されたる事を申し述べ警察署にて同人を檢舉したるに生駒の聖天へ十五歳以下の少女五十人を凌辱すべき起誓をなし辱かしたる少女の住所氏名を一々手帳に控へ、同女は三十六人目に當り、而かもその原因たるや性慾耽溺の爲にあらざりして成功すれば「不二三」になり、通力を得て運が強くなるとの迷信に基きたるものと聞きては驚かざるを得ないのであ

る。即ち迷信は明かに道德を破壊し法律を超越して、何か非常のことをなすがその方法であり、これによりて勇氣づけんとする憶斷に基因するのである。

○

○精神病者が自己の精神病を自覺するの症狀に至れば快癒近しと聞くが精神病者は一般に自分の病氣には至つて平氣で、却て他人を異常者なりと言ひ、自分に對する他人の心配も人事に見る特殊の氣樂さを有せる如く、理智の調節を欠きたる迷信者も局外から如何に迷妄と呼び異端と叫ぶも更に顧着せず、寧ろ之を惠まれざる人間として憐むといふ常人の圖り難き心情を有し、愈惑溺の域に進めば殆んど狂人と異なる處がない。艱難辛苦して蓄へたる巨萬の富をも有頂天になりて放棄し、貞操を蹂躪されて得意がり、最後には貴重生命まで投げ出すといふ感激性を有し

祈禱者や詐欺師はこの虚に乗じて屢私腹を肥やし性的快樂を満足せしむるものである。

世界的戦乱の前ロシアの宮廷に入りて横暴を極めし妖僧ラスプチンは迷信深い同國上流の女を虜にし、自分の肉體に觸るれば神の如く淨められると語りて手當り次第姦淫を縦にせりといふ。大正九年十月京都市幸町千本西入大本教の行者某は自宅の神前に於て多數の信者を辱しめ大正十年一月神戸市外東須磨の怪行者は病氣治療の祈禱に參籠せし某女を「どこへ行つても祈禱とはこの事だ」と情交を強迫して暴行を加へ、且つ祈禱料と稱して一回四十圓を強取せり。大正十三年四月朝鮮京城東大門警察署にて怪僧某を拘引して秘裡に取調を進めたるに、同人は全鮮を行脚遊説中富豪から數萬の大金を詐取し、尙迷信を利用して名家の令嬢夫人十數名を凌辱せし事發覺したり。又一時世上を騒がせし東京府下の通稱池袋の神様岸本某は信者の迷信を利用して金品を騙取せんと企て、病災は因縁によ

りて生ずるものなれば之を免るには因縁を絶つべしとの神勅ありと傳へ、因縁の附着したる金銭等は神に捧るにしかずと欺罔し犯意繼續して數百回に十萬數千圓を詐取したりとの判決ありたり。

是等は何れも迷信者が犯罪を爲したるにはあらずして寧ろ被害者たる立場にて、狡猾なる祈禱師や不逞なる悖德漢が迷信を利用したる利慾的犯罪や性的罪惡と云ふべきである。

要するに迷信に基因する犯罪は單に目的のみを直視してその方法を選ばず、且つ結果を全く顧慮せずに残んど盲目滅法に行はれるだけに屢酸鼻に堪へざる悲劇慘劇が平氣に演ぜられる。されば多くの犯罪中この種の罪質が最も度し難き悪性のものにして、如何にその迷妄を糾正せんとするも一向に聞き容れず、犯罪に對する自覺を喚起せしむるが甚だ至難

で、又一般犯罪者が無罪を夢想し科刑の輕減を希ふ餘り自己の非行を否認し犯意なかりしを主張する以上に迷信者は頑冥に而かも極度に抗辯するのが常である。従てこれが防遏に唯に法律のみにてはその効果を認められず、平時一般豫防の見地より恐るべき迷信の害毒除去に努めると共に、確固たる宗教的信念の涵養に盡すべきは論を俟たざる處である。



# 少年犯罪に就て

(下)

## 楠原三郎

更に性慾的犯罪は青年期乃至それ以上の Older Youthに於て特に著るしきものあるを見るであらう。然し乍ら這は無論新に自覺せる性的本能を抑制し得ない刑から犯さるる重要な事態であるが、これは成人の如く結婚乃至その他の事由によつて性慾を満足 Gratificationせしむるを得るが如き機會に乏しいと云ふことによつて爲さるる所のものである。そこでこれらの犯罪に對して言へば、かくの如き青少年の犯罪の結果として、彼等は凡べて成人の如く犯罪上の知識と經驗に乏しきがために、その目的が直ちに看破されるのである。然し乍ら犯罪統計に於ては、彼等少年犯罪の公訴は、一の同情と憐愍を以て常に控へられてゐるが、事實は相當に行はれてゐるものと見得るのである。又彼等青少年は大人に於けるが如く、その生物學的選擇課程に服従し難く、白痴者や狂者乃至精神錯乱者に於けるが如きは社會的選擇

課程に對して持つ所の彼等の知識と經驗は不定であつて實社會に於ける重大なる危険は、アシラムやベナル・インスティテューションに於て長期間隔離 Incarcerateすべきものであらう。

上記の事實の示す所によつて吾々は、新に少年犯罪を分類する必要はない。さて犯罪的白痴者は成人の間に於けるが如く少年の間にも發見する。或る良好なる多くの事例について見るに、白痴者は少年期以後に至つてそれ自體の外見的状态を造らないことがある。精神病學的犯罪は多少青少年の間に發見する。然し乍らそれは成人に於けるが如く、それ程も屢々示現するものではない。多くの狂者の間に見るが如き生活課程を通じてその病態が進向すると言ふことはない。而して各種の犯罪に於けるパーセンテージは、勿論、甚しき低年齢者に於てそれは低率である。誰れでもプロフェッショナルな犯罪に對

て、又一般犯罪者が無罪を夢想し科刑の輕減を希ふ餘り自己の非行を否認し犯意なかりしを主張する以上に迷信者は頑冥に而かも極度に抗辯するのが常である。従てこれが防遏に唯に法律のみにてはその効果を認められず、平時一般豫防の見地より恐るべき迷信の害毒除去に努めると共に、確固たる宗教的信念の涵養に盡すべきは論を俟たざる處である。

しては、それに必要な知識と技能を有たないからである。併し乍ら犯罪には偶然性が伴ふから、かくの如き場合は總じてその犯罪率は高度である。

更に青少年期の犯罪には失敗によるものが多い。性慾による多くの犯罪だけではなく、由來多くの性的行爲の大抵のものは何れも犯罪を構成し易く、憤怒、嫉妬、猜疑等の感情は、彼等の生活行程に於て常に呼び覺まされ易いものである。進歩的且つ政治的な犯罪は、無論少年の間にはないが、然かも青年期のものに於て比較的に存在する。けれどもかくの如き犯罪の最も重要な割合は成人期の最初のものに於て多く發見する。

ドイツに於ては凡べての犯罪及刑罰が國內法によつて未成年の市民を處罰する割合は、人口十万人中一八八二年には五百〇八人、一八九〇六年には七百六十四人となつて居る。(註七) アシャルフェンブルグによれば、人口十万人中有罪を宣告せざる者は、一八八二年から一八八六年の間に於て、一千〇九十七は成人、五百六十四人は未成年者となつて居る。更に一九〇二年から一九〇六年に至る五ヶ年間に於ては、成人は一千三百二十一人、未成年者は七百三十六人となつて居る。(註八)

この増加の理由は各種の事情を内抱するのであるが、その増加割合を見れば、成人に於て二〇・四%、未成年

者に於て三〇・五%となつて居る。(註九)

(註七) Statistik Der Deutschen Reichs, Neue Folge, CXLVI, I, S. 104.

(註八) G. Aschaffenburg, Crime and its Repression, Boston, 1913, p. 148. 彼は合計人口十万人に對して成人

或は未成年者の間に於ける氏の形態について二者何れをも記述して居らな。

(註九) W. Ponger, BP. Cit., pp.409—410.

オーストリアに於ては、十一歳から二十歳までの青少年中有罪の宣告を受けたるもの、數は(連警罪その他各種の微罪處分を除いて)一八八一年から一八九九年の間に於て、五千八百六十五人から、七千六百八十人即ち各一千人の有罪者中、一七・五%から二二・八%に増加して居るのである。(註一〇)

ベルギーに於ては二十一歳以上の被告發者の犯罪率は一八六一年には一四・一%のものが、一八八五年には二〇・八%に増加して居る。(註一一)

イタリーに於ては、九歳から二十一歳までの青少年犯罪者中その増加割合を見るに、一八九〇年には三万百〇八人のものが一八九五年には三万九千百〇九人となつて居る。即ち一八九〇年に於ける總有罪者の二二・九%六から、一八九五年のその二三・二八%に増加して居るのである。(註一二) 全六年間に於ける三〇%前後の犯罪増加率は、全人口の全年中に於ける増加

の割合よりも、更に高率を示して居るのである。全くこは重要な社會的意義を有するものと言はねばならぬ。

フランス(註一三)乃至英國(註一四)に於ける少年犯罪については、それが増加せるか又は減退せるかを示すべき適用なる統計が明らかにされに居ない。従つて此の兩國に於ける少年犯罪は凡べて不確定のものであると言はなければならぬ。(註一五)

かくて一の概念が流布せらるるのであるが、此の問題に關する多くの記述によつて言及されてゐる所の少年犯罪は、過去の二三十年間に於て大抵の文明國ではそれが急速に増加して居るのである。更にそれが一般的犯罪に比しても又急速に増加してゐる。上記の諸事實は此の記述の正確なるを暗示し、且つ少年犯罪は低下しないと云ふ確しかなる證據を結論づけるものである。

今一九一四年以來の世界大戰の初頭から、少年の犯罪は最も著るしく増加するに至つたと見るを得るであらう。(註一六) 這是各交戰國 Every Belligerent Country に於ける種々なる理由によつて凡そ豫測し得る所である。即ち多くの家庭にありてはその父や長兄達は戰爭に従軍せるがために、その子女の監督が缺如したことが重要な一因であらう。且つ又賃銀收得のために青少

者の労働が要求せられ、そのために自己の消費のための

金錢が得られることもその原因の一である。更に又警察の防犯事務が大戦中弛緩し勝であつたと言ふこともその

一に加ふべきであらう。

(註一〇) Ponger. op. Cit., p. 412.

(註一一) ibid., p. 413.

(註一二) Notizie Complementare alle Statistiche giudiziarie Penali Degli anni 1890—1895, p. Xli.

(註一三) G. L. Duprat, op cit., pp. 41—47. and Ponger, op. cit., pp. 414—416.

(註一四) W. D. Morrison, Juvenile Offenders, New York, 1899—and Bonges, op. cit., p. 411.

(註一五) Prisoners and Juvenile Delinquents, 1910, Washington, 1913, Census Bul. 121. (氏のゴキウレットンに

よれば、合衆國に於ては感化院に收容中の不良少年が、一九一〇年一月一日現在で二万四千九百七十四人在監して居る。而してその中で一万九千〇六十二人が男子であり、五千九百七十二人が女子となつて居る。而して一九一〇年を通じて(一ヶ年中に)新に感化院に送られたもの、數は一

万四千四百四十七人に達し、その中一万一千九百七十一人が男子であり、二千七百七十六人が女子であつた。併し乍ら合

衆國に於ける少年犯罪者の全体の申極めて僅かなものが此

の状態を示して居るに過ぎないのである。それは過去の特別報告と對比することが困難であるからである。

(註一六) London Times, November 8, 1916. and. New York Times, July 7, 1917.

### 三 貧窮と少年犯罪

吾々は今極めて手近かな事例によつて少年犯罪の原因特にその環境的事實について觀察して見たいと思ふ。此等の事實については、これまで多くの記述が發表せられてゐる如く、その犯罪上の特質を大人のそれに比較して明らかならしむる點からして、彼等の犯罪も大抵の場合には經濟的動因によつて居ると言ひ得るのである。而して等しく經濟的事態によると雖も、少年犯罪の場合に於てはその判定は極めて容易なのである。

貧窮は常に少年に對して充分なる食物を與へることが困難であつて、且つその種類を選択することが出来ないのを原則とする。この結果彼等の身體上の環境を退嬰的に導き、併せて疾病に對して抵抗力を失ひ且つ身體上並に精神上的の異常状態を呈せしむることによつて、健全なる事實 Strengthen Predispositions を後退に導くに至る。又貧窮は一般に精神的教育に對して適當なる情操の

欠乏を來し、且つ道徳的訓練も比較的鮮ない結果を呈して居るを見る。

貧窮は常に又大都市に於ける過密地域に附隨して發生すると言はれて居る。此の意義はかかる貧民の家庭は常に身體上非衛生なる地帯に密集し、精神的にも道徳的にもその標準が低下して居ることによつて明らかである。住居過密のために娯樂に對する空地が欠乏し、勢ひ貧窮兒の多くは街路で遊戯に耽るべく餘儀なくされて居る。由來彼等はなほ罪惡に接觸する機會や、飲酒、賭博及その他の有形の弊害を行ひ易き危険にさらされて居るのである。或る場合に於ては彼等は犯罪の影響の下に置かれ或る者は共犯者として青少年の助手を必要とし、或る者はプロフェツショナルな犯罪に對して自から養成せらるることを願望し、或る者は直接自から犯罪行為に従ふのである。而してかくの如き貧窮兒は凡てかかる壓力の下に生育し、賣淫、賭博、飯酒この犯罪的事實に對しては、富裕なる兒童よりも多くの接觸を経験してゐるのである。

貧家の兩親中には多くその家族を扶養し得ない程の收入をしか有しないものを發見する。かくの如き家族に於ては少年は多く兩親の保護なしに放置せられ、且つ時代

からの保護をも受けることから除外されてゐるのを見る。適當なる抑制と助長がなしにこれらの少年が野放しに生育されるがために極めて速かに惡戯を習得するに至るのである。

更に又貧窮兒は屢々幼時からその家族の生活を助くる目的の下に労働に従事することを強制せられる。十八世紀乃至十九世紀の産業革命以來、少年労働が驚くべき状態を呈してゐるにも不拘、立法によつてその弊害が完全に保護されてゐないのである。(註一) 而して少年労働が犯罪に對して如何なる影響を受けてゐるかと云ふ統計的證據を擧げることには困難である。(註二) 併し乍らかくの如き少年労働問題の研究によつて、犯罪のプロリフイツクの現象として少年労働がその條件を爲すと云ふことに輿論が一致して居るのである。而してこれは無論労働それ自身が犯罪上のコンダクトの原因となつてゐるものではないけれども、少年の間に於ける労働が、彼等の身體上の弊害を生み出すに當て最も好都合であると言ふことは疑ひを容れない所である。此の事例によつて教育は非常な妨害を受け、精神上的の發達が阻止されるものである。或る職業に於ては屢々最も都合よく不道徳且つ犯罪的影響を受け入れる。例へば新聞賣子の如き、或は行

商人、靴磨き、小使等の如きそれである。(註三)

(註一) M. Parnellee, Poverty and Social Progress, New York 1916, pp. 138-139.  
(註二) The Report on Condition of Women and child wage-Earners in the U. S. Vol. VIII, Juvenile Delinquency and its Relations to Employment, Washington, 1911. (Senate Document 645. 61st Cong., 2d Sess.) and Vol VII of this Report on conditions under which children leave School to go to work, Washington, 1900.

(註三) W. Bongert, op. cit., P. 409. (少年労働に對して支拂れる賃銀は幾通りもあるが、それは極めて劣等なる條件に於て爲されるのである。第一彼等少年の持つ労働力は甚だ低く、彼等が持つ利益はそれ程満足すべきものでない。常に粗大な自由を持つがために、有害なる傾向を模倣し下劣なる言語を使用する習慣を造り易い。次に少年の労働は或る年齢に於ては彼に獨立を與へるが、しかしかかる場合彼には重要な指導が必要となるのである。)

### 四 少年犯罪と家庭の生活關係

少年犯罪の直接の原因の多くは、少年乃至青年の父子關係乃至家庭生活の狀態に於て發見せられるものである。

る。(註一) 大抵の原因は前述せる所の如く経済的事由に歸着せしむるを得る。多くの両親、殊に貧民階級の間には於ては無知であり且つその青少年に對して幼少年期に適當に職業を輔導し訓練することが不可能とならざるを得ない。彼等少年はその両親の無知なることによつてその行爲が常に不確定である。又或る少數の両親にありては不道德であり且つ不身持である。かくの如き両親はその少年に對して悪感化を及ぼし且つ極めて稀れなる例ではあるが、若干の両親の如きはその子弟に對して細心に、犯罪的行爲を教ゆるものさへある。或る貪慾なる両親は少年に對して勞働を強制して息まない。既に記述せる所の如く、少年は両親から勞働を強制せらるることによつて、その保護から獨立を餘儀なくされてゐるのである。故に少年は常に彼等自身のために働かなければならないのである。即ち彼等の多くは家庭生活の保護を受けてゐないのである。

多くの家庭では多少とも寡婦であるとか、家長が逃亡せることによるか又は離婚等によつて變則を呈して居る。(註二) 離婚の傾向は決して犯罪の結果として行はるるものではなく、子供の經濟的幸福は離婚によつて妨げられはしない。それと共にこれ等の少年は両親の後援

を持たないこととなるが、彼等は屢々両親から惡事を強制せらるると言ふことから免るるを得る利益がある。然し乍ら寡婦及び父の不在はその家庭に於ける少年をして犯罪生活に入らしむるに最も好都合である。故にかくの如き父親又は母親のみの家庭では少年の生活が期せずしてその犯罪的行爲に好都合となり、母のみの保護の欠如は彼等の独自の自立的能力を構成するに至るのである。

(註一) Sophonisba P. Breckinridge and Edith Sbbott, *The Delinquent child and Home*, N. Y. 1912; L. albanel, *Le Crime Dans La Famille*, Paris, 1900, and C. E. P. Russell and L. M. Rigdy, *The Waking of the Criminal*, London, 1906 G. L. Duprat cp. Cit.

(註二) M. Parmelee, *Poverty and Social progress*, chap. XV. *Entitled Domestic and Matrimonial Maladjustment*

併し乍ら母親が寡婦であるとか或は父が不在による獨居である場合であれば、少年の地位は更に一層不確實なものとなるのである。又屢々彼女は子供を置いて外部に働きに出なければならぬとすると、その子供は益々親の保護から置去りにされなければならぬ。けれども大

抵の場合、寡婦や離婚の状態に居る母親なるものは、自身自身の生活を支へ得ないだけでなく、その少年をも完全に養育することが出来ないために、かかる家庭から部分的にデペンデントが生れ、且つ犯罪的異常兒が出現するのである。

家庭の生沼が破壊せらるると、そこに両親の支持なき孤兒が発生する。その時若し此の孤兒が特志者の家庭からその他の家庭生活に入るか、又は孤兒院に收容せられなければ、彼等は浮浪者の群に入つて賣淫又は犯罪生活に入るが如き大なる危機に遭遇せざるを得ない。

少年犯罪の別個の事實として知られてゐる所のものに私生兒と犯罪の關係點の考察の必要なることである。今此の事實として常に記述せられてゐる所によると、監獄や感化院乃至賣淫婦等の間から生れた私生兒の大多數のものは、デスプロボーショントリイにはあるが犯罪生活に關係がある。(註三) 而して此の傾向が主に、精神

的欠陥者乃至白痴の少年又は婦人の間に存在するが、彼等は普通の精神状態のものよりも、精神的異常者を多くもつてゐるのである。此の結果として一般人口の間に於けるよりも、私生兒の間に於ける方が精神的欠陥者が甚だ高率となるのである。従つてかかる異常兒を、只だ

不完全なる母親だけによつて育てると言ふことは、聽て社會的に重大なる欠陥を彼等に與へる結果になるのである。

(註三) Parmelee, *op. cit.*, pp. 210—213, and Aschaffenburg, *Op. cit.*, pp. 129—131. (以上の参考書には這般の問題に對する統計的數字を詳細に記述して居るから一讀すべきであらう) (完)



海外  
時報

陪審官は廢止せらるべきであらうか

Should Juries be abolished? —

犯罪人といふものは、自分の同輩たる陪審官 (juror) によつて審理せられずして、精神病學者 (psychiatrist) の合議體 (board) によつて審理されなければならぬほどしかく、四圍の事情によつて心理上支配されてゐるものだらうか。アメリカでは近頃頻りにこの問題が論ぜられてゐて、議論はどうかや肯定の方に傾いてゐるのであるが、お隣りのメキシコ共和国でも同じ傾向が現はれてゐるのである。メキシコでは今度新しい刑法が制定せられて、一九三〇年一月一日から實施される筈であるが、この新法は、死刑並びに陪審制は兩つながら廢止せられてしまつて、法の前には萬人等しいといふ原則も、その適用が全く不公平であるといふ理由で、もはや認められなくなつてしまつたのである。この新しい刑法の取つた見解によると、一切の犯罪は、被告人の性別、年齢、教育、社會上の地位とかいふが如き、犯罪當時の本人の事情環境によつて支配されるもので、従つて刑罰は犯罪に相應

せしめらるべきでなく、犯罪人に相應せしめらるべきものである、といふのである。この見解によると、犯罪は二つのクラスに分たれるのであつて、其一つには刑罰を「輕減すべき」 ("mitigating") 事情を附記し、他のクラスの犯罪には、刑罰を「加重すべき」事情を附記せらるるのであつて、此等の事情に刑罰を適應せしめんとするのである。

て來たものであるが、しかしながら、法律學者並びに一般市民で、この制度は多くの點で近代生活の要求に應ずることができなくなつたと感ずるものが多くなつて來たのである。而して、この抗議は、少年犯人の事件のみならず、更らに一般犯人の爲めに積極的に改善手段を施して刑罰の緩和を目的とした諸の運動に事實となつて現はれてゐるのである。しかし、大体に於ては、法律の前には凡ての犯人が平等であるといふ古い原則が行はれてゐるのである。古くから己に基礎の固まつてゐる社會ではメキシコで採用されたような過激な改革を考慮することはありそうにも思へないのであるが、メキシコで試みられたテストはともかくにも注意を拂ふ價值はあるのである。」

この新しいコード (法律) は、教化に潤はない、アメリカン・インディアンの多いメキシコには特に適用せられて然るべき理由があるのであるが、文化の進んだ社會でも研究せられる價值のあるものである。とは、マサチユセツ州マンチェスターの「ユニオン」紙の説く所で、同紙は進んで、

由意志を有つてゐるモーラル・エーヂェント (道德的行爲の主体) であるから、特定の犯罪には一定の確定刑を科すべきであるといふ學說に基いた處分手續との間には生死の争ひが戦はれてゐるのである。現在の陪審制 (jury) は廢して、之に代ふるに各犯罪に相當した處置を定むべき精神病學者 (psychiatrist) の査定會 (examining board) を以てすべきである。而して、犯罪の有無を決すべき現在の判事 (judge) の分限も訴訟手續の監督官としてしまふべきである。」

「何となれば、今日、犯罪防止の現行の制度については、かなり一般に亘つて不満を懐くものが多いのである。この制度は、幾世紀かの間色々に補修せられて發達したもので、長い間の前例や慣用で檢定済みになつ

陪審制の廢止を主張するものは他にもあつて、マサチユセツ州のノーサムプトン市のスミス・カレツチ (大學) の心理學の教授たるハリ・エルマー・バーネス氏も其一人である。新聞紙の報ずる所によると、氏は最近エール大學で開催せられた國際心理學者會議 (Inter-national Congress of Psychologists) で、次のような演説を試みてゐるのである。「現在、精神病學 (psychiatry) と從來因習的に行はれて來た刑事法即ち犯人は自

「何となれば、今日、犯罪防止の現行の制度については、かなり一般に亘つて不満を懐くものが多いのである。この制度は、幾世紀かの間色々に補修せられて發達したもので、長い間の前例や慣用で檢定済みになつ

このボードは受刑者の心身の状態、社會上の経歴及び幼時の環境、血脈、扁桃腺の状態、智能考査の得點等から得た科學上の判定によつて決定を下すべきものであるといふ案を立てたのである。然るに、パーネス教授は更に一步を進めて、問題となる事項が専ら科學的のものであるといふ現由で、全然陪審官を廢止せんとするものである。」と曰ひ、一轉して、「然しながら、實際眞に科學的なものであらうか」と問ひ、更らに進んで、「重罪といふのは成文法に對する違犯であつて、科學の公式に背くことをいふのではない。で、若し科學者が犯罪者を取扱ふ資格あるものとして、それ相當の權限を附與せらるるものとしたら、さうする以前に、先づ心理學者及び精神病學者をして、犯罪の何たるか並びに有罪の程度如何を規定する法律を新たに起草せしむる必要が生じてくるであらう。

しかし、パーネス氏其他の説を駁するに足る更らに一層有力な故障は、心理學や精神病學が純正科學 (exact science) といへないことである。この二つのものは、法律や陪審官の性癖や判事の態度よりも更らに一層曖昧模糊たるものなのである。しかも、所謂心理學者及び精神病學者と稱する技術家は、彼等の診査によつて得られた事實並びにこの事實より引き出された推斷に關しては兩

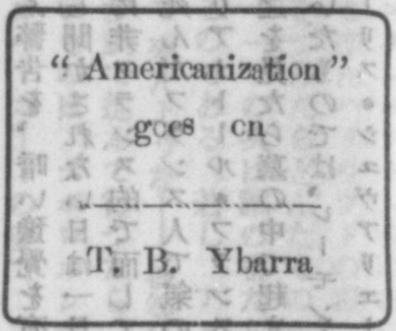
者いづれも甚しく意見を異にする場合が多いのである。然らば、彼等はコート・ルーム (法廷) に於ては占むべき何等相當の場所を有つてゐないものであると斷じても差支ないものだらうか。決してさうではない。彼等は訴訟上の手續や熟練した法律家の管掌する所のものに關與せしめてはならないが、判事辯護士等の裁判上の機關を補助するためには是非共招致せられなければならないのである。

裁判所の手にかかる少年犯人や、輕罪犯者、常習犯者其他の社會生活の不適應者の所爲が、或る點まで身體智能並びに心理上の缺陷によつて運命的に定められたものであることは毫も疑ひを容れないのである。しかし、同時に、陪審官をうなづかしむるまでに法律上有罪であることの確證されたものを處罰するのは裁判官たるものの正當の機能である。しかしながらまた、被告の履歴及び生活状態に關して専門の刑事學者の判定する所によりて啓蒙せられたならば、裁判官は今日よりも遙かに賢明な決定を下すことができるのは明かな事である。

この合理的なシステム (制度) は已に廣く行はれてゐるのであつて、我がフヒラデルフピアの裁判所で著しい成功を収めてゐるのである。」

Literary Digest, October 26, 1929.

# 米化已



(この一篇は前號の「ヨーロッパ合衆國」と併せ讀まれたし)

「アメリカニゼーション (米國化) といふ語は歐洲の何處へ行つてもきく語であるが、數處、パリでも、フランスがアメリカナイズされつゝあるといふ恐怖は漸くフランス人、少くもパリに住んでゐる一部のものの間に、已に一つの強迫觀念となりかけてゐるのである。偶然光の都なるパリに滞在してゐるワタリカ人にとつては、今や一部のフランス人より一切のフランス的なものゝ息の根を止めようとしてゐるとさへ想像されてゐる。「アメリカニゼーション」も、別に際立つて怖いものとも思はれないのである。彼は、オムルツァのルカ大通りに、レストورانに、カフェの店先きに、又はリ

ユウ・ド・ラ・ペリ (平和街) に軒を連ねたショップを出たり入つたりしてゐる幾千の同國人を見るのである。そして、只だ、「馬鹿にアメリカ人が澤山あるぢやないか」といふだけである。彼は、「英語を話します」 (English spoken) の貼札や、「アメリカン・ボー」 (American Papers) と叫ぶ賣子を見ると、アトランティック (大西洋) の向ふから來た御客に對するフランス人の心やすい通り一遍のお世帯だと思つて、直ぐと「英語を話します」店へ入つて何か買つたり、「アメリカカン・ボー」の戸を押し開けたり、新聞賣子をつかまへて、ニエトヨ、巨タとシカゴから來た新聞だけか、それともスポケーンやガルベス・トンやシンシナテイから來たのものもあるかと

尋ねたりするのである。そして、別にフランスの未來に關してうす暗い豫覺も有たずに、其まゝ自分の行きたい處へ行くのである。

しかし、之に反して、"English Spoken" ("英語を話します") だの、"American Bar" だの、"Latest Papers, Sir!" (旦那、最近のアメリカ新聞はいかゞ) だの——見み聞きするもので之に似たものは今日のパリには腐るほどある——といふ英語は、多くのパリつ子にとつては、墮落の兆で、「壁の上の筆跡」(聖書ダニエル書第五章——差迫つた危難の知らせ) なのである。若しアメリカニゼーションの潮が沮止せられなければ、パリをして今日あらしめた一切のものは消え失せてしまつて、同時に、全く非フランス的な、とても騒々しいアメリカ的な特徴を有つた新しいパリが生れるにちがいないといふ警告を、暗い豫覺を有つた此等のブルジョアの一人から聞かされない日は一日としてないのである。そのいかに非フランス的で而していかにアメリカ的であるかは、死んだフランス人で氣のきいたものは、タゴベール王よりアナトール・フランス(有名な小説家)に至るまで、之を見たら墓の中で起きかへり、現在生きてゐる氣のきいたものでは、レーモン・ポアンカレ(前首相)からモーリス・シュヴァリエー(アメリカへ渡つて一躍ス

ターとなつたきつ粹のパリつ子で、レビユウの唄手)に至るまで、起き上るような墓場を有つてゐたらと、今更ながらつくづく世の中がいやになるだらうと、彼等がこぼしてゐるほどにひどいものと思はれてゐるのである。

しかし——一寸待つて下さい。一体全体、「アメリカニゼーション」を敵視するもの、眼から見て、シュヴァリエーは純粹なフランス人たるの名に背かないと曰へるだらうか。若しパリつ子のアイドル(崇拜的)となつたものがあつたとしたら、それはこの陽氣な快活なシンガー(唄手)なのである。若し果してパリ其物が化身したと見えたものがあつたとしたら、それは彼れシュヴァリエーなのである。しかも、彼はつい此間ハリウッド(アメリカのローサンゼルスLos Angelesの活動寫眞の製作本場)の水管にかゝつて參つてしまつて、フラン(佛貨)をダラに易へる目的で海を渡つて行つたではないか。今彼はパリに歸つて來てゐるが、果して彼は同じ昔のシュヴァリエーであらうか、已に今から、パリのミュウジック・ホール(名はミュウジック・ホールでも實は猛烈なレビユウを見せる處。パリではムジコールと曰ふ)で彼の唄を聴く聴衆の中には、シュヴァリエーの何處かに「アメリカニゼーション」の形跡がありはしないかと鵜の目鷹の目で彼を見詰めるものがゐるにちがいないのである。

シスタンダット(有名な唄ひ女)も同じことである。彼女も亦たハリウッドの毒——ハリウッド・アルコールと名をつけたらどんなものか——を飲んだと謂はれてゐる。「この次は誰の番だらう」とフランス人は訊いてゐるのである。若し、アメリカニゼーションが今まで取つて來たような——彼等はさう言立てゝゐるのだが——歩調で進んで行つたら、フランス人の中でも、氣の小さいものは、ナポレオンが誰れでも知つてる三角帽に灰色オバコートの姿で、アンクル・サム(漫畫化された米國民の代名詞)の山羊髯をはやして、不意に甦み返つてきた夢を見て、恐怖にふるへながら眞夜中に目を覺すことであらう(註——フランス人はナポレオンのためにさんく、苦しめられたので、アンクル・サムが第二のナポレオンになりはしないかといふ洒落である)。

何やかや、一切「アメリカニゼーション」で持ち切りである。自分はこの悲觀的なパリつ子がアメリカニゼーションの最近の現はれとして注目してゐるものを表してみたが、それは次のようなものである。

- (一) フランス人の間に金錢と速力、チャズとラヂオとに對する欲求が急に増大して來たこと。
- (二) アメリカのフィルムに對する需要が急に増加したと
- (三) コクテールを飲む習慣の非常に擴まつたこと。之に

伴つて、ウイスキーやチンの消費も激増して、今迄はフランス人で趣味の人にとつて不足はなかつた、フランスの古いワイン(葡萄酒)はこれがために大損害を受けたのである。

(四) 歐洲人が、フランス人でさへ漸く「スタンダライズ」(標準化——一樣になること)されて行くこと。しかも、アメリカ人自ら奴隸となつてゐる「スタンダライゼーション」(産業の合理化運動に使はれる語で、日本の商工省あたりで「單純化」と稱するもの)に非常に似てゐるものである。「パリでも、ロンドンでも、ベルリンでも、ローマでも、ゼネバでも、マドリッド(西班牙)でも、きれいに顔を剃つた、ロイド眼鏡をかけた運動家らしい、ブラスホア(ゴルフ服)を着た、國際工場の製品のような同じ近代人に出會ふのである。モダン・ウィマンに至つては特に甚しい。何處へ行つても、同じ帽子に本じ髪モダンの風である。ヴィンナのブラーテル街でもパリの平和街と同じように、ローマのコルソ街でもロンドンのオックスホード・ストリートと同じく、彼女は同じ體軀の「線」を有つてゐるのである。」と或るパリの作家が慨歎したものである。

(五) フランスの婦人服商の間に、アメリカの顧客に對して昔しのようにこれが可いと着るべきものを此方か

ら命令的に決めてかゝつた代りに、今では彼等の欲するがまゝのものを作るといふ傾向が生じて来たこと。

(六) アメリカ人の最新都市「Panama City」と呼ぶ所のもの、建設を促進するために、パリの歴史を思ひ出させる市の要砦を取崩すこと。要砦の破壊といふことは残忍なまでにアメリカ的なもので——パリの郊外の一部を包含した彼の「タウン・プランニング」(都市計畫)の設計中に属するものである。

(七) 更に忌むべき「アメリカニゼーション」の證據ともいふべきは、アメリカ流の「クウィック・ランチ」(お手軽弁当)の流行で、従つて晝飯に少くも二時間を費す昔しのフランスの習慣の漸く破壊されて行くこと。此等のものは自分の作つたリストに於ける凡ての箇條ではない、斷じてさうではないのである。これらのものは單に手當り次第に撰み出した多くの中の二三に過ぎないのである。若し、誰れでも、パリに於ける「アメリカニゼーション」の蔓延、パリ人の感じてゐる危険の念を私が誇張してゐるとでも思ふものがあつたならば、まあ眼と耳の穴をよく開けて、パリへ行つて見るがよいのである。二三日たつ内には、私の言つたことについての疑ひを晴らさせるだけに、アメリカニゼーションについて、十分

フランスの新聞で讀み、フランス人の口から聞かされるにちがいないのである。自分は立派にさう保證していいのである。

或る一人のフランスの作家は、先達陰うつな顔をして「アメリカ人はフランスを「アメリカナイズ」するばかりでなく、彼女を更に進んでは歐洲全部を一樣に「殖民地化」(Colonizing)してゐるのだ」とさへ自分に語つて「我々がアメリカの殖民地になるのを欲しないならば、我々の取るべき道は只だ一つあるばかりである。それは、フランスが他の歐洲の國々と一緒になつて、關稅などは撤廢してしまつて、政治上の差異をなくして、經濟的に一つの大きな國となるのである。これより外に道はない。」と結論を下したのである。

こゝでも亦た「ヨーロッパ合衆國案」である。然しながら、死物狂ひの「ヨーロッパ」が「アメリカニゼーション」に對する唯一の救済策として此案を採用するとしたら、皮肉家達は、「ヨーロッパ合衆國!! さうだ、「合衆國」にならないように合衆國になるとは、全く立派な救済策だ」と感歎の叫びを揚げはしなからうか。

Outlook, November 6, 1929



戸位の懺悔 (六)

三水漁夫

○料亭と壁一と重の熊本監獄

私は山口縣には僅か一年半の勤務で熊本縣へ轉任した、その時の熊本監獄は御城の眞下で同市屈指の旅館や料理屋と低い土塀一と重で絃歌の苦笑談の聲は手にとるよふに舍房に聞える、また外圍は八尺足らずの土塀、工場は悉くコケラ葺の假り建で雨は漏るに任すと云ふ有様、監房は十字形ではあるが四寸角の格子造り中央が高く翼は短かく換氣採光共にあしく、場所と云ひ構造と云ひ不適當も甚しきである、數年前より移轉改築を企つるも縣の經濟上實現はせぬ、また其ころは監獄費國庫支辨の輿論も多少熱しかけて居る爲め到底縣の費用では改築は不可

能である。雨洩りの修繕なども國庫支辨の曉を待つと云ふ始末、このまま放委して居ると工場などは使用に堪へぬことになる、よつて知事の諒解を得て着任當初の縣會へ相當巨額の修繕費を要求することにした、而してその財源は作業収入の増加を條件とした。

作業の状態は機織工、紙漉工、薬工、少數の木工であるが受負業は永年間固定の契約で恰も更改期ゆゑ工賃値上げの見込も十分あり、又官司業や委託業も擴張の餘地があるゆゑ當時の収入の倍額以上に上すことの確信があつた。縣會が招集されると先づ縣會議員全部を連れて来て構内を隈なく見せて諒解を求めた、その頃の縣會議員などは監獄を始めて見るので驚異の眼を以て迎へて居た。殊に死刑場の外部を廻るとき多くの議員どもが等しく何か呟やいて居る夫れは前に述べた隣りの料理屋の離れ座敷が死刑場と生け垣を隔ててよく見える、彼等はこの建物が死刑場とは知らずして垣一と重の離亭で常に遊んで居るので今之が死刑場たることを知つて驚いたのである。彼等も驚いたであらふが私も着任匆々この離亭で深夜亂痴氣騒をして遊ぶ者の毎夜絶えぬには驚い

た。看守長の話に死刑執行のことが新聞に出ると當分はこの料理屋へ来る客が少ないが近年は死刑執行がないから繁昌する、また離亭であまり騒ぐときは巡警看守が提燈の玉目を淺葱色の布で覆うて生け垣の間からそつと照して居ると、幽霊火が出るとて當分は静かになる、こんなことは向ふでは營業防害と思ふか知らぬが、こちらでは正當防衛だと笑つてゐた。兎に角監獄としては不適當の位置であつた。

前任地の山口では藩閥の因習もあり同縣人と云ふ關係から、監獄費の豫算は極めて好意を以て可決したが、ここでは多少異議を唱ふるものあるを覺悟して居たにかかわらず存外反對者もなく提出の儘通過して、二ヶ年間で全工場を改築することが出来た。

併し護送馬車新設費で多數の議員が贅澤だとして反對したが第二讀會までは通過し、その第三讀會に於て有力なる一議員が糾合を始めて反對説を盛りかへそうとした。ところが議長が氣を利かしてこの有力議員缺席の際日程を変更して上程した爲め辛じて否決の運命を免かれた。この有力議員が翌年刑事被告人として入監した、その時は馬車も出来て被告人は皆馬車で護送して居たがこの議員は編笠腰繩で裁判所

へ往復させた、二三回出廷の後は非私に面會したいと云ふので會つて見ると果して馬車護送の請求である、「私は護送馬車新設には反對であつた、あなたの説明もよく覺えて居ます、殊に被告人はどんな身分あるものでも這入らぬと限らねばその者の名譽保護であると云ふことも。夫れに私は監獄へ這入るよふな者は名譽保護などは要しないと反對したのは私の不明であつた、どふぞ此次からは馬車で出廷するよふに」と涙を流して居る、私は「君は馬車が嫌ひの様子ゆる君の意を酌んで馬車に乗せなかつた」と皮肉を以て答へた。その後彼は無罪で出て同僚等と會する毎に「監獄費の予算に啄を容るるものでない、どんな嫌疑で未決監へ這入ることが有か知れん、特に我々政党内關係するものは危険も多いわけだから典獄に反對するとどんなところで敵を打たるるか知れぬ」と云つて居たとか。

監獄費が地方支辨にては行刑の統一も不可能であり大別分類拘禁も行ふことが出来ぬので行刑政策の遂行を防ぐことは明かであるが、一地方監獄の管理より見るときは縣會議員と圓滿を缺かざる限りは思ふ次第の仕事が出来て誠に愉快であつた。それが

國庫支辨に復するや凡ての切り盛を本省でやるから折角企畫した事業も中止の止むなきに至り且つ窮屈なこと夥しかつた。しかし府縣民の歡待せざりし同僚は反對に非常に悦んだものも多かつた。

○監獄作業としての採炭

熊本監獄では三池集治監の附近へ出張所を設けて常に囚人三百餘名を派出せしめ、三井鑛山會社の採炭を爲さしめて居た。數年前までには福岡、佐賀、長崎の各監獄よりも派出して居たが、これ等は既に引揚げて當時は熊本のみであつた。採炭業の監獄作業に不適當なることは豫てより想像して居たゆゑ、實地に就てよく調査の上改善し得るものなら改善して繼續しもし改善し能はざるものなれば斷然廢止する外はないと着任の際決心して居たのである。

よつて度々出張して實見するに到底改善を施す餘地はないのである。主なる實例の二三を擧ぐれば、

一、外傷患者が非常に多い。主として炭塊の崩落に壓せられ負傷したるもの其の他墜落、坑内の馬、トロッコと衝突、同囚間の毆打等である。

二、變死者も亦多い。これも炭塊の崩落に因るもので一時

に三人も壓死したことがある。

三、衛生状態は極めて悪い。地下數十尺の坑底、延長數里に渡る坑道内換氣通風の設備あるも夫れは幹線に當る坑道で、百足虫の足の如き左右數十條に廻り進む側坑は常に八十度乃至九十度の熱氣で、また所々に便所の設けがあるから暑さと臭氣に依りて卒倒する。時には不意に瓦斯の發生に依り一時に數十人の卒倒者を出すことがある。坑内作業は夜の部と晝の部に分ちあるゆゑ夜業に働いたものは監房に歸り朝食をして寝ね又晝食をして寝る、これが爲め腸胃病も亦他に見ざる比である。始めて坑内使役を課したるものは三日間乃至五日間して病監に入る、これが全治すれば出し病氣となれば病監へ繰返す寔に憐れなものである。

四、風記秩序の維持は到底無効である。坑内照明は幹道だけに電燈の設備あるも採炭場所は大々小きカンテラが遠く近きにあるだけで殆んど闇の中の作業である、この熱度の高い爲め工夫は悉く赤裸々で働くが囚人だけに汗を着けさすることになり居るも闇の中ゆゑ勵行は出来ぬ、これ等の爲めより同性關係は夥しいのである。毆打負傷者の多いのもこれが爲である、闇中のことゆゑこれを發見することが出来ぬ、争鬭に依つて始めてその關係を知ると云ふ始末、その他あらゆる犯則行爲あるも坑内で發見は難いのである。曾つて他の坑内では囚人が多數

酒氣を帯て居るゆゑ、坑内を捜索したら残飯で密醸した酒が方々に隠してあつたと聞たが、有り得べきことである。

其他労働の不平均、古參囚人の権力等刑罰としての作業には適せぬことが種々あつた。尤もこの(一)の實害は普通工夫にも當然伴ふものであるが、彼等は自ら覺悟してこの仕事に従事し居るのである、また彼等に對しては會社に於て負傷に際しては適當の方法を講じて居た。然るに自由を奪はれたる囚人がかかる生命身體に危険を及ぼす作業に従事せしむることは刑罰の本旨に反くものである。而かもこの危険を除く方法は囚人に對しても又普通工夫に對しても其時は絶無であつた。

よつて私は三池出張所は斷然廢止して出役の囚人を引揚ることに決心した、夫れで前に述べた如く工場の改築にも取りかかつたのである。また工場の改築が運ばぬとも出役囚人を收容することの成算はあつたが、三池出張所の廢止は對手が三井と云ふ権力家であるゆゑ容易の業ではないと覺悟して、先づ直接監督者たる知事に引揚げの止むなき理由を詳細に述べて諒解を求めたところ知事は「尤のことである

そんなわけなら引揚げるがよからうが、對手が三井であるから面倒なことが起ると困る、殊に井上侯爵と云ふ三井の後援者があるから餘程注意を要する、その積りで」と云ふ同意を得たので、知事は「御迷惑にならぬよう始末をします、この談判を始める

と會社の重役や東京の本社からもあなたに泣き付きに来るに相違ない、その時は典獄に任せてあると軽く刎ねつけて下さい」と頼み置きて、直に會社に向ひ「近來入監者の減少の爲め出張所への補充は見合す、また出張所に在る老弱者は採炭工事も出来ぬから此後本署へ引揚る」と通知して老弱者と短期の初犯者を引揚げた。すると會社では俄かに狼狽して私の予想の通り重役が知事のころへ来て「老弱者の引揚げと云つても中には働きの出来るものを引揚げられ又將來補充が六ヶしいと云ふことになる大變な支障がある、今は最も石炭の大量輸出を要する時機で濠洲へ幾千萬噸、支那へ幾百萬噸、何國へ若干噸の約束がある、これに影響すると單に三井鑛山の迷惑に止らず我が國の威信に關した輸出入の均衡を破る」と、果して大會社の云ひさふなことを述べて行つたとのことであつた。其後更らに補充せぬゆゑ

から本省の方は最初に意見を固めて置たのである。私は彼等二人に向つて「出張所は繼續させたくても自然廢止の止むなきに至ると思ふ、近年のやうに入監者は漸次減少し、本省の作業經營すら困難である、また採炭業に就かしむる者は身體強健で入監前採炭に従事した再犯以上なら差支えないが、そんな者は入監さへすれば補充に向ける。これまでのやうに初犯者や短期刑者は構外の仕事に出すことは絶對に不可である。屢々出張所に行つて仕事振りを見ても初犯者や短期刑のものには能率が上らぬやうだ、また負傷者もこれ等に多い、斯の如きものを使用するは貴社にも利益は少ないと思ふ。畢竟出張所を廢止する意思はなくても自然の減員より廢止に至るであらう」と説示したら彼等憤然として歸つた。その後所謂重役が知事に再三従前通りの選擇方に寛和して貰ひたいと頼んだ様子があつたが、知事は私には傳へなかつた。こんなことで採炭業を廢止したのであるが、私のやり方が少しは穩かでなかつたかとも思ふ、ために知事には餘程心配をかけてすまぬことであつた。

採炭の囚人は日々減少するのみであるから、知事のところへは會社の重役或は東京本社よりの重役が屢々數願に來たさうだが、直接私には誰れも何にも云うて來ぬ、彼等は知事さへ説き附くれればよいと考へて我々は知事の意見次第どうでもなるものと思つて居る。知事は全然引揚る時機の來るまで少人數でも送つてはどうかと云うて居たが、私が頑として送らぬゆゑ板挟みとなつて頗る困つて居た。すると遂に私のところへも來た、夫れは重役ではなくて坑區主任と庶務課長と二人、そして重役が出るはずだが差支へがあるとして。重役などは知事以上のものならねば對手にせぬと見える。彼等二人は補充を請求した末「あなたは三池出張所を廢止する意思であるとのことだが其理由を聞きたい」と云ひだした、廢止の意思を彼れ等が知る筈はないが何處から聞たかと尋ねると「重役が度々來て知事さんに頼んでも要領を得ぬから本省へ行つて數願したら、此方ではそんなこととまで干渉するわけに行かぬ直接典獄に相談する外はない併し典獄は三池出張所は將來廢止の意見だと、聞いて驚いて居ります」と。私は彼等は必ず本省へ頼み高壓的に意を達する方法を講ずると思つた

三池集治監の採炭使役もその頃は同様であつたが

採炭に適する囚人を選ぶことは不可能であつたやうだ。九州の地方監獄に入監するものは炭坑所在地の者が多いから経験あるものも比較的あつたが集治監の方は近畿以西の者の集りで、殊に大阪神戸等より收容したものが多数でこれ等は炭坑の何物たるを知らぬものである、夫れ等の中から全囚員の五分の三もこの業に就かせてあつた。また長期囚でも無期囚でも偶然的の犯罪たる放火、殺人なども多い、これ等の者は入監前の生活状態や身分職業について考察して採炭業を課することはいかにも苛酷なる感じがした。しかし今日にありては坑内の施設も改まり、改良の上に改良を加へられたるは疑はざるところなるも前に列擧した行刑上の障害は多少除かれしとは云へその根絶は到底期し難きである。三池集治監は採炭を目的として建設された歴史上この業を廢止することが出来ないかも知れぬが、年々改善進歩する行刑政策の上にこの非人道的一大汚點が四十年の今日に至るも尙除くことの出来ぬことは實に斯道の恥辱である。大牟田市の發展殊に三井鑛山會社の擴張は、他の業種を以て採炭に代ふべきものもあると思はる、私はこの採炭業が一日も速かに行刑作業種目

より取り除かれんことを切望するのである。

### ○監獄官の服

始めは海軍に擬した陸軍に倣ふ監獄官の正装はその時代々に滑稽の笑話恥辱の憤慨が續出した、ことに最初の海軍型は常装でも帽子は現今の正帽と殆んど等しく、その上上衣の袖章は金モールの平打五分のものが三本も繞つて居たので、常に海軍將校と間違へられ小汽船などに乗るときは過誤の優待を受けて赤面したことも數度あつたが、次の陸軍型の正装では陸軍將校と見誤らることが一層甚しきであつた、途中軍隊に出會すと「氣を付け」の號令で敬禮を受くることは度々だが、號令を掛けたあとで軍人でないことが氣付くと「違つた、馬鹿、なんだあれは」などと大勢の兵卒から罵詈雑言さるのである、兵卒ならなほ怒することも出来るが、或るとき振天府であつたか又は懷遠府であつたか拜觀の爲め、宮城内に集つて居た我々の禮装を見て待從武官等の交話。「あれはなんだ」「典獄だ」「典獄だと牢番か」「牢番が、陛下のお定めになつた軍人の服に似寄つたものを着るとはけしからん我々の面汚しだ」な

ど云つて居る、彼れ等は何事にでも 陛下の御名を持ち出す、私はこのとき我々のこの服装も勅令で定まつたものだ云つてやりたかつたが、場所が距つて居た爲め遠慮したが實に憤慨に堪へなかつた。また儀式祭典などのとき軍人と一所になるとよく「帽子の前立てはどうされましたかお忘れですね」と注意されたものだ、彼等は全然軍人と信じて。  
或る歳熊本で一月一日の祝賀會を偕行社で済ませた私は俥に乗て歸たが間もなく一兵卒が帽子の前立てを持つて来て「これは途中で拾ひましたが、お宅の旦那が前立てなしに俥で歸へられたのを見た云ふことですからお宅のでせう」と云つて置いて歸つた。この始末には殆ど閉口した、定めて落した軍人は困つて居るであらう、軍人は一月の三ヶ日にはなくてはならぬ品だからどうして返すか、警察へ届けては遺失者が迷惑するし、偕行社へ届けても休暇中は新年宴會の五日までは集る者はないし、所屬部隊も無論不明である、止むなく近所に住んで居る參謀長が昵懇だからそこへ持つて行つて遺失者に返すやう頼んだ、參謀長は直に各部隊へ傳令を派し各部隊は所屬將校宅へ兵卒は遣して漸く翌日午前中に

遺失者が判明したとのことであつた。これ等は服装が軍人と間違へられたご念の入たものである。

現時の服制は警察官が十數年來着用して居るものに似てゐるゆゑ、警察官と間違へらるることはあるも陸海軍人と見誤らるることはないから、多年のこの悩みは免れたと云ひ得る、しかしいつも陸海軍や警察官の服装に模倣せねば特種のもものが考案し得られぬことは寔に遺憾な次第である。

そして最近改正された監獄官の服制中で今日の行刑主義と矛盾したるものはその常装に佩劍を本体としたことである。佩劍は應報威嚇の徵象である、反抗意思の挑器である、暗い心に浸るもの、拗けた性に溢るるものを明るい心に導き眞純な質に矯すにはこの徵象この挑器は禁物である。私は受刑者に直接せざる所謂遠巻き勤務、立番警羅等は格別、彼等に直接する勤務者には佩劍せしめざるが至當だと思ふ、しかし正装禮装の場合は威儀の上から敢てこれを非とするのではない。近來警察官の廢劍の議も漸次熟してくるやうであるゆゑ、今次もまた警察官が廢劍したからと云つてこれに倣つて監獄官の廢劍を爲すが如きは如何にも不見識である。ゆゑにこの際

速にこの不適合なる且つ矛盾なる監獄官の常装に佩  
劍せしむることは或る特種勤務を除く外は断然廢さ  
れんことを提言するのである。

### ○少年犯罪者の海事教育

私はその後神戸監獄に轉任してその頃の新しき試  
みとして軍艦の保管轉換を受け海員養成を企てた、  
その成績は極めて良好であつたことは後に述べる通  
りである。

昨年来小田原刑務所で漁撈、水産業の爲め古軍艦を  
利用することになつたが、私の試みた夫れとは目的  
方法とも多少相違があるやうだ、しかしこの企ては必  
ず好結果を得ると確信して居る。参考にもなるまいが  
私の試みた一端を述べて見よう。

その頃の神戸の不良少年はチンピラと稱して悉く  
が拘捕であつた、而かも自ら不良少年に墜つたもの  
ばかりでなく、多くは父兄がこれを爲さしむるので  
ある。また拘捕の師匠兼親分とも云ふものが有つて  
このチンピラを五六人若くは十数人も手下として拘  
りの方法を教へて之れを使喚する、而してその伎倆  
の巧拙によりて獲物に對する報酬に厚薄がある、チ

ンピラどもはその報酬を父兄に渡すと父兄も亦その  
貰ひ分が少ないと、未だ伎倆が拙いとて責勘するゆ  
ゑに勢ひ悪事の手段が向上進展するのである。實に  
恐るべき犯罪の卵である。

これ等のチンピラは多く懲治場留置の處分である  
爲め淡路の洲本分監が懲治場として定められ常に二  
百人内外を收容して居た。ところが是等を釋放する  
にあたりその家庭へ還らすと直に父兄に強ゐられて  
再び罪を犯すのである。彼等唯一の保護者たる父兄  
がこんな有様であるゆゑ釋放後の保護には容易なら  
ぬ困難を感じたが、或るとき汽船のボーイたりしも  
の釋放にあたり大阪築港にある海員紹介業者に依  
頼したところ、快よく承諾してなほ海員の経験ある  
ものなれば引受けると云ふことであつた、それで入  
場前の経歴を調べて見たが海員の経験あるものはな  
い、しかし相かはらず保護の方法に困りて漁船や舁  
船などで多少にても船を動かして得るものを數人依頼  
したが、最初のボーイは頗る好結果である、また船  
を漕ぎ得る程度のもので始めは船員も嫌ひ、當人  
も前途を危ぶんで居たが、馴れるに従ひ双方とも喜  
んで居る、しかし給料が極めて僅少だからこれが

ら引受けるものは成るべく海に親しんだものがよ  
と右の紹介業者の話である、そこで私はこのチンピ  
ラ如きものは海員として父兄と離し、悪友と遠ざく  
れば彼等を助けることが出来るとの信念で本省の當  
局へも屢々この意見を述べ海員養成の素地を造るこ  
とに苦心した、がその頃は日露戦争の酣なる時で軍  
艦を貰ふなどのことは夢想だにも及ばずまた小汽船  
を需むることも到底不可能であつた、ゆゑに取りあ  
へず漁船を造り彼等をして海に馴れしむるかたはら  
收獲の漁類は分監の食菜に充つることを企てた、こ  
の漁船は三挺櫓で七人を乗することが出来て帆走し  
ての手曳網を備へ主として洲本由良間、時には紀淡  
海峡友ヶ島邊に出漁せしむるのである、幸に看守の  
中に漁業の経験者があつたからこれを擔當者として  
釋放後海員と爲すべき適當の者を選定してこの業に  
就けたのである。

出漁ごとに相當の收獲はあるが多くの鯛、黒鯛、  
はも等の大漁で、また懲治人の副食物としては贅澤  
すぎるものゆゑ大半は市場へ販賣した、偶々沖合へ  
出漁の出来ぬ時磯べりで獲た小魚が彼等の食料とな  
るのであつた、其際遺憾に思つたのは夜間出漁の出

來ぬ一事であつた、烏賊、鯖、鰯などは主として夜  
間若くは黎明に網に上るのである。その頃は夜間作  
業の認可と云ふやうなことは思ひも及ばないことで  
あつたゆゑ。夫れでも収入は他の作業に倍し且つこ  
の業に就いたものは海員紹介業者へ託したものが多  
數で漸次所期の目的に達しつつあるを悦んで居た。  
そしてこれ等の成績は時々本省へ報告し海員養成の  
必要を高唱したのである。かかる間に日露戦役も終  
局を告げて海軍省では艦船整理の必要を認めて、そ  
の計畫をして居る等の新聞を散見したのであつた。

その後突然上京の命令に接した私は或は海員養成  
の用務ならんかと聊か内心に欣びの悸きを藏めて本  
省へ出ると果してそれであつた。

「懲役人釋放後の保護として海員養成の必要を認め海  
軍省へ内々交渉して置たら、この度艦船整理の爲め不  
要になつた河川砲艦を保管轉換してもよい、とのこと  
である。然し艦は古くても鋼鐵艦で平水航路なら速力  
は鈍いが五年や七年は使用が出来、航海用とすれば  
相當經費が嵩むが常に繋留して置けば經費は要しない  
繋留したきりでは海員養成の目的は達せられぬも大型  
ボートが二隻も附屬して居ると云ふから、漁船で練習  
さすよりよいと思ふ、兎に角海軍省へ行つて艦船部長

の齋藤大佐に面會して經費の點其他悉く聞いてその上受けるか否かを決定するから直ぐ行け。  
と云ふことであつたゆゑ、私は直にお隣りの海軍省へ行つて齋藤大佐に面會して先づ航海するものとして三時間ばかり種々の要點を尋ねた、大佐は極めて親切丁寧に教へて。

司法省では經費のかゝらぬやふ希望して居らるゝが航海するにせは只今御話した額を要する、しかし軍艦として海軍々人が動かすのと商船として民間の海員が動かすのとは方式計數に於て異なるところがあるゆゑこの圖面や書類に依り民間の相當權威ある機關長に示しその意見も聞かれ、また御渡しするに際しては是非技術者の立會を願ひたいのだから艦を一應見せる方がよいであらう。

と云つた、今私はその時間いた經費の數字は確と記憶して居ないが、年々定期検査を受るときの塗り替へ機械磨き小修繕等で約千圓、大阪灣一周の航海五時間で石炭や油類の費用が四五十圓位だつたと云ふ、この外教師として、

乙種船長一人 月俸八十圓 水夫長一人 月俸四十圓  
二等機關士一人 月俸八十圓 火夫長一人 月俸四十圓

こんなことを基礎として豫算を作つて成るべく航海の度數を減ずる條件で保管轉換を受くることに決

定して、神戸に歸り幸ひ下船中である歐洲航路の郵船會社の機關長を頼んでこの古軍艦碇繋港の江田島へ同行した。其時はなほ江田島海軍兵學校の練習艦として同校の波止場に横付けになつて居た、同行の機關長は圖式に照し書面に依り艦底に降り機關を動かす、或は携帶せし金槌を振り處々方々をコツコツ叩き廻つて居たが、

流石金を惜まらず造つた軍艦だけあつて機械や汽鍋なども贅を盡して居る、たゞ五年前に修理したと云ふ艦底は五間に三間位な鐵板が張つてあるが、これは船渠に入れねば不明であるが海軍の仕事だから無論完全に修理してあるに相違ない。

と保證した、そして航海するとしても計上の予算で十分の見込と云ふのである。それから兵學校の貴賓館の一室で晚餐を受けながら授受の打合せをして退出した。神戸に歸つて詳細を本省に報告し一面船長以下の教師を物色したが、幸ひ日露戰役の終了で未だ好景氣に移らざる瞬間であつた爲め直に適當なものも備聘することが出来たゆゑ、第一課長を私の代理として船長以下を率ひて受取りの爲め江田島へ出張された、この古軍艦が即ち我が國最初の感化船鎮邊である。

(完)

### 刑務所内に於ける情操教育につき(二)

東京美術學校助教 田邊孝次

然らば刑務所といふものをどうすれば宜いか、將來有用の人間に改造するといふのでありますからそれに付ては餘程考へて見なければならぬ。そこで第一に私は是等の人々の心の中に共通の點がありはせぬか、又其等の人々の境遇の中に共通の點がありはせぬかと思ふ。共通の點と云ひますと家庭の味を知らぬとか、人情の美しさを知らないとか、或は物の哀を知らぬとか云ふ點がありはしないかと思ひます。是が一般受刑者の共通した點ではないかと思ひます。若し小鳥の首を絞めて小鳥が眼を白黒させるのを見て可哀相だと思ひ、花を踏んで引返して其花を立て、置いてやるといふやうな美しいやさしい心持の人間であるならばどうして、自分と同じ人間を殺すなどといふ

ことが出来ませう。是は逆も出来ぬ筈であります。然るに之を敢て行ふといふ所に吾々の想像の出来ない殘忍な、吾々の想像の出来ない圓さ、やさしさ、美しさを缺如して居るのではないかと思ひますもしさうだとすれば、先刻申しました各方面の學校を落第した者が何が故に落第したかといふと、是も獨斷に落ちるかも知れませぬが大體に於てさういふやさしさ、美しさが缺けて居る爲に落第したのでありませう。さうしたならば、其落第生には何を與へたならば宜いか、それに缺けて居るものを與へる、咽喉の渴いて居る者に水を飲ませるのは當然であります様に、其の缺けた物を與へるといふことが其人達に取つて大切ではないかと思ふのであります。即ち美しさを與へる

事でありませう。而して此事を私は餘程寛大に廣義に考へて行きたいと思ふ。昔の人は「人誰か善心なからん」と云つて居ります。又聖書の中に基督の前に一人の女を連れて来て、學者達は是は七度姦姪を犯した者であるどうしたらよいかと基督を試めた時に、基督は答へて若し汝の中に罪なき者あらば石にて此女を撃つ可しと云つたさうである。それを聞いた學者達は互に顔を見合せて其場を去つてしまつた。あとに残つた女の額に基督が手を當て、云ふには、女よ汝は許されたり。往つて再び罪を犯すことなかれと言つたと書いてある。又昔鴉鳥懐に入れば獵師も捕へずと云つて居る、獵師は銃を持つて鳥獸を捕る事を業として居る者であるが、それでも鴉鳥が懐に飛込んだらば殺さないと云ふのであります。でありますから、假令境遇上又は性格上の缺陷から人を殺したり、或は悪い事をした人間と雖も全然良心が無いといふことは私には信ぜられない。そこで此善心といふもの、燈に油を掛けて之を燃立せて

美しきことを知らせ、物の哀を知らせるといふことを考へるより、他に途はないではないかと思ひます。私は感化院の事業は知りませぬが書物等を讀みますと、其主もなる仕事は生活を規則正しくすること、郊外の景色の好い所に感化院を建て、自然の清き空気を呼吸させて、さうして自然に關する仕事をさせる。野菜を耕作させるとか花卉類を作るやうなことをやつて居るといふことを聞いて居る。自然の移り變りは最も平凡であるが、又最も美しいので、その美しい自然に依つて悪い習慣を矯めるやうにやつて居るやうに思ふのであります。さういふことを考へるとどうしても何と申しますか缺けて居るものを與へてやるといふことが、一番必要ではないかと思ふのであります。

それではどういふ風にしてやつたら宜か、是は問題であります。そこで此事を少し考へて見たいと思ふのであります。此刑務所に入つて居られる學生諸君はどちらかと云へば、大人子供であります。

年齢は大人でありませぬが、性格に缺陷があるといふ點から云へば一つの子供であります。或はあつた云ふ人達の中には所謂天才があるのかも知らぬ、兎角圓滿に發達して居らない。先刻申しました如く人が見て愉快に感ずることを愉快に感じない。さういふ缺陷のある人達でありませぬから、それを大人と云ふことは無理である。軍隊や大學生を以て遇することは出来ない、大人子供である。此大人子供の教育を考へて見たい。日本の子供を見ますと、都會の子供はさうでありませぬが、田舎に行くと子供は蛙を殺す、犬を打つ、小鳥を捕へる非常な悪戯をするのであります。私は外國を少し歩いて見ましたが、中には悪いのも居りますが子供は大体に於て良く出来て居ります。公園に行つても小鳥が人を恐れない。犬でも人の顔を見ると尻尾を股に挟んで逃げる様な事はない。電車に乗つても一番先きに年取つた者や婦人に乗せてやる、これは又制度も宜い。番號札があるから車掌

教へる時の生活を活動で教へる。植物でも動物でも皆活動寫眞でやる。其度毎に電氣を消して教師が生徒に記憶畫を描かせる。植物の芽の發育の状態を描くと云ふと子供は一生懸命になつて植物を描く是は一例でありますが、さういふ風に總ての學科といふものが單に耳で聞いて覺えるとか、字を見て覺えるといふよりはそれを形の上に現はして覺へる。それを佛蘭西では「教育の作業化」と申してをります。教育の作業化に依つて知識を増すといふことになつて居ります。あらゆる學問を作業化して其學問の記憶に便する。其作業といふとはどういふ點に於て宜いかといふと學ぶべき對象に對して興味を興へる。其の興味に釣られて記憶をするといふのであります。是迄は學問といふものは神聖なもので畫を描くといふことはどうでも宜いと思つて居つた。どうも宅の子供は畫を描くことが好きで困つた、將來畫家になられては困る」と云ふ人がある。さういふことを話される時に私は「心配するには及びませぬ。人

といふものは言葉で以て自分の思想を傳へる人もある。西洋人のやうに手を以て傳へる人もある。又畫で以て傳へる人もある。物を言ひ、文を綴る外に畫といふもの、力がなければならぬ」と言ふのであります。假りに一個の時計を注文するのに丸くして眞中に針が二本附いて居ると口で云つても、それでは時計其物の形は分らぬ。その時に斯ういふ形であると云つて鉛筆でも描いて注文すれば直ぐにさういふ形のものを持つて來る事が出来るのであります。さういふ畫を描くといふことが人間として差づけべき才能でありませうか、決してさうではない。家を建てるのに大工ばかり使つて居つては家は建たぬ。家を建てるならば自から圖を引く方が宜い、圖を引くなんといふことは司法官だから威嚴に掛かる決してさういふことはない。自分の家ならば自分で圖を引いて差支ないのみならず、之れが本當であります。小學校の教育の作業化といふことは其の子供が將來總理大臣にならうと、軍人にならうと何

は番號札に依つて順に乗せるといふやうな事になつて居りますが、兎に角大体に於て人間に禮讓があるやうでありませぬ。無論西洋にも争闘はありますがそれは別問題であります。佛蘭西に居りますと人に對する惡口にバチヤンチーと云ふ言葉があります。詰り優しくない。社交性を缺いて居るといふことであります。お前はジャンチーでないか云はれることは非常に耻辱であります。子供でもさう言はれれば顔を赤く致します。さういふ風になつて居ることはどういふ點から出て居るかと思ひまして、佛蘭西で小學校を四五研究して見ました。小學校に往つて見ると、一番に玄關に懸つて居るものは圖畫の成績であります。校長が出て來て先づ此の圖畫成績を説明する。此學校は圖畫の教育に一番注意をして居ると云つて自慢するのであります。それから段々見ますと、例へば佛蘭西の小學校には地理歴史理科がある。さうするとそれを全部活動寫眞で教へる。歴史の時には史劇活動でやつて教へる。理科の時に鳥を

せ、さうして描く方法を教へる。是はど  
ういふものであつてどういふ形のもので  
あるといふことを説明して、自由に描か  
せることになる。其描くものに興味を持  
つ、さうして興味を持たせながら子供に  
描かせる。其時に教師が歩いて居つ  
て子供の所に行つて餘りひどいものは直  
します。其の直す時に教師は何と言ふか  
といふと「お前の水差しは傾いて居る、お  
前の身体と心がまががつてゐるからであ  
る。」とか、「お前のは間違つて居るでは  
ないか、間違ひは醜いじやないか、こゝ  
をお直しなさい」といふやうな助言をし  
て注意をしてやる。其言ひ方が「すべか  
らず主義」ではない。子供に或る程度の  
獨創を許し、自由を許して、お前は水差  
は斯う描かなければならぬ。斯うしなけ  
ればならぬといふ風に命令的に世話を焼  
かない。つまり大まかに確と垣を結つて  
置けば羊は外には出ない。なか／＼羊で  
は其高い垣根は越されぬ。牧場に羊を  
入れて無理に口を引張らない。むしろ羊  
が自發的に仕事をやるやうに仕向ける。

それはどうしても仕事に興味を有たせる  
やうにしなければならぬ。それが今日や  
かましく云ふ教育の作業化の根本の一部  
であると思ふのであります。斯ういふや  
うな作業化の中で自然に會得させる。正  
しいものは美である。即ち美なるものは  
善である。醜なるものは悪であるといふ  
やうな考へ、さういふやうな考を佛蘭西で  
は徹底させて居ります。教室に入ると壁  
に帯模様を描いて居る。是はどうしたの  
かといふと元來子供は落書をしたがる者  
である。子供に落書をするなと云ふのは  
無理である。そこで新しい教室に入つた  
第一日に圖畫の先生が附いて此教室の壁  
の子供の手の届く迄の所を一人に約三十  
センチメートルづゝ割當てる。さうして  
先生が「お互の室をお互の畫で飾りませ  
う、色々の畫を描いては乱雑になるから  
帯模様を描きませう」といふやうなこと  
で一年生二年生迄は先生の圖案である、  
三年生以上になると生徒の圖案でやる。  
さうすると葡萄なら葡萄で蔓が附いて下  
に乗があるといふやうなものを描きま

す。之を下手に描けば自分達の不名譽で  
ある、耻である。共同してやらなければ  
人に迷惑であるといふので一生懸命にや  
る。さうすると落書をしなくなる。「此教  
室の圖案は良く出来た。是はお互の所だ  
からお互に綺麗にしませう」と教師が云  
ひ、子供も「綺麗にします」といふやう  
な約束をする、自分達の手の届く所迄は  
自分達の描いた畫があるから落書をしや  
うにもしやうがないといふやうな方法を  
講じて居ります。斯ういふ方法は何と申  
しますか、圖畫といふものを實踐倫理の  
一種に使つて居る。圖畫の作業化といふ  
ことを根據としてあらゆる學問の方便と  
して、知識を吸収し物を記憶させ更に一  
種の修身にも使つて居るのであります。  
是は大變面白いことで、日本にもさうい  
ふことをしなければならぬと思ひまして  
二三の人にも話したやうな譯でありま  
す。

今一つ氣の付いた事は、情操教育と宗  
教の關係であります。情操教育の根本  
となりまます美術といふものは教育の場

合には前述の様に現はれますが、他の場  
合にもつと／＼大い仕事を居るので  
あります。それは美術と宗教の關係であ  
ります。昔は宗教といふものは今日の學  
校と感化院と刑務所とを一緒にしたやう  
なものでありませう。昔の教會や寺とい  
ふものはさういふ所に人間が来て、例へ  
ば基督教でも佛敎でも何でも構はぬ信ず  
る事に依つて自分の身を守り或は罪を改  
悟して、人生を有意義に且つ安全に過す  
のであります。是には大に美術の力が  
働いて居るのであります。御承知の通り  
基督が産れて基督教を説て漸く三百年以  
上經つて公認せられるやうになつたので  
あります。其最初は丁度今日の社會主  
義のやうに壓迫されたのであります。當  
時は随分野蠻の時代で衆人環視の中で奴  
隸等を獸に喰はせるやうなことをした殘  
忍な時代であつた。さういふ人間をどう  
いふやうな方法で基督教が教化したかと  
考へますと、南伊太利の方は著しい  
國でありますから、其教會の入口を狭く  
し壁面を多くして中を暗くしてある。其

壁が厚いのでありますから中に入ると涼  
しくなる様になつてゐます。例へば羅馬  
の寺に入ると先づ入口に扉がある。それ  
を排して入ると又扉がある、明い南歐の  
太陽を浴びて居つた者がお寺の二枚扉の  
中に入ると殆ど眞暗で何も見えない。手  
探りで行きますと椅子に行當る、其椅子  
に腰を掛けて帽子を脱いでをりますとす  
つと涼しくなる。自然身体も心も落付く  
やがて少し物が見える様になる。向の方  
にステントグラスを通した五色の光線の  
下に聖母の像が見える。加特力敎では香  
爐に香を焚いて居るから紫の煙が舞いて  
居る。其中で讚美歌を唄ふ聲が聞えて來  
る吾々のやうな異邦人で基督教に關係の  
ない人間でも何だか柔いやうな難有い様  
な感が起る。頭が涼しくなるのと、音樂  
と香の臭と暗さと明さの關係で難有いや  
うな感がある。敬虔な念が起つて悪い事  
は考へないで夢の様な信仰と云ふものを  
考へて來るのであります。さういふ建築  
の方法、内部の構造、正面に置かれた聖  
母の像、聖窓の玻璃繪等悉く美術作品で  
ありまして、即ち美術を補助機關として

宗教は成立つて居るのであります。これ  
はひとり西洋ばかりではなく日本でもさ  
うであります。日本のお寺は南向に入口  
があります。さうして三方の扉を締めて  
暗くしてある。殊に奈良等に行きますと  
寺の前には綺麗な砂を敷きます。其砂に  
光線が當り其光線が堂内に反射する所に  
佛像の顔があつて、光線が映つてお顔が  
優しく輝いてゐる、それはちやんと考へ  
てあるのであります。佛様を置く定つた  
場所がある。其前には僧侶の坐る場所が  
ある。其後方に坐つて眼を上げて見ると  
佛様が正面に此方に向つて御座る、そこ  
で一種の催眠術に掛かるのであります。  
若し是が八方開放つた所に佛様が立つて  
居つたのでは拜む人に難有味が起らぬの  
であります。一体情操教育といふものは  
非常に五感に訴へるのであります。佛様  
を見て、讀經を聴いて、香を嗅いで非常  
に有難いのでありますから、人間の情操  
教育といふから眼と鼻と耳と此三つのも  
のを取去つたならば情操教育は無くな  
る。之を十分巧に利用して居るものが  
廣義の意味の凡ての情操教育でありま  
す。そこで昔情操教育家は皆坊様であり

ます。其坊様は大抵書を描いたものであります。坊様は法印とか法眼とか法橋とかいふやうな位を貰ふ、後には畫家も坊様扱ひで此の位を貰ひますが西洋でも中世の畫家は坊様でありました。さういふ譯で僧侶が畫家でありましたから斯ういふ分量は畫で表はし此分量で音楽をやると人が催眠術に掛かるといふことをちやんと承知してやつたのであります。藥といふものも分量に依つてモルヒネの如く人を殺しもし助けもする、モルヒネの分量を按排するやうに美術を宗教に按排し利用して居る。日本でも聖武天皇は東大寺の大佛を拵へて政治といふものと宗教といふものを一致させやうと考へられた。朕は三寶の奴であると仰せられた。奈良の東大寺といふものは金光明四天王護國の寺と云つて、國を護る役所の一つで大佛は其本尊として宇宙の支配者を理想化したもので、更に諸國に其國分寺を置かれた。國分寺は只今の司法省と文部の仕事をして居つたのであります。自分等は御佛の力にすがつて、自分等が御佛の跡を慕つて其言行を模倣することに依つて自分等を完全の域に導きたい。人の罪

を罰するよりも先づ其人間が罪を犯さぬやうにしたい。其爲に國分寺を置いて佛を拜んで御經を讀んでどうかしてお互に戒めて、五戒を守り罪を犯すことが無いやうに、罪なくして生活することが出来るやうにといふ爲に出来たのであります。其總本尊即ち總司令部として五十三尺五寸の奈良の大佛を拵へたのであります。之を造るのは北は陸奥國から南は九州に至る迄日本國中の人の力が集まつてあの佛が出来たのであります。是は國家的の大事業で、今で云へば國難に當り超弩級の軍艦十艘も拵へる位の勢であつたらうと思ひます。それもどういふことかと云へば宗教とか美術の力を假りて司法省や文部省がどうかして人間を間違つた道に入れたくないといふ考からである。それでも尙間違ふ人間があるから西洋ならば坊様の所に行つて懺悔をして罪を許して貰ふ。日本では坊様の所に行つて眞人間になるからと云つて頼めば許されたものであります。それで斯ういふ風に宗教は美術に依り目的を達し美術は宗教に依つて發達したのであります。然し後世には掛物の畫とか文人畫とかが出

て參りましたが、掛物の畫は佛畫を拜む習慣の遺風であります。又文人畫と云ふのは支那などでは學者であるとか役人ならば相當身分の高い立流な人が畫を描くそれは何故かといふと、支那に於きましては政治の狀態が常なく、丁度あすか川の流のやうなものでありますから、人間といふものは世の中の物欲といふものを好加減に思切らなければならぬ。金が欲しい出世をしたいといふとやつて居ると失敗する。人を押除けて迄出世をせぬでも宜い他の物迄取つて自分の欲を満たすのは宜くない。そんな事をするよりは山中か田舎に閉居して世の中を見ずに、自然を見て靜に暮らす。小さな茅屋でも建つて竹林でもあるやうな所に住んで、無念無想に端座して聖賢、詩人の書を読む。朝早く起きて、内外を掃除して庭を眺めると竹林に雀が来るのが障子に映る靜かなよい朝である。心も身も清々しく、邪念が起らない。興が湧いたならば畫でも描く、描いた畫を文部省の展覽會に出品してそれに依つて立身出世をしようといふやうなことは少しも思はぬ。詰り心の修養であります。

記念懸賞論文

慰安に付て

米村直次郎

私が看守を拜命したのは十有餘年以前のことであるが、其の頃は威嚇懲戒と言ふことが行刑上非常に勢力が有り受刑者の日常は孤獨寂寞痛苦と言ふ様なもので満たさる可きものであるかの如く教習を受け、従つて純然たる慰安と言ふ様なものは余り問題にならなかつたのであつたが、此の十有餘年の間に行刑思想は長足の進歩を遂げ今や慰安の問題が相當に重要視せらるゝ迄に至り、既に本年の所長會同の際も此の問題に付て答申を求められ、又正木書記官殿は行刑上の諸問題で之に關し數頁を費して居らるゝ。加之活動寫眞と著音器とは既に新しい試みとして數年前から實施せられてある所であ

り、我々は如何しても此の問題に付て一通りの研究を遂げ自己の所見も立て、置かねばならん時代となつて來た。夫れで私は此問題に付て少しく思ふ所を述べて見度いと思ふ。

慰安を行刑上に取り入れると言ふ事は行刑上の一大變革たるに相違なく而して如何なる場合に於ても急劇なる變革の齎らす弊害犠牲の多大なることは、たゞに佛蘭西露西亞の革命のみに限らるべきものでなく、殊に行刑上の制度の如きは急劇なる改革の必要極めて乏しく寧ろ機運に促され漸を追ふの程度を以て足れりとすべきであらう。更に一面から言ふと今日刑罰問題に關して應報主義は新派の

學者に依りて反對せられ、或は攻撃せられて居る様であり、夫れに付て私は之を批判する能力はないのであるが然し一般社會の人の頭の中に食ひ入つて居る應報觀念は極めて深刻なもので容易に之から蟬脱することはなかく困難なことで、而して行刑は社會の理解と同情がなければ其の目的を達すること困難であることを考へると一般社會の人が見て不審とし怪訝とする如き施設は余程細心の注意が肝要であると言ふ事も考慮すべきことと思はるゝのである。何んだか書き振りが當局者に注意でも促すかの如き書方になつた様な氣がするが、何も私がそんな大それた考を持つ者でないことは勿論のことでも只思ふまゝのことを書いて見たゞけである。夫れ等は兎に角として私は更に進んで慰安制度としての具体的事實に付て少しく述べて見度いと思ふ。

讀書

讀書は其の全部が直に慰安物と言ふ譯には行かまいが、傳記物の如きは最も重に又學術上のものと雖も夫れが慰安の具

となる分子も非常に多く、而して讀書の人心に及ぼす影響の多大なることは今更めて言ふ迄もなく、之が行刑上に取り入れられたことも古いことで夫れだけ此れが價値も認められて居る譯である。而して現在實施せられて居る雑誌「人」の看讀官本の貸與は受刑者に取つては殆んど慰安の具として使用せられて居る状態である。夫れで慰安の中に讀書を論じても全然失當なこと、と思はれない此れに付ては私は將來刑法の上の不定期刑制度が採用せられ、累進制度が完全に確立せらるる頃は圖書館の如きも必然設けらるゝに至るであらうと思ふ。而して第四期或は第三期以上の者は自由に出入が出来る様に迄なるべきものと思ふ、經費等の關係でさう容易に實現し様とは思はないが理想としてはさうあるべきものと考へるそして其處に備へらるゝ書籍も文藝に關するもの殊に詩歌俳句の様なもの、類が備へられてよいと思ふ。元來人生から詩や藝術を奪ひ去つたならば荒涼と寂寞と殺伐等の外に何が残るであらうか、刑務

所は小さなながらも其處に一箇の社會が形作られて居るとしたならば矢張り詩も藝術も必要がないとは言はれまい。受刑者に依つて演藝團を設け様等と言ふ急進突飛なことを言ふ者ではないが、詩文に關する書籍を讀ましむる位のことには近き將來に於て實施せらるゝ迄に至る可きもの考へる、詩文に親むと言ふことは天地自然の神秘境に近づく譯であつて造物者から人間のみに與へられた特權とも言ひ得可く、而して受刑者は人として處遇すべきは近代行刑思想の根本を爲すものであつて見れば、斯くの如き論議を試みることを以て其れが直に新奇を銜ふ輕薄論として葬り去ることも稍や早計ではないかと思ふ。斯くの如くして收容者が俳句とか和歌の類を物する様になり時に幹部級の役人も一所に會同して批評し合つたり等する様になれば、從來の役人對受刑者と言ふ堅苦しい障壁が幾分か除かれて家族的意味が生じて來る様になること、考へる。私は彼のオスボーン氏の囚人自治制がどれだけの功績を残したか、又あの

制度がどれだけ完全に近づいたか詳しく知ることが出来ないものであるが、然し從來の刑罰觀念に對し多大の衝動を與へたことだけは確かであらう。けれ共私は外國と建國の由來を異にする我が國では役人は間接に關與するに過ぎないとする自治制の様なものより役人がなるべく收容者の中に混同して誘導する様な制度の方が、國民性に適合して居ると思ふ。行刑の本質は教育なりと言はれそして教育とは影響なりと誰かの教育學の書物に書いてあつたことを記憶して居るが、夫れならば混同の機會はなる可く多い方が其目的に合致するであらう、夫れが爲めに前述の文學的會合の様なものが行はるゝ様になり、そして其の間だけは役人對受刑者の感が幾分除かれ我々か家庭に於て幼兒と共にある時の笑と同種の笑が見らる様になつたならば、荒める人心を和ぐる上に於て多少の効果が無いことはあるまい。冷酷なるもの、例に獄吏と罪囚の如しと言ふ文句は屢々見受くる所であるが、夫れ程從來の行刑には家族的の意味

は缺如して居たのであるが夫では人を恨み、世を呪ふ反逆兒を作るには適合するかも知れんが社會適應性を作るには何れだけの効果があらう、私は從來の行刑に家族的の意味の缺けて居たと言ふことは目的刑主義に目醒めた以上の缺點と言ふに躊躇するものでない。又圖書館とか文學的會合とか言ふ私の此の論に對しては今日の受刑者は未だ夫れ程の素養がないので机上の空論として罵倒せらるゝかも知れんと思ふのであるが、而し總ての事今日の如く進歩の急劇な世に在りては十年位の先の事は常に考へて居らねばならんと思ふ。又十年先の事でも現在の事でも好い最も下級労働者とせられて居る炭坑労働者の狀況に付て一言し度い。私の勤務地たる三池は言ふ迄もなく石炭の産地で其處には二萬に餘る炭坑労働者が居る。其の總てを統轄する三池礦業所の施設の中に黒ダイヤと稱する新聞の發行がある、其れは労働者新聞であつて労働者の手に成る詩文が滿載せられてあるが是を一讀したものは炭坑労働者の中に文

筆の達者な者の多いのに驚くであらう。其の他到る所の工場等で一寸休憩時間を利用して文藝雜誌等を読む労働者の多數あることを私は知つて居る。是等のことを考へると今日の收容者の學力程度が低い等と言つて居たならば時勢は我々を取り残して容赦なく先に進んで行くであらう。少し所論が岐路に踏み込んだ様に思ふが要するに私は役人と收容者の間に家族的の意味を生ぜしむる必要があり、其の手段として文學的會合の様なもの、實施は如何だらうかと言ふ事を述べて見たのである。無論弊害も生ずるかも知れず又實施に當りては未だ幾らも研究の余地があるであらうが今は大體の論に止めて置く。

園 藝

何れの刑務所でも病舎の前等には花卉が栽培せられて居るのであるが、是は收容者の慰安として極めて適當なものと思ふ。是に付て私は工場毎に一區劃宛の空地を與へ工場全部の者に共同的にやらせる、晝食後の休憩時間等を幾分延長して

音 樂

でもやらせる、そして其の出來榮へを競争的にやらせる様なことも面白からうと思ふ。競争と言ふ事は弊害の伴ひ易いものであるが園藝上の出來榮へを競争せしめると言ふ様な事は極めて無邪氣な競争で弊害の少い事である。斯くして晝食後や夕食後一定の時間園藝場で自然に親しむ事が出來れば孟子の所謂浩然の氣と言ふ様なものも養はれ、そして之を樂みとする様になれば作業時間は却つて作業に熱心になり緊張して勉強する様になると思ふ、改善の端緒と言ふものも此の邊に潜んで居るのではあるまいか。

で讀んだことを思ひ出すのであるが、是等は極めて好い事であると思ふ。夫れは無論著音器であつたらうし又其の種目は何であつたか記憶しないが、私は尺八をきかしたならどんなものだらうかと思ふ私は此處に尺八禮讃論を書かうとするものではないが、音楽の中で尺八位よく人の耳を聳てしむるものはないと思ふ、そして日本人の國民性ともよく合致し融合してると思ふ。殊にあの鹿の遠音とか鶴の巢籠りとか言ふ曲は親が子を思ふの情を表現したものだと言ふが如何にもそんな情調が溢れて居る、下手な修身や倫理の話よりは余程效能がある様に思ふ。昔蘇東坡が赤壁に遊んで幽整の潜蛟を舞はして孤舟の娶婦を泣かしむと言ふ名句を残して居るが、彼の文句を尺八に持つて来たなら更によくしつくりと合致する様に思ふ、夫れ等は兎に角として罷業の鏡で作業を止め合室に歸りて心漸く鎮靜に歸し、遠く思を故山の風物に通はすものあり或は父母妻子を思ふものあり、更に過古を懐ひ將來を望みて自我の本性漸く

認識の境に入り來らんとする時に於て合室の一隅から神韻縹渺とでも言ふべきかの尺八が持つ特種の音色が、耳を衝いた時人として無關心であり得るものは居るまい。況んや身は囹圄の裡に在り精神的糧食に飢へたる受刑者に於てをや、たとへ一時たりとも塵寰を脱し醜惡なる形骸を棄て清く尊き神の姿に化するであらう。即此處等にも改善の端緒が潜んで居るのではなからうか。改善の端緒と言ふのはとても手近な所にころがつて居るとは思はれない。必ずや幽遠微細な所に而も極めて少量の存在であることは想像せらるゝ所であるから、あらゆる方面に互り絶へざる研究努力が肝要であること勿論で、右の如きはそのあらゆる方面の一部分であらうと考へる次第である。

ふ所を書いて見たのであるが、慰安制度が行刑上に取り入れられたがために行刑の實績が豁然として一大進展を遂げ様等とは固より思はれない。行刑の沿革を顧ると其の進歩の遅々たることは何人も認むる所であらう。夫れ程行刑事業は困難なことに相違ないと言はねばなるまい而し其處に我々の研究の余地が残されてある様であり又我々の前途の遼遠なことも考へらるゝのである。而して結局極めて陳腐な言であるが人の問題と言ふ事が思ひ合はされて來る如何なる美法も良制度も其運用に在りとは極めて月並的言辭であると同時に、極めて新しい言である。従つて私共は自己の修養と言ふ事を瞬時も忘れてはなるまい。夫れから私の此の論文は應報とか懲戒とかを全然眼中に置かない新奇輕薄の浮華論の様讀まはしれないかと恐るゝものであるが、決してさう言ふ譯ではなく慰安に付ての研究だから自然斯うなつた次第で、慰安を以て行刑の全部を覆はんとするものではない。要するに今後の行刑には慰安の間

題が作業や教誨等と共に必然重要問題として論議せらるゝに至るであらうことを

考へ愚見を述べて見た次第である。  
(昭和四年十一月十日脱稿)

### 蝸牛行刑

清 庸 三

逝くものは水の如く暫くもとどまらな  
い。すべては刻々の間に刻々の滅を迎ふ  
るべく運命づけられてゐるのだ。刹那か  
ら刹那へ移りゆく無常の世に於てきはみ  
なき聖愛の恵みのみは久遠から久遠へい  
つまでもくゞ尊い光を放つ事であらう。  
げに形質は草露の如く運命は電光に似た  
りとも、地上のなやましき破綻を懺悔し  
つゝ慈愛の光に跪びてこそ初めて眞實  
の愛の世界をもとめることが出来るので  
ある。

異つた處はない。只事情の違ふだけで海  
水の備へて居るだけの徳は此の中の何れ  
も備へて居るのである。と同様に古來幾  
多の聖賢君子も亦審判の彼方へ歩む人間  
も、人間たる本性の上から申せば少しも  
異つた譯のものではない。  
然るを何ぞ、今日の吾が行刑は、正に  
水の中に於て湯を叫ばさせるの状態にあ  
るではないか。こゝに於てか自分は叫ば  
ざるを得ない。奥山で聲高らかに叫んだ  
時には、山の向ふで答へてくれる何物か  
がある。

ても、理想なくして生活してゐるものは  
ない。理想をもたぬものは生命を忘れて  
ゐるものである。生命を忘れさせるもの  
は太陽に引引くものであり、背くもので  
ある。  
太陽に引引くものは無明の長夜を歩ま  
なければならぬ。  
行刑事業も此の如く甲の中にある間、  
行刑そのものが永遠への束縛であり呻吟  
でなければならぬ。  
如何に刑事責任に就て社會的責任論が  
用ゐられたとて、教へ導くものゝ心が半  
番の昔である間無明の長夜は續く。  
刑罰は教育なりといふ流行思想を如何  
に口にしたとて、目的が自己等の満足待  
遇改善にあるならば、それこそ世に容れ  
られざる罪惡であるべきだ。實に恐しい  
事であり又淺ましい事でもある。  
すべて人間界の事は調和といふ事を第  
一義とする。如何に社會に妥協の出来る  
人間を作らんとした處で、刑務所が感情  
の衝突、矛盾、不調和のたまり場である  
間社會的に順調に發達してゆくといふこ

三萬三千噸の大艦を浮べるあの大海も  
一杯の茶碗の水もその本体の上から眺め  
來た時には何等の差別はない。一杯の茶  
碗の水でも水といふ點から言へば少しも

奥山の兎の子は一尺飛ぶ事を理想とし  
軒下の燕の子は幼にして千里の飛翔を理  
想とする。すべてその境涯に差別はあつ

間社會的に順調に發達してゆくといふこ

との肯定出来よう筈はない。

吾人も人たり囚れの身も亦人である。人と人の交渉にお互が心の壁を高くして心から許し合ふ事の出来ないのは永劫に佛と融合し得ない悲しい世界であり幻滅への世界である。

刑政第四十二卷第十一號巻頭の言に述べられてある如く、

互に愛し合ふにも愛し得ない妄執の隔たりのある間彼の人等の社會的復歸は到底望まれなくなるのだ。

如何に立派な獄舎が天高くそびえ、外觀刑務所らしくなくとも、刑務官が因襲的頑迷といふ木に社會的責任論といふ木を接木してゐる間は、無花果の花を望むに等しいものである。

こゝに一人の情愛に富んだ子供がありました。陰濕な處に、まんまるくなつてゐる蝸牛に太陽の恵をあげせやうと日當りのよい垣の上に置きました。さうして唱歌を歌ひ初めました。

でん／＼むし／＼かたつむり  
おまへのめだまはどこにある

つのだせやりだせあたまだせ

でん／＼むし／＼かたつむり

おまへのめだまはどこにある

つのだせやりだせあたまだせ

處が意地悪く蝸牛の出口に因襲的頑迷といふ荆棘がありましたので冷たい形骸から脱して、日光の恵に接する事が出来なかつた。

うら／＼かな陽の光と可憐な子供の唱歌によつて、自然に生きようとする蝸牛を見て、吾人何を感じるであらう。

如何に身は懺悔の道場にあるとはいひながらすべては輝く黎明の空を仰いでこそ初めて感激の第一步を押し純な懺悔の心に歸りませう。

光に照し出されたよろこびを味ふものはまた罪のなげきを味ふものである。

夏があつても南のない如く、山も谷も森も沼もない處に人間は生を保つてゆく事が出来ない。

喜怒哀樂を超越し精神的にも肉体的にも慰安の糧を與へられてゐない、沙漠の如き單調な現代の刑務所に於て眞の行刑

が成り立つてゆかう筈がない。

正に水の中に於て渴を呼ばせるの類で人間を生殺にするものである。

かくある以上、とこしへに囚人の社會的復歸は望まれるものではない。

只々奈落の淵へ沈みゆく木の葉の如く跡形もなく減んでしまはなければならぬ。

軒から門へ門から街頭と、あてもなき漂泊の旅に生を得つゝ、猿廻しが猿を踊らせる如く囚れの身に當つてはならない。よろしく因襲より脱し眩惑の衣を脱ぎ棄て、蝸牛行刑を去らなければならぬのだ。

そこに初めて恩愛に満ちた刑務所らしい刑務所を見出す事が出来るであらう。

いつはりの獄衣に秘めつゝ、苦惱の闇路はるかに疲れ切つた歩みをつゞけなければならぬ刑務所を誰が刑務所らしいといひませう。

刑務所らしくない刑務所の存在は、私共のほこりであり又人類の輝でなければなりません。

時勢の趨勢により、形はどうならうと姿はどうならうと、よくその精神を体得

### 行刑と祈會

現世進化の潮流に逆行して、我國に於ける犯罪の数字のみは益々増加しつゝ、あ

ることは衆知の事實である。  
去る昭和四年十一月一日の大阪毎日新聞に、スエーデンの刑務所に於ては年々歳々囚人の数が減少して遂に刑務官吏不用の聲が擡頭しつゝあり。との實に羨ましい記事が載つてゐたが、——文明國である、一等國、先進國である——と自任してゐる我國の刑務界及犯罪の現状とを比較對照したる時、識者の腦裏に此の記事が如何に強く響いた事であらうか。

國小なるが故に總ての施設が行届き理想通になるのである。かるが故にスエーデンの犯罪は減少したのだ。と論斷すべ

してゆく處に眞の行刑價値が存するので。  
(をはり) 四、一一、二九

### 白石 覺

きであらうか、……然らば大なる國にはそれに比して、財力、實力等總てが超越して居る筈である。範圍が廣大に過ぐるなればそれを部分的に分割して刑務を執行したならば同一理論に達するであらう。一等國の我刑務界が、外觀、制度等を別として實質的に、第一等國たるスエーデンの現状に達するの餘りに程遠く、其の洋々たる前途に幾多の暗礁が突出して居るかを思ふ時、身を斯界に捧ぐる我等は込上る憤起の情を寸時も抑壓する事が出来ないのである。

一個の集合体が或る大事業を完成するには、其の全員の精神を打つて一丸とな

し、目的に向つて勇往邁進せなければ眞の大事業は達し得られない、と同様に刑務の發達、犯罪者の教化遷善に就ては、刑務官、司法官は固より總ゆる爲政者、將又一般社會の民衆に至る迄總てが一致協力せなければ完全なる効果を現す事が出来ないのである。如何に新進の司法官に依つて名判決が下され、如何に理想的の行刑施設が備ひ熱誠なる刑務官の指導によつて在囚の改善に成功し得たりとするも、それを受け入る可き社會が目醒めず之を遇するに舊來の如き冷酷さを以つてしたならば、莫大な費用を投じ、貴重なる腦力や勞力を費して盡した刑務事業は其の結果に於て寸毫も價値なきに立至るのである。

去る十月の刑政に記載してあつた「映畫ウイリー、リバー」のジェリーは、最後に於て慈愛溢るゝ彼の典獄の力によつて自暴のどん底より救はれたのであつたが、總ての刑余者、總ての免囚に對してかく迄も世話の行届くものではない。多くの免囚はジェリーが一旦改悛して社會

に出しも、民衆の冷酷なる壓迫に遇ひ、そして自暴自棄となり再び犯罪を重ねる様になつた経路を辿るのである。

精神的非常に薄弱である刑余者が社會に送り出されることは、恰も温床に満開した草花が俄に設備不完全なる外部に出されし時、一朝にして目茶々に萎れて仕舞ふが如きに必適する。温床に育つた花は百花爛漫たる陽春の訪れて、最も安全な節に至る迄は過度期として温い室に移さなければならぬのである。斯くすれば奇麗に咲いた其儘の姿で軌道を逸せず終生を全ふする事が出来るであらう。然れ共冷え切つた部屋……それを温めるには余程の熱が必要である。冷酷なる社會を改造するには大なる犠牲と努力とを要するのであるが、只單なる現代の保護會の如き薄弱なる施設のみに一任してそれで一般の改化が出来るであらうか。完全たりと満足すべきであらうか……然らず。斯の如きでは未だ々々社會と云ふ大なる部屋は温りさうもない。然れども他に責任機關が無いから財政が不如意だ

から現在の施設上方法がつかないからとて之を放任すべきであらうか、……折角奇麗に咲いた花は出行く部屋の冷きが故に、見す々々無駄に葬つて仕舞はなければならぬのである。

如何に甦生の道を辿らんとする免囚も流れ行く社會が冷酷なるが故に、遂にはジェリーの轍を踏まらずには居られなくなる、それは當然の必然である。現在我國に於ける累犯増加の大なる原因と此の點とを綜合して見度い。思ひ茲に至れば吾等刑務官吏は勿論、彼等が踏出すべき活舞臺、即ち社會の覺醒を促す可く何人よりも先づ第一線に立つて聲高々に叫ばなければならぬ。刑務官の社會進出は矢張廣義の行刑であるかくてこそ初めて行刑の實は擧がるのである。然しそれは吾等として實に堪へ難き重荷である、……されど輝く人道愛に生きるには、吾人の天職を全ふするには其の責務を果さなければならぬ。

を浴び夕に星を戴いて家路を急ぎ、夜は晝間の疲れにて町に出る事すら出来得ない様な今日の勤務制度に於て、吾等に社會改造を叫べとは無理だ……と云はむか晝は炎暑に惱まれ夜は蚊軍に攻撃せられて眠られず、翌日やつと非番を貰つて家に飯れば待ちわびる愛兒を背に馬となつて這廻らなければならぬ境遇、又は三日毎に一回の居殘勤務を命ぜらる勞しい吾人の身で斯る事は不可能だ、……と云はんか又我等に勉強する時間と、そして妻子を養つて其の外に書籍を購入する丈の給料を支給せよ、……と叫ばむか。雖然、世の中に不平を鳴らせれば際限ない事である。彼の大ナポレオンを見よ、豊臣太閤を、彼等は何日の日に満足を得たか。……翻つて目前の監丁諸君が僅か五拾錢の給料で一家四人を支へて居る。そして如何に辛くとも不服も云はずにコッ／＼と働いて居るのを見よ。不平が云へるか、……目の悪き故に、……足なきが故に、……腕なきが故に終日、吾永遠に一家擧つて泣の涙で暮して居る人々が

此の世に幾萬あることであらうか？……吾人には天賦の健康がある、身体の何れに缺陷があるか、食ふ事が困難と云ふか眠る事が不足だと云ふか、……寒風に晒されて橋下に夢を結ぶ足亡き人達を思へ多少の書籍を購入する費用とそして一日に一時間や二時間の勉強が出来ない事はない筈である。石に嚙附いても嘔まなければならぬ。

斯くして得たる才能と思想を以つて刑務官全員が協力し、社會に叫び人より以上の力と熱とを以て刑務改善に當つたならば如何なる難事も易々たるものであらう。

彼の伊太利宰相ムツソリニには、根強い民衆、力強い職工連を把握して現在の勢力を得たのである。議會や外國よりの總ゆる反動に遭遇しても微動だもせな

本方針も此の趣旨に基く可きだと思ふ。免囚を保護する者は理解力に富める有識者のみではない。寧ろ彼等の多くが流れ行く處の下流社會、其の大多數である。

例へば此處に理解ある工場主の情によつてジェリーの如き免囚が職を求めたとする。然るに彼が周圍に働く多くの職工に教化が足らなかつたならば、忽ち工場主の愛も何たる効果が無かつた事となるであらう。——處が其の反對に目醒たる友愛溢る、職工連が此のジェリーに職を與へて下さいと頼み、工場主が之を雇備したとすれば如何であらうか？……我等は此の時に叫ぶことが出来るのである。

眞の社會改造の曙光が見えた……と。吾等は此の工場主たる有識階級の覺醒を促すと共に、下流社會の教化に全力を傾注せなければならぬのである。社會の改善、民衆の教化、此の大事業具体的方法に就ては限定せられたる紙數に於て盡す可きもあらず、又幾多研究の余地もあらず。此處では單に刑務官吏た

る一細泡としての心得を述べて結論に達したいと思ふ。

或る小説の中に姉妹二人の争話が載つてゐた。妹は自分が信ずるに足る可き人物、熱愛する人であればたとひ先方が虚偽の愛なるにしても自己の全部を捧げても構はぬ、……と即ち現代的モガの特性を發揮した主張である。姉の方は父上様も亡くなられた私達二人の身の上だから御互が余程注意をせなければならぬ。殊に女性には踏越してはならない最後の第一線がある……其の第一線をよく辨へてゐるなれば心配な事はないが云々……と其の最後の第一線こそ女性のみに限らず吾人が廣義の行刑である社會的進出をなすに最必要な事であると思ふ。我等は此の締括を辨へてあらゆる雑誌の記事に、或は小説に、行刑の眞意を含め以て讀者全体を首肯せしめ、又彼の元朝鮮警務局長丸山氏が國境警備の歌を流行せしめて警官の辛苦を多衆に知らしめし如く、奇抜な詩歌を醸し上は大匠より小兒に至る迄口吟ましめ、或は夜會の壇上に立ちては

# 思想犯人に對する處遇に就て

高橋 佐一郎

社會改善を叫び、風氷る冬の夜長の和合的座談に等、總ゆる方法を以て宣傳せなければならぬ。斯くてこそ初めて我等は何日迄も牢審ではないのだと叫ぶ事が出来、又社會が之を認めて呉れるのである。

如何なる者の苦痛もそれは一日續くのではない。恰も夕陽の西山に消ゆる様に人の苦しみは其の日の床に消えて行くのである。自然の運命すら斯くなるに、如何で疲まんとする人の努力を仇にせんやである。如何で榮えんとする者を永く亡びの道に置く可き道理があらうか、苦を歎かずと努力せなければならぬ。自己の努力は總て自己を救ふ結果となるのである。

吾人の努力に依つて犯罪が減じ行刑事務が閑暇に向へば自ら我等の身邊には悦びの春が訪れ、ゆつたりした平和な社會が現出しそして、吾等の渴望して居る理想的行刑が平易に出来るのである。我等はスエーデンの行刑を羨むより、光づ其の域に達する様に努力せなければならぬ。(完)

第一 概念  
廣く思想犯人と云ふ時は其意義必しも明確ならず、従つて其の範圍亦明瞭ならずと雖通例思想犯罪と稱するは國體を變革し、又は私有財産制度其他秩序ある國家組織の下に於て堅實安固なる共同生活を保持せむとする現在の基本的制度を否認し又は蹂躪せむとする所謂過激思想を懐抱する者が其思想の宣傳又は實行を爲さむとするを謂ふ。

右の思想犯罪は近時不幸にして増加の傾向あるを以て之が豫防及び彈壓に付適宜の對策を研究するの必要緊切を加ふるに至れり。凡そ犯罪の防壓せざるべからざることは勿論なりと雖、思想犯罪の如きは實に國家の大本に關する問題なれば特に徹底的に絶滅を期するの要あり。而して之を絶滅するには一面於て犯罪

に對する彈壓を十分にすると共に他面に於て其豫防に努力せざるべからざるは言を俟たず。  
右の趣旨に於て思想犯罪問題の研究は眞に現時に於ける焦眉の要務と云ふべく茲に刑務官吏として此問題に付留意すべきところを論述せむとす。

## 第二種 別

- (一) 宣傳的犯罪  
宣傳的犯罪とは他人に其主義を注入傳播するが爲めに文書演說等の方法を以て之を宣傳するものを云ふ。
- (二) 實行的犯罪  
實行的犯罪とは其主義の實現を圖るものを云ふ通例之を直接行動と稱す。
- (三) 思想犯罪に附隨する諸種の犯罪  
イ) 労働運動に關する犯罪  
ロ) 小作問題に關する犯罪

(ハ) 水平問題に關する犯罪  
暴力的行爲に關する犯罪  
以上諸種の犯罪は其性質上茲に所謂思想犯罪には非ずと雖思想犯人が之等の問題を利用して其主義の宣傳又は實行せむとすること多し。即ち労働運動等なるも實は思想犯罪なること尠しとせず但し(二)は思想犯罪にも亦後述(四)の犯罪にも附隨するものとす。

## (四) 反動的な思想犯罪

前述過激思想の絶滅を圖ることの必要なるは勿論なりと雖、凡そ犯罪の絶滅を圖るは公正なる手段に依らざるべからず。若し陰險兇暴なる手段を以て犯罪の絶滅を圖らむとせば其絶滅を圖らむとする動機は固より是認すべきも其行爲既に犯罪たるべく、しかも斯の如きは決して犯罪を完全に絶滅し得る所以には非ず。而して思想犯罪に對しては往々手にして暴力に依りて之を排斥せむとするものあり、暴力亦固より犯罪なり。通例之を反動的な思想犯罪と

稱す。又過激思想犯人を左傾派と云ふに對し之を右傾派と云ふ此左右の別は歐洲に於ける議席の位置より生じたる語なり。

## 第三 我國に侵入の動機

過激思想は歐洲に發生したるものにして此思想は、明治年間に於て我國にも侵入し當時官憲が其防壓に努力したりしが歐洲戦亂後露國は共產黨政府成立し、共產主義思想を世界的に傳播せむとし、偶々大戰後歐洲の社會的混亂に乗じ益々其毒牙を逞くしたるが、其餘波我國に及び前述の如く之が防壓に努めざるを得ざるに至れり。

## 第四 我國に於ける現状

我國に於ては既に官憲の嚴重なる警戒の下に徹底的絶滅を期せり。其將來に付ては固より敢て杞憂するに足らずと雖思想犯人は陰險なる方法によりて、巧に人を誘惑するを常とし特に思想の動搖期に在る青年を毒害することを旨とするを以て極力之防が止に努力せざるべからざること勿論なり。思想犯人の最近數年間に

労働者、小作人、水平社員等を煽動せる事實は枚擧に遑あらず又特に將來有爲の學生等を相當多數誘惑せしことは甚遺憾に堪へざるところにして、特に教育當局の戒愼を要するところなりとす。

## 第五 處遇方法

此種思想犯人の間には精神的にも肉體的にも欠陥ありて、一般人に比し恵まれざる境遇に在る者多し、斯る者は其境遇上嫉妬猜疑の念深く又自暴自棄に流れ、反抗を好み破壊を喜ぶの性格を有す。されば此種の犯人は常人の意に介せざるが如き些細の事端を曲解して、重大なる壓迫又は侮辱なりと思料し以て抗争的態度に出づることあり。此點は刑務官吏の最留意を要するところにして、單に一片の輕微なる過失が偶々以て彼等の憤怒を購ひ或は彼等の乘ずるところとなりて一大事犯を醸成するの虞あり。細心以て恩威並に臨むの覺悟なかるべからず。

左に處遇上最も注意すべき要點を項目に分ち列記す。  
一、担任刑務官吏は獻身的覺悟を以て

善導に當り、一面情理を盡し誠意を擧げ以て彼等をして心服せしむると共に他面品位威信を保ちて彼等の乗ずるところとならざることを期せざるべからず。

二、嚴正に無差別の待遇を爲すことを旨として彼等をして刑務官の措置に猜疑の念を抱かしめざるを要す。

三、設備上出來得る限り獨居拘禁に付し特に自殺及び逃走の豫防に注意することを要す。

四、賞罰を明かにし彼等と相狎昵する等苟も戒護取締の弛緩を招くが如きことなきを要す。

五、居房衣体（便器、紙屑等に至るまで）の搜檢は綿密に勵行し隣室者との暗號音響等に留意し入浴、運動、教誨、接見、其他居房外に出ず場合は同志者間の連絡、通信、通語、形容等に至るまで充分に注意するは勿論他衆との接觸交通は必要外絕對に避けしむべし。

六、他衆に對し主義思想を宣傳すること

との豫防に留意するは勿論、彼等の常に利用せむとする所謂諸種の記念日等に際しては特に細心の注意を拂ひ動靜を察知し、苟も所内の規則を害するが如き言動に出づることをなからしむることを要す。

七、思想犯人中には極めて頭腦明晰にして學識豊富なる者尠からず、しかも彼等は刑務所を以て却て彼等の主義思想を練磨する場所と考へ所内に於て其専門の書籍の研究を爲すことあり。されば彼等の讀書に付ては最深甚なる注意を要し殊に外國書を用ふる者多きを以て、特に其許否に付て細心なる調査を爲すことを要す。

八、差入、購求、宅下品、及發受に係る信書等に付ては最細密なる検査を爲し、殊に出所の際には苟かに物件帶出するが如きことなからしむるは勿論、苟も所内に在りし事柄を釋放後階級闘争等の材料に利用せられざることに深甚の注意を要す。

九、出廷又は他所へ移送等の事柄は絶

對秘密に付するは言を俟たず、さりながら万一を慮り豫め外部同志者間等よりの奪取襲來あるべきものと常に格段なる用意と周到を期し、而して他人と接觸するの機會を防ぎ且本人を保護する爲一定の冠物を用ふると同時に戒具使用の濫用に涉らざるの注意を要す。

十、久しきに亘る獨居拘禁の利害得失を考覈の上犯情、行狀、性向、思想感念、改悛の有無、行刑成績、作業の勉否、殘刑期、其他一切を觀察し規律を紊さざる範圍に於て比較的本人の趣味を有し、且將來の正業と爲すに足るべき作業を選択の上一般工場に出業せしめ勞働の神聖と行刑の眞價を味はしめ、以て彼等犯人の特有とも云ふべき所謂憂鬱性を去らしむると同時に、一面釋放後に於ける他人と協調を保つ上に本項も亦緊要ならずや一考を要す

一一、釋放に際しては行刑の成績其他一般を慎重に審議し保護監督者、引

受人、宗教家、保護事業團體、或は警察署等と協力連絡を計り機宜を逸人せず、再過なからしむることに最善の努力を要す。

### 第六 結論

字内に冠たる我國體及國風と相容れざる思想犯罪が數次に亘りて勃發し、有識階級乃至最高學府の學生等が苟かに黨を樹て機を飛ばして不逞の陰謀を敢てするに至れるは、實に千秋の恨事なり。於是乎官憲が此種不逞者の撲滅に腐心すべきは勿論なりと雖宗教家、教育家は勿論國民全般に於て一致共同各其職掌本務に従ひ、思想犯罪の對策を講じ以て報國の誠を盡すべく國民の覺悟を要すると今日に於て最も緊切のものありと云ふべし。

夫れ行刑の本旨は刑して其の非を悟らしめ之を善導して良民たらしむるにあり處遇亦然り、故に刑務官は彼等思想犯人に對しては前述處遇方法の運用を誤まらず、宜しく先づ職業を訓練して經濟能力を與へ進んで道義的教化に依りて精神を開發し、更に保健に依りて身體を保持

し、其規律的習慣を養成し然る後我が光輝ある歴史と卓越せる國民精神とを會得せしめ、以て彼等の懷抱する主義思想の到底我國に容れられざるを懇説し以て自

## 行刑二分論

### 論

高木 銀重

はまた宜なるべし。  
行刑通論

我が國刑政事業の開設して以來閱年ここに四十二、我等が刑政は今や其の第五百號を編まんとして其の行程を顧み今日の斯業發展を記念せんとして行刑論を江湖に求む。我等が刑政が近時而く時々に廣く其の吐懷の機を與ふるは寔に刑務事業のため慶賀に堪えざる處なり。顧りみるに數年前の近くに至るまで我等が刑政は監獄協會雜誌と名稱し、一協會の機關に過ぎざりしを今や天下の刑政として大なる力を有し、獨り司法行刑の占有を許さず。一雜誌の態様すでに斯の如し、今日に至れる行刑の進歩啓發せられたる其の變遷の跡を尋ねれば轉々今昔の感ある

近時行刑論頗に高唱せられて其の意義すでに盡すと雖も之を一言に節すれば、彼受刑者を改善せしめて社會適應性に復歸せしむるを通論となす。而して通論を詳述するは實際上の所謂處遇論なり、果して然らば處遇は實行にして處遇論は實行論ならざる可らず。徒に實行に迂遠なる奇言を弄して以てなすことなきは寧ろ行刑の破壊者と謂つべく行刑當務者の戒心せざるべからざる處なり。

行刑通論を以て改善と社會適應性の復歸とを求むるにありとするならば受刑

者の改善といふは行刑の主観要素ならざるべからず。又之を以て行刑の永遠性と行刑の定義とせざるべからざるを要す。刑事政策が時代の變遷に伴ひ如何に變化するとも行刑といふ實行事實上に變化したる時は、必ず其處に受刑者個性の保護誘導と矯正改善の事實を第一義とし定義として不變の永遠性たるを要す。行刑によつて犯罪の一般豫防を望まんとするが如きは行刑制度を目して裁判制度の從物と觀する所以にして、行刑を裁判制度の從物と觀する結果は刑罰觀念に提はれ、行刑の主観的要素は没却せられ行刑の主体たる受刑者の處遇を閉却して徒らに痛苦と嚴律を以て臨みたるの通弊を今日に遺すに至れるなり。而も其の因襲や余弊改むるに易ならず、今日學者先覺者が行刑處遇論に於て愛を高唱し、人道を力説する所以なり。行刑の主体は物体にあらずし受刑者なり、受刑者は人にあらずして何ぞ！ 彼亦理智と道義の理解を有す。之に接するに牧野博士が所謂行刑の三位一体論を以てするに何

の躊躇する處あらん。識者は過去數十年の獄制處遇を以て所謂今日の刑務所の稱し、刑務所處遇なりといふことを許さざるべし。然るに今日人道を基準とする行刑處遇を目して以て「らしからざる刑務所」と稱する人あるを見聞するに至りては長嘆之久しきを禁ずるを得ず。吾人見學の智、經驗の識未だ淺しと雖も以て之れ即ち「刑務所なり」との刑務所に型鑄ありしを知らず又「らしき刑務所」の如何なるものなるかを知らざるものなり。近代行刑智識は茲に行刑の定義と眞乎刑務所の範型を作りて後世に行刑の不變性を確立せんと努力研鑽に勉めつゝあることにして行刑當務者が前論に惑はざらむと自戒せんことを要す。更に筆を戻して行刑通論に小見を述べしめよ、行刑なる意義は通俗に「處遇」と同一視し、同意義に用語せらるゝも行刑は即ち刑の執行にして其の意義は即ち其目的を意義せざるべからず。處遇は行刑の目的を完成せしむべき手段運用の方法にして、其處に自ら區別なかるべから

ず。然るに實際の用語は全く混同同一視せられたる結果は處遇を主とし行刑の目的は從とせられ行刑の意義那邊にあるやの感ある狀を現するに至れるは、蓋し不用意の到す處にはあらざるか？ 如何にして行刑の目的を完成すべきかといふ主たる感念の下に従たる處遇は常に必らず活動せらるべきものにして、兩者の關係全く密接融合なるが爲に主從を誤るの危険性あるは言を俟たざらざるべし。行刑の通弊實に此處に存するものにして危険の大なるものを伴ふことを戒心せざるべからず。今若し之が主從を誤らんか處遇は人を動かし人は制度處遇によりて左右せらるゝに至るべく、其の結果は人と行刑の價値を失ひ奴隸視物體視せられて行刑の目的は永遠に完成する時なきは明なり。行刑は人を改過せしむるにあり、處遇は人を本としての處遇ならざるべからず。換言すれば人に適應するの處遇ならざるべからずして行刑は處遇に適する人を求造するものにあらざることを記銘するを切望せんとす。近代行刑思潮は彼受

刑者を改過遷善せしめて良く社會適應性に復歸せしむべく、之が原則として彼を人として働かしむべし。彼を人として修養せしむべし。彼に人としての能律を發揮せしめよと唱ふるに至る。行刑に愛を叫び行刑に三位一体を論ぜしむるに至れる因、果して何處に存するか？ 現行行刑處遇を通觀するとき其感や如何と本論を結びて筆を行刑二分論に移さんとす。

行刑二分論

行刑通論に於て行刑の定義と受刑者と處遇の主從關係を論じたる吾人は、更に茲に行刑の二分論を掲ぐることを以て擧ぐとも吾人自らは尙然なりと思せんとす。然れ共此處に述べんとする行刑二分論は行刑の目的を對者によりて二分せよと云ふにあらずして、行刑處遇の二分の必要を論ぜんとするにあり。行刑の定義は前段行刑通論に於て述べたるが如く犯人を改善せしめて、良く社會的生活に適應せしむべき人格者に復歸せしむるにありて、之が目的を完成せしむるがためには素より犯人の個性、經歷、犯情、刑期

性別等によりて受刑者個性の内面的に浸透して各別に其定義を細別するときは、必らずや其處に顯著なる效果の求むべきものあるは言を要せずと雖も、云ふべくして行ふことの難き理想論と云はざるを得ず。而も之等の中には彼此相通じて敢て處遇の分離を要せざるもの多にあるべし。行刑の要諦は處遇の統一によりて主力を適性に傾くるを得ることを以て第一とすべく、之に依て全く其の處遇を異にすべきものあらんか之を分別して以て行刑の效果をより大に收めんことを圖らざるべからず。之れ吾人が行刑を少年行刑成年行刑の二分論の所以なりとす。行刑當局者はすでに此處に思を走らせて此の二分行刑を更に進歩せしめて女性行刑、老年行刑、特種行刑等に細別しある今日敢て本論を要せんやと論難せらるゝにあらん。寔に然り行刑は國費の許す限り可及的之を同類に細別して處遇の統一を圖り、主力を受刑者個性の適性に傾くるを以て行刑の目的は容易に完成し得らるゝことは疑なき處なり。然れ共吾人は之れ

より先き少年行刑、成年行刑の二分に縱斷したる縱斷行刑の二分論を考察して少しく卑見を述べんとするものなり。現行制度の所謂少年行刑と成年行刑の實際を見るとき果して、其處に幾千の軒輊あることを見出し得らるべきか、今日所謂この二分行刑は全く相對的にして少年行刑は成年行刑の模倣行刑なりと斷ずるも不過なからんか！ 吾人はこの縱斷的の二分行刑を以て定に適正なる制度なりと思考し、更に之が制度を絶体制とし模倣行刑なるべからざることを論ぜんとす。由來少年行刑の起源は極めて最近の創設にして彼の少年法の制定によりて、著しき重大性をなしたりと云ふべく懲治の制度すでに今日の少年行刑の先驅なりと云ふべけんも、是れ素より今日所謂少年行刑には該らず如斯少年行刑の起源淺く從つて之が當務者の準據するに衡なき結果之が處遇は遂に成年行刑の模倣性を帯ぶるに至れるは、蓋し止むを得ざる處ならんか。模倣必らずしも非なるにあらざるも常に追隨の幣に陥りて進取積極の態

なき儘あるのみ。

素より少年行刑といひ成年行刑といふも其の行刑の主目的觀念たる改過歸善の根本原則に至りては即ち一にして、又他あるとなきは明なり。然れ共此の二者を對比するときは自ら其の處遇を異にするべきものにして、二者其の軌を一にするべきものにあらずるを知る行刑の結果は即ち其の處遇の適否に存するものにして、之を誤るときは却て受刑者の個性に背馳し之を破壊して行刑威力を喪失せしむるものなり。今試に兩者を比照して其の處遇の基礎を二分すべき所以を概論せん。

少年受刑者

- 一、犯時に至るまでの社會的生活の體驗妙し
- 二、心情の（意思思想の）變化多し
- 三、直接環境の刺激に感染し易し
- 四、犯因は被誘導性多く至發的又習慣性犯因多し
- 五、自暴自棄悲觀感念を有するもの多し
- 六、保護（釋放後）の確立性あるもの多し

成年受刑者

- 一、犯時に至るまでの社會的生活の體驗に飽く
- 二、すでに心情の變化に乏し
- 三、直接環境の刺激の感染するも妙し
- 四、すべて斷定的感念に捕はる
- 五、犯因は被誘導性少く自發的又習慣性犯因多し
- 六、保護の不確立性多し

以上は犯罪に陥るまでの兩者の過去の社會的實狀、受刑中の心情の狀況、將來の社會復歸狀況を極めて概見し、比較したるに過ぎず。之を以てして本論の基礎となすべく餘りに多くの例外と餘りに妙なき列記比較に過ぎざるも、行刑方針の指針を定むる概論となすことを得ざるものにあらずるべし。即ち社會的生活の體驗妙なきは其處に成年受刑者に比して人間の性の純情の猶多きを見るべく、心情の變化多きは處遇の適正によりて行刑の成果を收むるに至大の關係あることを窺知せざるべからず。少年受刑者處遇の主要は實に茲に存す。少年の肉體的組織の成人

組織に變化せんとする青少年時期は實に

又精神的變化期にあり。之を捉へて以て作業訓練に保護指導に之を善誘し、將來を確保するは實に少年行刑の主眼點にして之を閉却して少年行刑の目的何處に求めん。犯因の被誘導性多く自發的又習慣性妙きは之を利用して教育處遇に保護行刑に努め易く、自暴自棄悲觀的感念の妙きは之を利用して作業訓練に専心するを得ん年齢關係より考察するも、親戚故舊の保護の（釋放後に於ける）確立性あるは成年受刑者の夫れに比して多きは實際と統計の示す處にして、保護者と被保護者の理解融合に注ぐの力又餘裕あるを得といふべきなり。然りと雖も少年受刑者は正に精神的動搖期に當面しつゝあるの期なれば、受刑中の處遇に行刑の大半の力を到して以て此の精神的動搖の歸趨する處を確め、行刑の効果の萬全を期せざるべからず。又此期に於ける彼等少年受刑者に對しては保護者に歸住地に其知己に直接環境の刺激の感度鋭敏なるを考へ、之を善導保護して誤るなきを期せざるべし。

らず。實に少年行刑の効果完成の正否は此の期に岐路せらる。といふべく、成年受刑者の心情變化の狀に乏しきに比照すれば猶人間至情の存する處多きを見ると共に、此處に行刑實務者の著眼して以て無益の努力を省きて一路其の適性に注力すべきものたるを知るに足らん。彼の自暴的悲觀的にして而も斷定的精神に捉はれ、刺戟性に乏しくなれる成年受刑者の處遇とは其處に格段なる別異と行刑の二分すべき所以の存する處あるを知るに足らん。之れ吾人が行刑の二分論を主張する所以なりとす。

結論

前段に於て少年行刑の確立すべき所以を概論して行刑の二分論を述べたり。現行行刑の實際を觀すれば行刑通論に於て述べたるが如く、行刑は之を性別個性別犯數別年齢別種別等其他によりてすでに行刑處遇の分立せらるゝを見るも、之等は行刑の横斷的細別分解にして處遇の統一圓滑に資するの制に止まるものにして少年行刑、成年行刑の如く縱斷的の二分に

よりて各獨立せる行刑處遇の確立をなすものにあらず。勿論行刑は其の窮局する目的に於ては兩者たとへ其の處遇の獨立を確立せざるべからずと雖も、其の定義原則に至りては各相一致すべきものにして、之が目的完成に至る行刑の道程は兩者全く軌を一にするべきものにあらずして之を二分して以て互に相模倣を避け異れる兩者處遇の主要點に注力し、一は以て新に少年行刑の遺途準則を形成せざる可らず。即ち彼れ成年受刑者はすでに性格の破産者にして之が處遇に破産によりて破壊し、或は失はれたる彼が人間性の培養發芽に努め矯正處遇によりて之が助長完成に専心せざる可らず。之に反して未だ性格の破産者たらざる少年受刑者に對しては保護處遇によりて失はれざる人間性を薰育指導して、社會適應性に馴致せしむることを期すべきなり。

吾人は少年行刑、成年行刑の二分論を掲ぐると共に其の小年行刑の範圍、組織の主要を述べんとするも紙數すでに其制限あり、之が概論することを得ざるも之

を要約すれば行刑の二分と共に之が行刑處遇の當務者中少年行刑當務者は全く少年行刑の素養訓練の経験と智識ある者を以て之に充て、以て其の實績を收むることとに努め徒に少年成年行刑に彼此轉補して行刑處遇の基礎に動きなからしめんとを期すべきなり。

吾人は行刑の二分を結論し得たれば更に刑務の實体に入して刑務所制度の現行を純全たる行刑事務、刑務事務に縱斷二分して以て現行刑務制度の余力を所謂行刑事務に仰倒せんことを論ぜん。即ち現行刑務事務中戒護、作業、用度（收容者に關する分に限り）領置事務を（刑務事務に、會計、文書、用度（應用に關する分）事務を刑務事務として明に二分し、此の二分中行刑事務につきては戒護事務を主管とし、刑務事務に就きては會計（用度を含む）庶務の二課に分立せしめて以て其の余剰の力を行刑に働かしめより大なる行刑の効果を得ることを得んことを思ふも、本論につきては又他日の機に譲り此處に行刑の二分論を概説して擧筆するものなり。

### 練習所見學の記

- (1) 浴風園、豊多摩刑務所 (昭和四年九月九日)
- (2) 陸軍衛戍刑務所
- (3) 小田原小年刑務所、箱根 (十一月十六日)

#### ◇浴風園、豊多摩刑務所

##### 見學記

照井

九月九日(土曜)私達一行は午前九時老殺者保護所浴風園を訪ねた。同園は市塵を離れた府下上高井戸といふ處にあつて、郊外では稀に見る高荘な洋館である。係の方から案内され茶菓の饗應をうけつゝこの園の沿革と現況についての説明があつた。

それによると本園は過ぐる大正十二年九月一日の關東大震災で一朝にして財寶を空しくし親兄弟、夫、妻等に離れ頼るべき悲慘なる自活不能の六十歳以上の老衰者及び不具廢疾者の續出に鑑み震

災記念事業として是等の者を收容し平和な生活と天命を全うせしめやうといふ有難き思召で當時各皇族宮殿下からは五十万圓の御下賜金あり、又一般篤志家よりの義捐金百五十万圓によつて大正十四年一月十五日より財團法人浴風會(浴風園)が生れるに至つたといふことである。

入園者は男女(男三百六十三人女七十七人)併せて四百四十人あつて現在では實に幸福なものである。風雨寒暑の憂ひもなく、飢餓の悩みもなく、衣食住は充分彼等に恵まれてゐるのである。

併し彼等を孤獨と貧苦に追ひ込んでしまふに至つた原因は、(震災といふ大きなショックも大原因の一つではあるが)主として彼等自身の性來の惡癖にも由る

ものである。

そのうち彼等を孤獨に爲したものは女子に縁の薄い關係であり、貧苦に導いたものは放縱の癖のある者が多いといふことも知り得た。

このうちで健康者には輕微な作業(紙袋張や園内の掃除)等を課してそれにより幾何かの工錢を與へ嗜好品を自由に購入する賣店等の設備もあり、自由禮拜堂其他娛樂として將棋や圍碁の設けもある。彼等をして自然に老を養ふ仙境にあるを忘れしめることも出来るのだと、このことである。

こゝに豫定の見學を了へて次のコースたる豊多摩刑務所についたのは午前十一時であつた。表門を潜ると大きい廳舎の建築中で多くの受刑者が忠めやかに働いてゐるのを見た。應接間へ通された一行はライスカレの御馳走に空腹を満たし少憩の後所内を見せてもらった。作業方面として大規模になされておるものは印刷、麻、それに木工等である。

第一感心した點は個別運動者八名を高

見張臺で看守一人がそれを戒護出来ること、次に建築中兎角不整備だと思つて居たのに入浴場だけは垢のけしたもので大都市ですら稀に見るといふ完備と清潔のはらはれてあることである。

當所の收容區分は大多数が初犯者で、それに工事に受刑者の一部分と刑事被告人の一部を收容して居るといふことであつた。

例に依て前日の正午見學個所と集合場所を連せられた。耳新しい浴風園と聞いて筆記帳を放り出し一齊に電車案内圖を擴げた。氣つかはれたのは天氣であつたが昨夜來の雨も今朝は氣持よく晴れたので元氣よく出かけた。新宿驛から京王電車で二十五分の後上高井戸驛へ下車した。そこから浴風園まで北方十余町の間を竹林や野菜畑の空氣のよい處を通り抜け久し振りで田舎の氣分に接し古郷が戀しかつた。

同園の門を潜つて氣持のよかつたことは新しい空氣と日當のよい事で、恰度公

園に遊ぶ様な氣がした。

事務所の三階で茶菓の饗應を受けながら同園の沿革、事業の趣旨其の他一般の概略を承はつた。此處へ收容される者は所謂蠶蠶孤獨の天涯地角に寄る邊のない哀れな老衰者や不具者又は疾病者のみ實に氣の毒な人達で、現在四百四十人あると聞いた。建物は禮拜堂を中心として左右兩側に展開した散在の方式で木造平屋建の家庭寮八棟、夫婦寮二棟と鐵筋コンクリート二階建の集團居住寮の二棟を以て圍繞してゐる事を聞かされた。

斯くして全員を三分分されて案内者の後に付いた。病室を覗けば衛生、其の他の設備萬端は社會のそれに比較して優に勝つてゐる様に見受けられた。病人が非常に多いのは老衰者や癆疾者のみの收容場だけに無理もない事と思つた。更らに家庭寮に廻れば、西洋間には七八人から十二三人、日本間には五六人宛が集團生活をしてゐる。そして各寮毎に女子大學出身だと謂ふ若い寮婦を一名宛置いて親切と同情を以て接し、恰度自己の家庭

に起臥すると同様な安らかな生活を營ませてゐる。そして日當のよい縁側に面して、任意作業とも謂ふべきお針、紙縫細工、製袋等の手先仕事をやる者あり、讀書する者あり、散歩する者あり、庭掃除をする者等がある。そして靜かに老ひの身を養つてゐる。

哀れな人々よ、平和な餘生を續けて天命を全ふする様にと祈つて十時半訣れを告げた。

◇陸軍衛戍刑務所見學記

市營電車で集合指定地の澁谷驛前に着いたのは午前八時三十分で定刻より三十分早やかつたが、既に二三人の先着者があつた。當日は曇天で冷めたい朝風が驛前で待つ私達の頬をなでた。此の日は入營軍人の壯行を見送るのか軍服姿の在郷軍人紋服着用の人達が彼方此方に一團となつて在郷軍人會旗或は其他の小旗を持つて眞に祝福の意を現はして居た。其中

練習生一同は集合し、足を運ぶこと数分にて廣漠たる代々木練兵場の入口にコンクリートの外屏を廻らせる陸軍衛戍刑務所に着いた。一同は先づ一室に通され豫て設けの椅子に腰を下ろし休憩する事暫時にして此所の所長さんが徐に入室せられ挨拶に次いで收容者の罪名、收容管轄区域及處遇方法等に付て説明された。即ち同所は刑期六年未滿の受刑者と未決者を收容するのであるが、現在は刑期五年未滿の受刑者を收容して居り又收容定員は五百名なるも現在は七十名を收容して居る。行刑は受刑者をして再び軍隊に復歸せしむることを大なる方針として處遇するにありそれには厳正なる軍規と秩序に依つて改善しなければならぬと、亦教育は最も重要なものとして施行されて居る。私達の刑務所が行刑を以て受刑者を改化遷善社會の良民に復歸せしむるを目的とし厳正公平なる處遇を爲すと同じく善人たらしむる趣旨には何等異らなないのである。さりながら此處の受刑者は軍規違反の所謂軍人精神缺陥者であるか

ら、軍事教育を施し軍人精神の涵養に力める所以で兵營生活と同一であると云ふ所長さんの話が終つて私達は三隊に分たれ全所の看守長に案内せられ其處此處と巡覽した。流石軍規厳しき所だけあつて總てが秩序整然として一糸亂れなきには感服せざるを得なかつた。工場に入つて見ると就業受刑者が作業上其他の用件で擔當看守に對し發言する場合は叫立せる不動の姿勢にて最も慎重なる態度を以てし、其の動作の嚴肅なるには私達見學者に強い感激を與へた。工場作業は主として軍隊の注文に充つる兵卒用の靴下編み及び印刷物並びに幼年學校戸山學校生徒の洗濯物であつた。洗濯は機械作業であつて僅かな就業人員を以てよくその能率を擧げ得るとのことである。浴場洗面場などの設備も行届いて居る。收容者には冬は一週一回夏は一週二回の水浴を實行し衛生上有効にして收容者は却つて温浴よりも好むとのことである。屋外運動場には收容者の一部に軍事操練を行つて居る。房舎に至れば建物は相當古いもので

あつたが居房の採光良く又看守の視察に適せるやうに兩側が廊下になつてゐた。村田生  
 ◇小田原少年刑務所見學記  
 練習生としての私は、毎土曜日に各所を見學することは唯一の樂みである。日常一小区域内に勤務して段々社會の實狀に遠ざかりつゝある吾人刑務官練習生に對し、刑務協會に於て毎年多大の費用を投じて、遠近を不問見學せしめらるゝことは、實に其の効果の大なるものあることを信ずるものである。  
 十一月十六日は、小田原少年刑務所の見學であつた。一同は包み切れぬ喜びの色を浮かべながら午前七時三十分新宿驛より小田原行の電車に乗り込んだ。曇よりとした晩秋の空模様の中を電車は一氣に進んで行く。  
 發車してより二時間の後小田原驛に下車し、案内されて幾程もなく小田原少年

刑務所に着す。あたかも當日は製作品の即賣會が開催されて居り、入口は萬國旗を以て飾られ、種々な賣品は山の如く積み並べられ、殊に魚類の干物や罐詰は眺望たる太平洋を作業場として居る刑務所の製品としてふさはしい。暫らく階上にて休憩の後所内を案内されたが、すべては少年の處遇に適した感じの良い建築と設備である。居房の扉の如きは輕快に出来て居て、一寸見た處刑務所らしい感じがしない。殊に自治教の居房に鏡前の無いのが一増柔味がある。工場に働く收容者は皆快活に眞面目に規律正しく就業して居た。構内水浴場に面して建てられた二宮尊徳先生の少年時代の銅像は、同所の少年受刑者教育の方針を物語るものであらう。かくて所内を一巡し終ると次は、青少年者の軍事教練を見學したが、其の眞劍味のある、そして鮮やかな操練振りには、一同感嘆の聲を惜しまなかつたやがて再び階上の人となつた時赤城所長殿より、全所の沿革、收容者の犯罪別、並に少年の犯罪原因、處遇(累進制及自

治制)教育、海上作業等に就て細大漏れなく御説明下された。そして晝食を馳走になり、午後一時過ぎ全所を辭し、一同解散の後私等は箱根登山の途に着いた。  
 ◇箱根遊覽記  
 藤田生  
 晩秋の一日前夜深更まで雜沓刺戟に疲れた都の人々の未だ目醒めぬ、曉の光が漸く輝き出した頃徒歩で新宿驛へ着いた僕はこの時始めて都の朝の静けさを味つた。  
 怪しまれた天気も午後になつて小田原少年刑務所を出る頃は漸く麗朗な秋の日となつた。一同は思ひ／＼に箱根の幽谷を探勝せんものと勇んで居る。小田原驛から箱根電車で十分程乗ると全く都離れた田舎となる。山と山との間に清らかな水を流へたる早川の流を左手に見る。殊に黄金の稻田に秋の收穫も急しく、夫婦の働く側で七八歳位にもならう可憐なる

幼女が姝子を子守し居る様、眞心の奥底から稚兒達の遊ば純眞な情愛を見るだにもミレーの晩鐘を思ひ出すに充分である遙か遠くに水車が廻つて居る。此邊一帶は地勢よく又昔英雄の立籠りし所にて古戰場の跡なりと云ふ。早川を渡す三板橋附近は箱根に遊ぶ人々の耳目を引く最初の景色である。數分にして湯本へ着いた。こゝで電車を乗換へ遊覽電車に移る。湯本と塔ノ澤の間は左右杉林にして其中を通る二個のトンネルを過ぎて塔ノ澤へ着く塔ノ澤は全くトンネルとトンネルとの間にある小さな停留場である。直ちにトンネルの中へ入る、上より落つる露霖、雨の降る音の如く聞ゆ、あたりは暗黒である。トンネルを出て直に鐵橋へさしかゝる。瞰下るせば只深き谷沿ふ木々は青に黄に紅に色とりどりに飾り何千尺とも知れぬ谷底岩に砕けては白沫飛び谷川の水に調和して人の心を醉はせる。絶景絶景名狀すべからず。電車は惜しげもなくバツクしつゝ、うねりつゝ上大平台へ急ぐ紅葉は益々美しさを増す。間もなく上大

平台へ着いた。こゝで電車を二分程待つので一寸僕は下車して見る氣になつた。春の花もよいであらう、又夏の青葉もよいであらう。殊に秋の紅葉はこれらに優つて、四方山を五色の錦に飾るふさはしいものである。上大平台邊の紅葉は稀れに見る色どり、全く人目を焼きつけるが如き眞紅である。若し僕芭蕉の如く大自らの妙理に生きなんものならば……。

上大平台、仙人台を過ぎる頃は紅葉多く、宮ノ下附近は紅葉最も良し。こゝは有名なる温泉場にして箱根に遊ぶ客人の遊覧地なれば家屋の構造も仲々の技巧妙を得たるものあり。小田原驛を出て一時間余にして小涌谷二ノ平を経て遊覧電車の終點強羅へ着いた。もう三時である。こゝで僕等は自由の身となる、親しき友々は思ひ／＼に三々伍々となり、右に折れて登山電車に入るあり、公園に急ぐあり、僕も公園に遊ぶ一人となる。公園は自然美に富み、巨石所々に散在し。噴水は人工的なるも水清らかにして又良し、五十分程公園に遊ぶ。後箱根で有名な千

人風呂へ急ぐ。氣分最も爽快となる。強羅へ歸へる。ふと高橋先生の著作の中の「山の宗教」と云ふ事を思ひ出して宮ノ下から徒歩にした。丁度午後九時である山路にしては遊覧自動車も通る立派な道である。山景の日没頃は一段とその趣を異にす、歩む道に近く疎に繁れる杉の梢が風に揺られて居る。日没の光は箱根の全山を輝かして黄金と輝き、日の焼けるが如き眞紅に染るあり。黄に青に、全山五色の錦に織りたるが如し。何んたる壯觀ぞや……。日はとつぷりと暮れた。一輪の明月が峰の中腹から現はる。邊りは深々として静かである。只早川に流れ入る谷川の深淵なる奥底から洩れ出づる妙なる樂の如うな水の叫く音、土を踏む靴の音、梢の風に揺られる葉のみが夜の静寂を破る。山の月夜は實に氣分を爽快にする。そして今迄の歡喜の情は忽ち一種の恐怖と變り、忽ち信仰と變る。山の大自然に接する時は誰人も靈魂から淨化せらるゝ事であらう。

- 29頁「刑罰は犯罪の豫備手段」は「刑罰は犯罪の豫防手段」。
- 30頁「根拠する」は「根拠ある」。「天災此變」は「天災地變」。
- 31頁「司法の大權を委任」は「司法の大權を委任」。
- 32頁「支配級」は「支配階級」。「刑法が根拠が」は「刑法は根拠であつて」。
- 34頁「陽王」は「湯王」。
- 35頁「陽王」は「湯王」。「遊獵」は「遊獵」。



◆信念の力

廣島 寺田生

吾人の社會的的生活の上に於て最も重要視すべきものは確固不拔の信念を把持することである。

信念即神を信じ佛を信じ或は天を畏れ眞理を尊ぶ、此信を念ずると云ふことが不壞の金剛力、信は力なりの原泉を成すものであり宗教や道德の根元でもある。

複雑なる社會物質偏重の現世に至つて克く心に深く信ずるところの無い者は常に焦燥不安の面持にて飽くことなき本能慾を満たさんことをのみ之れ努めて足ることを知らず分を辨えず専ら利己を計りて善惡を思はず煩惱を募りて心を顧みない其の輕薄不純何等の自制も反省もない

行爲は天理に適はず、天理に従はない者の前途は所詮暗澹たる結果を招來するに定つて居る。

世間のことは兎角不如意である。一度意に逆ひ求めて得られざれば憤怒不平鬱軻不遇悶々として命を知らず機を識らず沈々として發奮の勇不撓の力なく徒に人を怨み天を恨み厭世悲觀の極は自暴自棄に陥り不逞の心を起し禁を破り法を亂り罪を犯して可憐尊き人生を鐵窓の下に呻吟する徒輩が妙しとしない。誠に慨すべきことである。

信念の力の働きある者は順境にも淫せず逆境にも樂しむ處がある。斯く觀じ來れば職を看守に奉じ身に教化善導の任に當る者は特に意を茲に致して先づ内に正しく固き信念を養ひ之を移して以つて他に植うるだけの徹底した覺悟がなくてはならないものだと思ふ。

◆宮島行

北區支所 まさじ生

船は宇品の港を出て西に、宮島へと進

んで行つた。

空は曇りがちで、はるか宮島の高い山も近くの島々の山も、みなコバルト色に霞んで却つて晴れ渡つた日よりも趣きがあつた。

私は寒い風にさらされ乍ら、前甲板に腰かけてをつた。

雄大なとある島の傾斜の上に、僅かに雲間を洩れた日光が曇つた午後後の海上にかすかにさしてゐる。風が少しあるので波は少々ばかり高い、帆をあげた船が靜かに行く。

この美しい自然の中では、その船も一つの藝術品のやうな氣がする。鳴の群が黒く点々と波間に浮いてをたが俄かにバアツと飛び立つては、またすぐに波の上に悠然と浮く……。

船は宮島へと次第に近づいて行つた。あまりの寒さのために私はつと立ち上つて右舷の方へと歩いて行つた。

「はら、坊ちゃん、あの島が宮島ですよ、あのはなをまがると大島居が見えますよ……」

そこは一等室の前で縣警察部の高等官らしい人の子供に、その下役らしい人が話してをつた。私は聞くともなしにその人達の會話を聞き乍ら、早く島の岬を船がまればよいのと思つた。

やがて船はその岬をまはつた。ふと見れば、はるかにあの型のよい大鳥居が海中に……。

船が進むにつれて大鳥居は愈々はつきりとして来る。

高いよく樹木の繁つた峯々を背景にして嚴島神社の建物が見え、そしてかなり離れて海中に、もうよほど色あせた朱色を静かな水に映じて大鳥居が聳えてをるのだった。

私等が、迎へに來た舳舟に本船から乗りうつてから案内人は大鳥居の由來を説明し初めた。そして「丁度、只今潮も來てをりますので、あの鳥居の下を船で通りぬけて参拜しようと思つてをります……」と皆の賛成を求めた。皆はもとよりそれに賛成し、潮時のよいのを喜んだ。

小舟は大鳥居にさしかつた。私は皆と一語に本殿に向つて禮拜した。そして私等は今さらに大鳥居を仰いだ。上陸してから私は皆と離れてまた氣樂な一人旅となつて、しばらく海岸を遊遊し、大鳥居を中心とした風景美を觀賞し更に神社の背後をめぐる紅葉谷公園へ上つてみた。

そして、とある高所から見渡すと樹木の枝の隙間から例の大鳥居が見え、風景は一層美しさを増してくる。しかし、何を言つてもやはり箱庭式で、總て規模が小さく、雄大美がないのが遺憾だったが、宮島に雄大美を求めるのは無理かもしれない。むしろ宮島の美しさはあのこじんまりとした調和美にあるのだとも思つた。

### ◇屋島にて

南嶺を見た私は更に北嶺へと歩いて行つた。そこは南嶺と同じく、やはり一つの岬で中央部の官有林に添うて平坦な、

しかし寂しい道が続いてをつた。古松葉が道を掩うて片側は松の枝と枝の間から青い海が見えるところどころに浮かんでゐる島々も見下すことができる。私はかうした寂しい道が好きだ、どうせ今夜は此處で泊るんだから、もつとゆつくりと行かうと思ひ乍らも、なんとなく気が急がれて、そのわりに早足で歩いて行つた。

やがてめざす遊鶴亭に着いた。そこは北嶺の海に下る傾斜の端で高松附近の島々を一望の裡に眺めることができた。私は茶店の青年に茶を頼み持つて來た辨當を開きながら尙も眺めをほし、ま、にした。

空も氣持よく晴れ渡つて遠く中國路の山々も見られた。向ふの島の方へ静かな音をたて乍ら發動機船が、白い一筋の波を後に曳いてゆく……。

伐るんだらう島にもつと樹木が繁つてゐれば尙一層によいのに……

折から、そばへ來た茶店の青年に私はこの不満を漏らすと

「どうも仕方がありません、あそこは木が植りませんので……」

とのことであつた。

しかし、島全体が禿げてをるのではないのだから樹木が植らぬともあるまい。それにやはり、みだりに伐つたのだから……。

私はそこを辞して、そしてもと來た道へとひきかへした。

途中で私は俄かに氣が變つた。今夜の屋島泊りをやめて、これからすぐ下山しようとして何處かへ行かう……

何處がいゝだらう……

私は歩き乍らしばらく考へてをつたが鳴門へまはらうとやうやく決心した。途中で、私はなるべく早足に歩きだした。途中とところどころに海が見渡される場所があつた。私は氣が急ぎつゝも、そこに寄つては

海をむさばり眺めた。

見下せば、この島の松の森で渚の隠れた海上に小さな帆船が動いてをるのか泊つてゐるのか判からぬぐらゐに微かに行く。

あゝやはりいゝなと私は心の裡で思はずつぶやいて、もつとゆつくりして居りたかつたが、あはたゞしい旅の前途を思ふと、かうもしてをれぬと氣をとりなほして立ち上つた。そして、またあの寂しい、だが好きな道を松の古葉を踏みしめ乍ら……。

### ◇行刑進化と吾等の覺悟

青森 雲助生

刑罰に對する應報思想は久しきに亘つて各國民の思想に介在して居た。それによつて行刑の目的は何れの國に於ても慘忍苛酷なものであつたではないか？ その状態に對して初めて改善主義を叫んだのがオランダであつた、我が國に於ても

一九二二年以後に於て日に月に行刑は進化され只管改善教化の主義を目的として今日に至つたのである。吾等はこの進化しつゝある刑務に職を奉じた以上は如何に勤務が激務であらうがその意志は鋼鐵の如く鞏固であらねばならぬ。何となれば彼等收容者の大多数は人世最大の本務且權利なる勞働を嫌忌したる結果遂に犯罪を犯すに至るもの決して尠少でないからである。吾等は星を戴いて出勤するとも月を踏んで帰宅するとも彼等に如斯激務を表示して箠を垂れるこそその職責は全能となるのではあるまいか？ 或る人はいふ、刑務所は現今何處の刑務所もモダンであり設備が立派なるが故に犯罪者は増加するではないかと然し私は思ふ、刑務所の建物のモダンなるは時代文化の附物であると思ふ彼の水道の淨水場の水も元は濁水もあり雨水もありあらゆる水が集つて淨水場に入るのである。その水が所謂總ての方法によつて淨化され再び吾等が日常の生活にかくべからざる飲用となるではないか？

現代の刑務所もその淨水場に等しいのである。いはゆる社會より排泄せられた汚濁たる彼等を清水の如く改過遷善し再び社會有用の人に復歸せしめる場所ではあるまいか？

要するに吾等はこの進化せられつゝ、あ行刑をば如何に勤務は難澁と雖も徹頭徹尾専心誠意を以て國家の爲に盡すといふ覺悟が肝要と思ふのである。

### ◇二種の衝突

練習生 中村紫園

私は前號に於て「強くならねばならぬ」といふ題に付き「忍耐は美德である」といふことを書いたが、之に就ては多分、讀者諸氏の嘲笑なされたことであらう、又實際に私に向つて嘲笑的なことを云はれた方もあつた。

それは如何に嘲笑され如何に侮辱なされたとして何等氣にする譯ではない。却つてその批評して下さつたお方に對しては衷心から敬意を表して居る。私は今度、前題の續として「衝突」と

いふことを述べて讀者諸氏のお笑に供することにした。

私等は住馴れし懐しい一家庭生活を離れ、遠い山海を隔て、寂寥なる市ヶ谷（寄宿舎）の一隅に六ヶ月といふ長い間、不馴の孤獨生活を続けねばならぬこととなつた。この間に於て楽しい事あり悲しい事あり、又時としてはお互、衝突の起ることもなきにしもあらずであつた。

そのお互同士の間における衝突を分つて二つの種類があると思ふ。その一つは感情的のもので他の一つは理性的のものであると考へる。滿面に朱を灑ぎ大聲叱咤して常識外れの言語動作を演ずるのは前者に屬すべきものであり、心頭に燃る瞋恚の烟を些も外観に現はさず事定まつて後理論の鋭鋒でしつかりと相手を攻撃するのは後者の中に數ふべきものである。感情を淺瀬に比ぶれば理性は深淵にも譬ふべきであらう。感情は鳥渡した風雨にも波瀾を起し易いが理性が重々しく構へて容易に動搖するとならない。鳥渡した風雨にも狂ひ出す感情の輕舉妄動には無意

味な虚偽が含まれてゐる場合が多い。

吾等は何かの機で嚇と怒り出すことがあると、而して後時間が経つて頭が冷めて來ると、つまりらぬことに背筋を立てあつたと自分で自分を嘲笑するやうな場合が往々ある。

これは感情の驟雨が去つて理性の光りが現れて來るからである。沈着な理性が感情の常に繰返してゐる輕はづみな龍頭蛇尾の態度を嘲笑してゐることがそれでも知られるであらう。

斯うして見ると、世に感情の衝突ぐらゐる馬鹿げたものはあるまいと思ふ。初めに百年の仇敵のやうに睨め合つて居た者も忽ち平凡な妥協をするのが此の種の衝突の常である。これに反して恐るべきは理性の衝突である。理性が一度衝突したものは餘所目に親しい交りがあるらしく見えても、いざといふ場合には火花を散らして戦ふ。しかも彼等の間には眞實の和睦の機會が殆ど永久に見出し難いであらう。吾等は感情の衝突した場合には、相手

を寛容して多少の屈辱を忍べば忍ぶことが出来る。

けれども理性の衝突に於ては一步も譲歩せずには飽くまでも理智の鋭利な大刀の下に敵を屈服せしめたいと思ふ。又斯く行ふのが理性的動物の眞の勇者であると信ぜらるゝこともあらう。けれども世の實際は吾等の考へてゐる通りに行はれて行くものではない。

理性がある事を重々しく構へても、いろ／＼な事情から感情の仲裁に任せて敵と握手する場合が存外、多いのである。「驟雨散り理性の光りあらはれる」

### ◆不良少年少女の母

#### 駄菓子屋廢止論

奈良 澤紙利介

近時不良少年少女の社會的不具者の遂次増加を加へ來るは獨立少年審判所開設を考へても實際を知る事が出来るのであつて外には教導機關として少年刑務所又

は補助機關として感化院等を設け少年保護司は専ら彼等の教養に苦心してゐるが其の實際を觀ると之等機關を遂行して年次少年犯罪受刑者數激増の傾向は統計上皮肉なる數字を示し彼等の父として母として又子の親として世人の見る目も氣の毒に存する次第である。

之れを原因として各所に悲惨なる家庭的悲劇さへ飛び起さしめたる實例もあり既に數年前より人類學上、學者及び教育者方に於て益々病原發見を探研せんとし論研するも依然として其の域に達せず一種の固形物として秘められしは社會人道上重大なる案件として默過出來ないのである。私は、いさゝか意見を述べて參考に資したいと思ふのである。

先づ考へ觀るに不良少年少女の第一邪道へ導き身を滅しめたる責任は親たる父母其の責を負はなければならぬ理由は充分現存するも本來其の罪の根本を爲すは即ち私の謂はんとする市街地の一角に存立する駄菓子店二人其の者である。彼の小商人は何を販賣してゐるか彼等は常に

小兒に對し浪費を強ひ毒水を與へて誘導する一種の不良少年少女を生む母として認めざるを得ないのであつて常に賭博類似の商品細工物又は奇形的菓子物を販賣し要するに兒童の歡心を買ふ惡戯物品の基礎を提供し間接に親へ金錢を要求せしめ親は子の可憐なる餘り要求を容れ遂には説示の効果も耳東風に終らしめ知らず識らずの内に留守を利用し机又は煙草盆の抽斗より金錢を無斷持ち出し惡戯に供するのである。之れ即ち不良の一步として漸時道徳的犯罪となり延ては「カマエリ」其の他喫茶店等へ出入りし常習的病原と爲さしめ遂には取返しつかない敗慘者となるのである。

前述の如く考へ來たる時、如何に各人に依つて不良少年少女の教導教養を爲すも何等効果を擧げることのできないのは勿論却て世間の冷笑を受くる事となるのでないかと思ふのである。故に私は現下の最も緊急問題として不良兒發生撲滅の爲め駄菓子屋廢止を論ずる次第である。

### ◆戒護看守の 敷へ歌

三池 西海生

一ツトセ、人も嫌がる刑務所は  
心の垢を洗ひ處  
二ツトセ、不平起すな勉強せよ  
勉強は國家の爲じやもの  
三ツトセ、皆さん心を一致して  
喧嘩や逃走もさせぬよに  
四ツトセ、酔たきげんで出るならば  
眞面目な勤務も出来兼ねる  
五ツトセ、居眠りするなや立番は  
四方八方へ眼を配れ  
六ツトセ、無駄な作業はさせぬよに  
犯則行爲にや注意せよ  
七ツトセ、何より勉強が第一よ  
末は金筋袖に巻く  
八ツトセ、やけで休んだ其時は  
年末賞與が氣にかゝる  
九ツトセ、工場擔當の責任は  
作業督勵戒護ぞよ

### ◆夜の小路の想

福岡 伊藤生

十トセ、とふとふ十年越しました  
恩給樂み日を送る  
大都會の無数の人間の息吹きが  
心の願望が 肉休の匂ひが  
凝つて一つの濃氣となつて或時或瞬間の  
種々雑多の人々の姿や 意慾の匂ひなど  
が數限りなく  
之の薄深い小路に印刻されたらう。  
私はいつもこの小路を通る度に其状態を  
次から次へと想像するのである  
彼の街角には若い男が戀人を待つて佇ん  
だだらう  
盗人が息をこらして潜んだだらう  
或る電柱の影には刑事が非常線を張つた  
かも知れない  
あのぼんやりした軒燈の下では病める乞  
食が一夜を明したかも知れない  
舗石の上には自動車に轢殺された子供の  
死体が横つたかも知れない

### ◆奮へ同期生

富山 第廿回生

歸り後れた泥酔の人も頭ただらう。  
あの木影には糊口に窮した失業者が悲憤  
の拳を握りしめただらう  
凡てを包んだ沈黙の夜の空氣は森々と  
して重く冷たい  
第貳十回刑務官練習生は御大禮入所生  
として誠に意義の深い記念すべき連中  
であつて、近年稀にみる優秀揃なりと局長  
閣下から聞かされて居つた。随つて文筆  
の達者な人もあつたにも拘らず此欄に見  
られないのは浪書でなく、投書のない爲  
めなりと信ずるのである。小生は今後つ  
とめて投書し第二十回生の意氣を吐きた  
い。毎號に富山がなかつたら編輯氏の紙  
屑籠に收容されたものと思つて下されば  
よい。  
世は不景氣風の荒ぶ中に濱口内閣出現  
されて、更に實行豫算を削減された爲め  
民間事業界の不振は一層甚だしく、官界

殊に斯界に於て一例を擧ぐれば、入所申  
辻書記官曰く、諸君は將來刑務所長にな  
つたらと言はれて相互苦笑し、屬官曰く  
諸君は實に幸福だ、來年七八月頃には少  
年刑務所長は典獄に、各出張所は看守長  
に昇格されるから六十名近くの看守長が  
増員される。大藏省は已に承認して豫算  
に計上したから諸君の大方は任官される  
だらう、と聞かされて心中大いに期待し  
て居つた優秀連もあつたのだ。小生の如  
き可組は野心も抱いて居らなかつたけれ  
ど、それでも遊泳術で優秀君一足御先へ  
と出たかも知れないのであつた。けれど  
豫算面から削られて御流れとなつたのは  
返す／＼も遺憾千萬である。然も今日に  
至るも同期生中一名の任官者なきは之れ  
如何、是れ即ち緊縮なりや。

布豫算は御存知の如く定額にて二千三百  
五十圓、歳入豫算は一万三千二百圓で受  
負工錢共月額千圓の收入を擧げねばな  
らぬのである。大刑務所から觀察せば貧  
弱であらう。されど當地は全國に知られ  
る賣藥園にして事業家少なきと、不景氣  
の祟りとして受負業者なく編工の如きは  
隣縣金澤市の事業家である。  
月額收入の三分の二は數名の官、委業  
にて辛じて支へて居る現況である。故に  
勢ひ官司業の擴張に傾き易くも現在豫算  
殘額六十圓余にては如何とも致し難く、  
在庫素品は僅少結局收入は減ずるけれど  
委託をなし、一面有利作業の發見に長官  
以下奔走心勞苦慮するも何ものもなく之  
れも緊縮の影響であらう。  
何處の支所も同様ならんも、當支所に  
は作業技手(一名居るも元の機關手にて  
現在も機關専門なり)なき爲め小生の如  
き素人作業係二名が上司の指導を受けて  
見たり聞いたりやらせるから、受刑者  
とたま／＼人工等につき口角泡を飛ばす  
こともあつて滑稽やら癡やらである。

然して注文取り製品の運搬の八割まで  
此二名の作業係である。故に時には制服  
でウバ車の後押しもする。  
噫々作業收入如何に之れを切り抜けん  
か。

### 會員推薦

廣島市職町  
木寺道輝

贊助會員



羽織と袴

その昔は屋外服

男子の洋装といふ事は和服のそれと同じ程度に普通の事になつてゐる今日、禮服の場合も殆ど洋服が迎へられてゐるといふ傾向です、それほど男子の生活に深く喰ひ入つて来た洋服も婚禮服だけはまだ和服が用ひられてゐます、モダンな好みのお嬢さんが結婚式の爲めにはやはり高島田に振袖を着けるといふのと同じ意味でありませう、勿論

男の場合の禮服は紋つき羽織袴といふ事になつてゐます。殊に袴は禮服に必ずなければならぬものとなつてゐて、平素でも少し改まる様な席へのぞむ場合、他家を訪問する場合は禮儀上袴はつけなければ、といふ事になつてゐます、處でこの袴は一體何時頃か、出たものかとなるとかなり古い時代に逆らなければなりません、一般式服として用ひられて来たのは江戸時代であるといはれてゐます。尤も袴にも以前はいろいろの形式があつて、又時代によつて

いろいろ變遷を來して居ます、江戸時代に於いて一般式服として用ひられた袴は上下の下に相當するもので所謂平袴の形式で、左右の相引が非常に下方にあつて、従つてその間から下に着てゐる着物が見える面積はかなり廣かつたのであります。しかし當時はこの他に旅行とか、火事とかいふ場合に武家階級にはかれないもので野袴といふのがありました、又馬に乗る時に用ひたものに馬乗袴といふのがありました、今日一般に用ひられてゐる袴は行燈袴は別としてこの馬乗袴から出てゐるものであります、これは襠が高く、左右の相引も亦高く、平袴とはかなりちがつてゐるものであります、この馬乗袴は勿論野外服で、當初は式服には用ひられなかつたのです、處が時勢が進み、文久二年四月十三日より殿中において馬乗袴をはく事を許されたの

であります、即ち當時事務服といふ意味において羽織袴が公認されるに先立つたものでこの襠高袴が羽織と相伴つて屋外服から室内服に出世したわけでありませう、これから以後といふもの、從來麻上下を着用すべき處も、羽織袴即ち平服ですむ様になつたわけに馬に乗らぬ場合でも馬乗袴を歩いて歩く様になつたのであります、此風が明治時代の男の式服として残り今日に傳はつてゐるものであります。

イビキは腦を害す

子供のイビキに注意

イビキは、呼吸道の粘膜がはれあがつてゐるため、呼吸することになり粘膜の振動がはげしくなつてイビキを發するもので、鼻ダケができてゐる場合慢性肥厚性鼻炎及び鼻中隔彎曲症の場合、扁桃腺ならびにアデノイドが肥大してゐる

場合は、大抵イビキを伴なふもので、飲酒家に高イビキをかゝる人が多いのも、飲酒の爲に扁桃腺が肥大してゐるからでまた感冒にかゝつた時に多くイビキをかゝるのは、急性鼻カタルを起して、鼻腔内の粘膜がはれたために、呼吸することになりその粘膜が振動してイビキを發するのです、このイビキは習慣となるもので、最初急性鼻カタルを起してイビキをかいて、感冒がなると同時にイビキも發しなくなり、また飲酒の場合も、最初のうちは飲酒した日だけ發し、飲酒しない日は發しないもので、度々飲酒すると、そのうちに習慣的になつて、飲酒しない晩でも高イビキをかゝるやうになります、子供がイビキをかゝるのは、大抵扁桃腺がアデノイドが肥大してゐるからで、殊にアデノイドがはれて大きくなつてゐる場合は、かならずイビキを伴なふ

ものですが、子供のイビキは腦にさわるものが多く、注意力が減退して智能の發育に大きな關係をもつてゐます、小學校などで成績の悪い子供を調べて見ると、不成績の原因がイビキのためであることを發見することが往々あります、つまり扁桃腺あるひはアデノイドの悪い結果で、これを治療したために成績がぐつとよくなつた例はいくらもありました、したがつて子供が不成績であるやうな場合、母親としてはさうしたことも考へなければならぬこととせう。

最も安價な健康法

生水一杯

俗に生水のすきな人は健康だといはれてをりますが、これは生水をのむ人は體內の新陳代謝をさかんにし、水に含有されてゐるマグネシウムやカルシウムを自然に攝取する

ためです、一體人體の三分の二は水分より成り普通一人一日に約一升三四合夏季には一升乃至二升五合位の水を必要としてゐます、これらの水分は大部分食物の中によくまれば、あるひは食物といつしよに體內に入るものであつて、茶や湯をのむのもその不足分を補ふために外ならない、水は體內にできる老廢物の排泄を容易にして血液を清潔ならしめる効力があるので、毎朝起きた時に一がいの水をぐつととのむと、食物の消化を助けると共に便をよくします、ちか頃生水をのむことが宣傳されてゐるのもこの意味からですが、殊に寒中の水は細菌の数が最も少い上に有効な礦物質を多分に、しかも新鮮な状態においてふくんでゐるので、非常に効力があるといはれます、古書にも寒三十日の間毎朝水を少しづつとのめば万病の豫防となり、特に眼や齒を丈夫にするといふことが記されてゐますが、便秘しやすい人は毎食事三十分前と就寝前にコップに一がいの水をぐつと飲むと、便通をよくし、普通の健康體の人でも毎朝起きた時に一がいの水をのむ習慣をつけると、氣分をさう快にし、食物の消化を助け便通をよくして血色をいきいきとせませう、そこで生水は最も安價な健康法ともいふべきですが、たゞ注意しなければならぬのは、生水といつても、むろん清潔な水でなければならぬ、わけて川の水や不完全な井戸の水は不純物を多くふくみ、時には恐るべき傳染病菌がひそんでゐることがあるので、非常に危険であることを知らなければなりません。

お魚料理に

知つておくこと

同じお料理にしてもちよつと似たこととおいしくもまづ

くもなるものです。お魚を料理する場合はいろ／＼な秘訣を二三申上げませう。

【ウロコを去る法】  
魚類のウロコを去るには普通庖丁で逆にかき落しますが、一番よいのは魚の頭の方を押へて、大根の切端で尾から頭の方へ逆にごすりますと、どんなウロコの取にくい魚でもきれいに取れます。

【タコを軟く煮るには】  
タコやイカをやわらかに煮るには、水一升に對して大根おろしのしぼり汁一合の割合でまぜて、その汁でゆで上げてから煮ますと、非常に早くやわらかになります。

【鹽魚の鹽をぬく法】  
あまり鹽味の強い鹽魚は大根のおろし汁をこしらへて、その中に一晩つけておくと鹽気がぬけてちよとよくなりま

【骨のかたい魚と肉のくづれやすい魚】  
骨のかたい魚をやわらかに煮るには初め水と砂糖だけで煮て醬油はあとから加へるやうにすることです、また炭酸を少量入れて煮ても骨がやわらかになります、それから肉のくづれやすい魚は煮るにも焼くにも困りますが、料理する前に薄く鹽をふりかけて二

【刺身醬油のこしらへ方】  
おさしみに普通生醬油を使用しますが、もつとおいしくするには上等の醬油一合、かつを節一匁、みりん一匁昆布一匁の割合で、まぜて煮たものを、きれいな布でこして冷ましてから用ひます。

【照燒の醬油】  
照燒も大抵の家庭では生醬油を用ひますが、生醬油では味がからくばかりなつて、お

【お茶漬の菜】  
どなたでも捨てる蜜柑の皮が圃の臭氣止め風邪薬などに用ひられる事は既に知られてゐますがこれを辛子煮にするとお茶漬や朝飯の副食物には實によろしいものです、ま

【蜜柑の皮を】  
蜜柑の皮をよく日にあて、かたくなるまで乾します。そしてその皮をざつと茹で、一晝夜位水に浸して二三回水を取りかへ灰汁ぬきをいたします。灰汁がぬけたら皮を箆に取りあげ水氣を切つて刻み鍋

【灰の利用】  
經節を灰の中に埋めておくと決して虫がつかせません、また瀬戸物の茶流は灰汁で煮ると取れます、火鉢の灰などは平常捨てないで洗濯の場合の灰汁にするといひのです、その外灰は肥料にします。

【釣鐘裁判】  
フランスのメツツのフリーニイ教會で、今度新たに鐘を造らせ、村の主宰で初の鐘供養を盛んに行つたのである。ところが鐘樓に取り付いてゐた善男善女が、その第一聲を

### 海外異聞録



#### ◎國際的詐欺師

つひ先頃パリ警察の手で舉げられたコリガンといふ男は實に過去二十年間歐米兩大陸の八箇國の警察から追ひまわられて、然も捕へられずにゐた程の國際的大詐欺師、天才的手腕の所有者だつた。最近ロンドンで六千五百萬フランといふ大金を詐欺してフランスに渡つたところを、ロンドン警察からの手配で、パリ・マルソウ街・英吉利人の情婦エヴリン・ミニョーリエル宅で逮捕されるに至つた。

其處で彼も世界的大盜の例に洩れず、案外すらくと泥を吐いたが、その自白に依ると、加奈陀に居た十八九歳の頃から、すでに詐欺術の天才

と云はれた。二十五歳の時、手ぶらで詐欺の世界漫遊に上つたが、一九一五年頃になると、すでに各國警察の追跡の

手が激しくなつて來たので、一時英國に身を潜めて、歐洲大戰の終るまで、詐欺した金でぶら／＼と遊んでゐた。一九一九年大戰も休戦となつて世界がまた明るくなるや、早速新繁榮の天地米國へとのり出して、その手腕を大に振つた。そして三年ばかり稼ぎ溜めた金を持つて今度はメキシ

コに乗り込み、其處では革命軍の少將に成りすまし、十萬ばかりの兵を手足の如く動かして、一年と八箇月ばかり暴れ廻つたものである。しかも其間に如何して手に入れたも

の、メキシコ國內の銀山や油田の澤山をうま／＼と手に入れたものである。やがて又ロンドンに舞戻つたもの、

戦後の疲弊で思つた程の甘い仕事もなく、それでも英國と白耳義の間を往來して、何度も犯行を重ねて來た。それから一九二六年の夏、白耳義のブラツセルでオリトヴ・ダンクラと云ふ別嬪の女賊と共に鳴するところとなり二人とも文書偽造で三箇月ほど食らひ込んだ。併し其の刑期を了へると米國の石油會社重役と稱して、ルーマニアへ渡り、パ

の富豪から五千萬フランばかりを騙り取つた。それから二年後にニースで遊んでゐる所を、そのジャネスコ氏に見付かつたが、何彼と甘く言ひ丸めて、序でにまたもや五十萬フランばかりを絞り上げ、今度はカンヌに行つて仕度い三味を盡し、四百フランの不渡手形を残して飄然とモンテ・カルロへ浮かれに行つた。其地で

或る債權者に捕まつたが、その邊に有り合せた他人の自動車を失禮して擔保に呉れてやり、危ふしと見てとつて、さつさとロンドンへ戻つて來た

が、早速にデイキン・キヤノンと云ふ銀行家を騙して六十フランを捲き上げ、今度はオランダへ渡つて、金持の米人夫婦が有つてゐた四十萬ドルばかりの寶石をせしめて、一旦ロンドンへ歸つてパリへ來たところを遂に御用とやられたのである。さて、此の一切を自白した後で、彼コリガンの曰く、「もう四十八時間遅く捕まれば四千萬圓の大口をまんまと騙り取るところだつたのに、惜しい事をしました」と。

フランスのメツツのフリーニイ教會で、今度新たに鐘を造らせ、村の主宰で初の鐘供養を盛んに行つたのである。ところが鐘樓に取り付いてゐた善男善女が、その第一聲を

いとも朗かに撞いたその途端  
不思議にも釣鐘がばつたり落  
ちて、数名の怪我人を出した  
其處で問題になつたのがその  
損害を賠償すべき主体である  
が、その主体を決定する段に  
なつて、坊さんと村の衆では  
話が纏らず、遂に裁判所へ持  
ち込んだのであるが、結局、  
裁判所では「鐘は完全に鐘樓  
に收まつて朝夕の勤行を続け  
るまでにはなつてゐなかつた  
から、未だ教會の所有ではな  
く、鐘は運搬の途上にあると  
認めて製造工場主が賠償すべ  
し」との決定の許にこの判決  
を下した。

◎トーカーの餘徳

米國ブルックリンのグリ  
ンポイント活動寫眞館で、技  
師が眞暗い中で一生懸命ト  
ーカーの修繕中、二人の持兇器  
強盗が押入つて、先づ看守ジ  
ョーンズ親子を捕へて、五千  
ドル入りの金庫を開けると恐  
喝した。恰もよし、此の時ト  
ーカーの修繕が出来上つて、

「お前は一体此處で何をして  
居るんだ」と尋き渡つたもの  
である。二人の強盗はびつこ  
り仰天、膽を消して一目散に  
雲を霞と逃げ去つたと。

◎金の都の貧乏老人

黄金の泉が湧いて出る米國  
の大都會ニューヨークに、し  
かもクリスマス夕、これは  
またどうしたことか金の神  
様に見放されたガイ・ウアン  
ウインクルといふ老人は、直  
ぐ八十歳になる年齢をもつて  
住むに家もなく、食に窮する  
みぢめな有様、そして寒さに  
ふるへながら某家の軒下を無  
断拜借して寝てゐるところを  
警察に捕はれた。結局浮浪罪  
として法廷へ引出されたが、  
話を聞いては裁判長も大いに  
動かされ、十四圓の寄附金を  
集め、名刺の紹介状をやつて  
救世軍へ送つたが、裁判長の  
論告は「實に被告は哀れむべ  
き者である。彼は眞にリップ  
ヴァン・ウインクルの如く長  
い眠りを食つてゐる間に世間

がスツカリ變つてゐることを  
知り驚き慌てたが後の祭、不  
斷の進歩を續けつゝある社會  
は遂に彼に對し衣食の道を殘  
す暇がなかつたのである」と  
この振つた論告を聞いたヴァ  
ン・ウインクル老人、夢から  
さめたやうに目玉をパチクリ

◎考古學者の盜難品研究

まるでおとぎ話のやうに、  
數千前エヂプトの或る貧乏人  
が、高價な頭飾りを盗んだの  
が、今日になつて発見された  
といふ事件がある。そして最  
近英國の考古學者達の間に頻  
りに問題にされてゐるとのこ  
とである。これを発見したの  
は、考古學者のロバート・モ  
ンド氏のエヂプト探險隊一行  
で、最近ロンドンのエヂプト  
探險隊はエヂプトの既に廢市  
となつたアーマントで、一勞  
働者の住宅の跡を掘つて、そ  
こから見事な且つ高價な頭飾  
りを発見した。同一行はいろ  
／＼調査した結果、そこは數  
千年前アーマントの富豪の家



に雇はれてゐた奴隷の住居で  
その者が主人の貴重な頭飾り  
を盗み出しては見たものの、  
賣つたにしても、または自分  
の頭に飾り着けても犯罪が忽  
ち露見するに相違ないので、  
その後難を恐れる處から、頗  
る注意周到にこれを隠匿した  
形跡歴然たるものがあると云  
ふ。ところで斯うした貴重品  
の事ゆゑ、何か盜難に關する  
當時の文献が残つて居るだら  
うとあつて、流石考古學者だ  
けに目下懸命に之が研究の歩  
を進めてゐると云ふ。

雜報

刑務協會 新年名刺交換會盛大を極む  
主催の 松井會長の激勵的挨拶

昭和五年一月一日、年末來降りつゞ  
けた陰鬱な雨もどこへやら、年改まつて  
は一點くまなく晴れわたり、はつ日の光  
りはよもに輝き、平和のうちに元日を迎  
えることができた。

この日刑務協會主催の新年名刺交換會  
は、正午十二時より例年の如く協會樓上  
で開かれた。會する者二百名の近き上  
つた。

定刻松井會長をはじめ、一同設けの席  
につけば、住江理事起つて

昭和第五春を迎えましたことを目出た  
く存じます。本日は來會者百九十七名  
殊に續演よりも御來會があり、この會  
が年を追ふに従つて盛大になりますこ  
とは、刑務協會に對する御理解と御同  
情の結果に外ならないと存じまして感

松井會長の激勵的挨拶

謝に堪へません。お集り願ひしましても  
何もありませんが、たゞ心持だけを御  
汲み取り下さいます、ごゆつくりと  
召上つて頂きたいと思ひます。これを  
以て開會の御挨拶と致します。

と、開會の挨拶を述べた。かくて宴は開  
かれ、江戸名物のおでん、折詰の料理を  
肴に杯を交はしはじめた。

宴半ばの頃ほひ、輝かしき大禮服に身  
を固めた會長松井和義氏は、おもむろに  
起ち上り大要次の如く激勵的挨拶を述べ  
られた。

諸君、私は會長として挨拶を述べる  
に先だつて諸君に 御皇室の御近狀  
をお傳へすることのできるのを光榮に  
存じます。諸君、私は本日只今宮中に  
於て程遠からぬところに、極めて御健

やかに渡られせられ龍類いと麗はしき  
兩陛下の御容子を拜しまして、國家  
の爲めに欣幸に堪へないのでありま  
す。又、皇族の各宮殿下におかせられ  
ましても、非常に御健やかにわたらせ  
られて居ります。かくの如く、竹の園  
生が愈々榮へさせ給ふことは、私は諸  
君と共に喜び申上げたいと思ふので  
あります。

諸君、昨日まで降り續いてゐた雨も  
本朝この昭和五年の元日となつては、  
一點くまなく晴れて、明るい平和な  
正月を迎えたについては、何かそこに  
意味があるのではないかと思はるゝの  
であります。すなはち、昨年がわが司  
法界に於てはまことにいまはしき種々  
なる大事件が起つたのであります。し  
かしながら今日はこれらの事件も大體  
に於て檢擧され、現在既決として或は  
未決として、諸君の御厄介になつて居  
るやうな状態であります。かくの如く  
昨年のおわが日本といふものは、種々な

る問題で、昨日まで降り続いてゐた天候のやうに世間を暗くしたのであります。この昭和五年となりましては、本日の天氣の如く、明るい日本となるにちがひないと思ふのであります。諸君、本年は馬の年であります。馬といへば、非常に勇躍する、すなはち進取の氣象を表徴するのであります。又その反面に於ては至つて溫和な、平和をも意味するものであります。わが刑務界も、この昭和五年の年に因んで大いに進出する必要があります。しかしながら、昨年漸く實現の端緒につきました少年刑務所充實費の如きは、財政の緊縮方針といふことに依つて、實行豫算に於て削られてしまひました。そこで、私達は、金のかゝる物質的要求を條件とする方面に於ては、當分差控へざるを得ません。現に本年度の司法省の豫算の如きも、前年度を踏襲したのであります。しかし、私達は金のかゝらぬ精神的方面に於て一大飛躍を

試みたいと思ふのであります。わが刑務協會におきましても、幾多爲すべき事業があります。昨年はその計畫の時代に終りましたが、本年は大いに種々なる事業に進出させたいと思つて居ります。しかし、それにはまづ基金であります。事業に進出するためには基金を鞏固にしなければなりません。若し諸君にこの方面の御努力を御願ひしなければならぬ場合が参りましたならば、諸君は應分の御盡力を拂はれんことをこの際御願ひするのであります。(以下略)

かくて松井會長の發聲によつて、天皇皇后兩陛下の萬歳を三唱し、次で根本市長の發聲で刑務協會の萬歳を三唱し一同かくし藝等で大賑はひを呈し、明るい元旦の氣分にひたりつゝ、和氣霽々の裡に散會したのは午後一時半であつた。因みに當日の來會者は左の通りである。

(Y 生)

### 司法省行刑局

松井和義、芥川信、岡部常、森山武市郎、正木亮、和田岩雄、泉英斌、中林勘次、大原虎夫、中田主税、高橋健、鎌山俊治、仁科正次、山本作藏、武藤亘、宇田象三、津久井作司、印南眞一、小島耕一、土橋惣太郎、井川信一、山本詮吉、金田榮三郎、天津剛、妙圓園弘吉、久保田眞太郎、古田圓正

### 小菅刑務所

吉田律、富井隆信、平川浩一、島田徳男、關敬信、大場正雄、荒川金六、澤田幸太郎、野手其之助、菊樂夷、田中重四郎、高野瀨利衛、高梨菊若、山根信松、野崎重雄、藤川慈學、栗田紀道和田常吉、柴山重俊、竹田益平、大河内恭三郎、米澤豊治、高野治郎吉、小坂志藝男、吉田武男、水野太郎作

### 市谷刑務所

根本仙三郎、伊藤忠次郎、曾川良貞、成田徳太郎、乙坂佳性、青柳彌録、山中鉄一、吉田綱記、荒卷正修、齋藤文

### 第五區

#### 第五回演武會

第五區第五回演武會は十月三日刑務協會山口支部主催の下に山口市大字下宇野令第三尋常高等小學校講堂に於て開催せられた。來賓の主なるものは江藤長時刑務所長、安東鹿兒島刑務所長、七戸宮崎刑務所長、齋藤岩國少年刑務所長、松田陸軍少將、岩田山口高等學校長、山内山口縣警察部長、吉富防具新聲社長、杉田山口憲兵分隊長等五十餘名で、午前八時を過ぐる四十分、主催支部係員垣見看守長開會を宣するや、各支部より参加せし選士一同所定の位置に整列、來賓者一同待立の下に齋藤山口支部長は開會の辭として先づ來賓者に對し參列を得たる謝辭に續き刑務協會の事業を明細に紹介し更に演武會開催の所以を説き、選手一同に對し各位の年來習練せられたる武技を遺憾なく發揮せられんことを望む旨の報告を爲し、引續き優勝旗返還式を舉行す。

### 巢鴨刑務所

藏、夏目善太郎、白倉通雄、河合藤太郎、林仁次郎、越田利二、石野良之助、上田勝、土谷正光、阿野義通、喜多善三郎、志々目慶男、淺野一藏

### 豊多摩刑務所

椎名通藏、向井淺三郎、杉下學人、神崎優、藤井惠照、藤井義海、川添敬三、森口藤松、鈴木長次郎、朝田晴光、神俊三、古屋盛安、太田卯八、平方義孝、齋藤茂三郎、山下兼三郎、大竹敏太郎、五島林太郎、金澤其衛

### 刑務協會

香川又二郎、渡邊義勝、近藤亮雅、遠藤理一、服部要二郎

### 東京地方裁判所検事局

住江敬義、島田榮造、野尻又六、能勢弘忍、矢嶋定男、阿部清衛、野口幸喜、平居三郎、澁谷善藏、重松圓藏

### 秋山要

秋山要

剣道部優勝旗は前年優勝大分刑務所、柔道部優勝旗は前年優勝熊本刑務所よりそれ〴〵これを返還し、齋藤支部長これを受けて本年全国演武大会に於て第五區選出熊本刑務所の獲得たる柔道部優勝旗を中央に壇上高く飾られた。而して係員堀見看守長はこれより審判員の注意を終へ直ちに仕合に移る旨を宣言し、併せて剣道・柔道型はいづれも教士の都合午後後の試合開始前に譲る旨を告知し、來賓一同着席すると共に選士は剣道部、柔道部に分れ、剣道部は早川教師より柔道部は半田教師よりそれ〴〵試合に付審判上の注意があつて各々所定の控所に着席した。はげしき争鬪の鬪を偲ぶる、嵐の前の静寂よ！ 各支部より選出せられ年來習練を重ねた選手だけあつて、いづれも筋骨逞しく大丈夫たる剣士の風貌は、未だ剣尖相交へざるにすでに強敵を壓するの概あり、場内肅黙寂然として鬼氣四邊を壓し沈々たる間に妖魔の息を凝らすかとはばかり凄烈の殺氣場に漲る。十秒、三

十秒、一分、二分須臾にして静寂を破り呼出係の讀み上ぐる組み合せ氏名順に依り剣道部共一齋に試合の幕は切り落された。竹劍の響、肉博の意気合ひの聲と相和して龍驤虎博接戦數度にして各選手共善戦し、午前十一時過ぐることに四十分及び晝餐の爲め一先づ試合を中止した。かくて來賓及び選士共簡素なる晝餐を終り、午後一時より午前に引續き試合を開始することゝなつた。午後の試合前齋藤教士、藤原教士の柔道古式の型、早川教士（打）林教士（仕）の剣道型、都城教士、井原精練の柔道極の型があつて直ちに試合に移つたが、試合は午前に着して各選手間に猛烈な接戦數組あつて主客参列者共手に汗を握り固唾を呑み時の過ぐるを知らず殊に沖繩選士の如きは十月一日より二日の拂曉に互る暴風の爲め演武會参加の途次航海中避難の止むなきに至り遂に豫期の時刻に到着し得ず、漸く十月三日正午山口着の上直ちに自動車で會場に駆け付け旅裝を解くに遠なく疲れ

を癒するの暇なく忽々として試合に参加したが午前十時沖繩との組合せは全部午後には廻はずの止むなきに至つた爲め、沖繩選士は孤獨にて各刑務所の強敵を受くることとなり、その苦戦の状まことに涙ぐまじき程であつたが、勝敗の結果は別として到着直後疲れを癒するの暇なく孤獨區内各刑務所の強敵に對抗し善戦するの激測たる意気は實に賞讃に價するものがあつた。かくて午後四時試合を終了したが、各選士は孰れも威儀整然として嚴正なる態度を持ち勝負に抱泥するところなく、眞に充實せる緊張味と武士的精神の表現せる態度を以て稱練せられた技術によつて堂々たる對戦をしたことは主客共に欣快に堪へなかつた。かくの如く年を経るに従ひ武道の愈々隆昌に趨き武士的精神の益々堅實味を加へ來つたことは實にわが刑務官吏人格の向上を如實に物語るものであつて刑務將來の爲めまことに慶賀に堪へぬ次第である。

宮崎、山口兩刑務所（同點二十三點）で甲乙丙三組の得點對照考査の末宮崎刑務所桂冠を勝ち得ることとなり、山口刑務所は二等と決し、次點は長崎、大分兩刑務所（同點二十二點）で之亦前記の通り考査の末長崎刑務所三等と決定し、柔道部に於ては熊本刑務所九點を得て優勝し桂冠を勝ち得二等は長崎刑務所六點にて占むることとなり、三等は福岡、山口、三池の三刑務所孰れも五點同點なりしに付更に當該三ヶ刑務所の快勝戦を行ひ、福岡四點山口二點を得、遂に福岡刑務所を以て三等に決定し齋藤支部長より剣道部優勝旗は宮崎刑務所に柔道部優勝旗は熊本刑務所に各々表彰狀賞品と共に授與し閉會した。

柔道部決勝成績表

組別	得點	刑務所名
甲組	二	久留米少年刑務所
乙組	四	鹿兒島刑務所
丙組	五	沖繩刑務所
同點三〇	一	岩國少年刑務所
同點三〇	二	熊本刑務所
同點三〇	三	長崎刑務所
同點三〇	四	福岡刑務所
同點三〇	五	山口刑務所
同點三〇	六	三池刑務所
同點三〇	七	宮崎刑務所

### 秋田刑務所 合葬追弔會

秋田刑務所開設以來、不幸にして收容中鬼籍に入り引取人なき屍体は、これまで南秋田郡寺村字八橋全良寺境内刑務所墓地に埋葬してきたが、大正十一年一月中同刑務所附近附屬耕種地内から百五十六坪を墓地と定め、當時すでに主務官廳の手續を了し、その敷地を區劃してあ

つたので、これに移轉改葬すれば春秋二季の墓參は勿論、平時に於ける掃除等にも利便が多いので、今回これを移轉することとし、すでに合葬してあつた二百十三体の遺骨とそれから後に埋葬された八十三体を十月二十五日新設墓地に改葬合葬したので、その追弔會を昭和四年十一月十日同刑務所教誨堂で舉行した。當日來賓として秋田地方裁判所長白井茂、同檢事正里見虎藏、元同刑務所所長岡部安憲の諸氏並に同地司法保護會秋田至仁會主事明石芳輪、南秋田郡佛教會理事佐藤實英佛敎利生會常務理事石田全壽眞宗協會代表者笹原貫軒及びこれまでの墓地管理者たる全良寺住職加賀智的氏等を招待し、午前九時崇嚴裡に舉式した。

まづ北崎所長は合葬追弔に關する一場の訓話を爲し、終つて導師の燒香讀經に移り、續いて所長、職員總代、來賓、受刑者總代の順序で燒香を爲し、後佛敎利生會理事の「無緣追弔」に關する教誨を施し、一同を深く反省せしめたるを認め得た。かくて同十時三十分式を終了したが、なほ當日は副食物に意を用ひ且つ一般に對し佛前に供へた餅を給與した。

劍道決勝成績表

組別	得點	刑務所名
甲組	九	宮崎刑務所
乙組	五	山口刑務所
丙組	二	長崎刑務所
同點二三	七	大分刑務所
同點二三	八	福岡刑務所
同點二三	九	三池刑務所
同點二三	四	熊本刑務所
同點二三	七	熊本刑務所
同點二三	三	熊本刑務所





# 刑 政

第四十二卷 (昭和四年)

行刑に於ける二つの問題	正木 亮	九
再び行刑に於ける二つの問題に就て	正木 亮	三
行刑上より見たる刑罪の本質	木村 龜二	二五
國際刑務委員會の議題	木村 龜二	二七
獨逸少年保護教育の危機	木村 龜二	二九
犯罪に對する社會の責任	木村 龜二	三一
拘禁者處遇に關する國際委員會の草案	木村 龜二	三三
支那の流刑に就て	佐伯 復堂	三九
東洋刑事法制史	佐伯 復堂	四一
自治行刑制度の由來及其長短	印南 於兔吉	四四
瑞西の行刑制度	森山 武市郎	四八
刑政研究資料	泉二 新熊	五一
米國郡刑務所廢止產業園擴張の運動	泉二 新熊	五二
プラーグの國際刑務委員會	大塚 郷二	五三
裁判の基本概念と行刑	尾後 實莊太郎	五八

## 刑政第四十二卷總目次

### 卷頭言

- 行刑に關する中間監督機關設置の提唱
- 行刑に於ける社會復歸作用
- 刑の執行停止と刑罰の本質
- 受刑者の内的生活の助長
- フェリト教授の計
- 信事任
- ツイロン感化院の不祥事
- モダリン建築と建物の中味
- 行刑上の改善と再犯
- フロイデントアル教授の計
- 戒護と逃走
- 昭和四年を送る

### 論說、資料

- 今日行刑思潮

たけいちらう	一	二
あき羅	三	二
あき羅	四	二
あき羅	五	二
あき羅	六	二
あき羅	七	二
あき羅	八	二
あき羅	九	二
あき羅	一〇	二
あき羅	一一	二
あき羅	一二	二
あき羅	一三	二
あき羅	一四	二
あき羅	一五	二
あき羅	一六	二
あき羅	一七	二
あき羅	一八	二
あき羅	一九	二
あき羅	二〇	二
あき羅	二一	二
あき羅	二二	二
あき羅	二三	二
あき羅	二四	二
あき羅	二五	二
あき羅	二六	二
あき羅	二七	二
あき羅	二八	二
あき羅	二九	二
あき羅	三〇	二
あき羅	三一	二
あき羅	三二	二
あき羅	三三	二
あき羅	三四	二
あき羅	三五	二
あき羅	三六	二
あき羅	三七	二
あき羅	三八	二
あき羅	三九	二
あき羅	四〇	二
あき羅	四一	二
あき羅	四二	二
あき羅	四三	二
あき羅	四四	二
あき羅	四五	二
あき羅	四六	二
あき羅	四七	二
あき羅	四八	二
あき羅	四九	二
あき羅	五〇	二
あき羅	五一	二
あき羅	五二	二
あき羅	五三	二
あき羅	五四	二
あき羅	五五	二
あき羅	五六	二
あき羅	五七	二
あき羅	五八	二
あき羅	五九	二
あき羅	六〇	二
あき羅	六一	二
あき羅	六二	二
あき羅	六三	二
あき羅	六四	二
あき羅	六五	二
あき羅	六六	二
あき羅	六七	二
あき羅	六八	二
あき羅	六九	二
あき羅	七〇	二
あき羅	七一	二
あき羅	七二	二
あき羅	七三	二
あき羅	七四	二
あき羅	七五	二
あき羅	七六	二
あき羅	七七	二
あき羅	七八	二
あき羅	七九	二
あき羅	八〇	二
あき羅	八一	二
あき羅	八二	二
あき羅	八三	二
あき羅	八四	二
あき羅	八五	二
あき羅	八六	二
あき羅	八七	二
あき羅	八八	二
あき羅	八九	二
あき羅	九〇	二
あき羅	九一	二
あき羅	九二	二
あき羅	九三	二
あき羅	九四	二
あき羅	九五	二
あき羅	九六	二
あき羅	九七	二
あき羅	九八	二
あき羅	九九	二
あき羅	一〇〇	二



# 法曹會雜誌

法律學博士 藤野野矢 監修 全一冊 金巻圖 發行 十二號

第八卷第二號  
二月一日發行  
定價金五拾錢

- 第三者異議の訴
- 新民事訴訟法に於ける當事者主義と職權主義
- 債權と責任(經驗的觀點よりの一考察)(二・完)
- 領得と利得
- 社會觀念を基本とする荀子の法律思想
- 罰金刑と最近の立法の傾向(二)
- デンマルク刑法改正運動
- ドイツ判例新話
- 裁判所構成法第四十六條に就きての私見
- 西の國の裁判の語(十八)○或の風流男の話
- 佛蘭西現下の民情雜觀(二・完)
- △ 法曹界決議 △ 司法省訓令通牒回答 △ 判例要旨 △ 戶籍事務協議會決議 △ 新法令 △ 雜報

衛藤恒彦  
中野峯三夫  
有地平三郎  
古賀才次郎  
佐伯復堂  
三浦義一  
藥師寺志光  
藥師寺志光  
前田直之助  
大森洪太  
柴田義彦

## 發行所

東京市麹町區西日比谷町一  
電話 銀座 四二二〇番  
振替 東京 一五六七〇番

## 法曹會

### 發賣所

東京 有斐閣  
神田 巖松堂

## 稟告

# 人のかげやさき 第一編

文運の隆昌につれて出版さるゝ書籍の多いことは、實に洪水のやうな觀がある。併しながら本當の魂の糧を與へるやうな理想的の良書を得ることは甚だむつかしい。爰に鑑み、嘗て雜誌「人」に出でしものゝ中より、その精粹を嚴拔して、以て編んだものが即ち本書である。廣く一般の修養書として最も適當なるものと信じて疑はざるが故に、家庭に必ず速かに一冊を備へられむことを、敢て大方に希望し且つ慫慂する所以である。

- 四六版約六百頁
- 渡邊法相筆蹟
- 寫真版數葉
- 裝幀優美函入
- 定價一圓五十錢

發行並發賣所 刑務協會

東京市麹町區西日比谷町一番地

振替東京二五〇五九番

醫家にも法律家にも必要なる犯罪並に法醫學に關する唯一の専門雜誌!

第二卷第四号 昭和四年十一月

# 犯罪學雜誌

編輯 嘉泉正 道新木 熊亮

顧問 三丁大古 士博學

主編 則基 士博學

原稿 士博學

幹事 士博學

年四回發行

年貳圓貳拾錢

所謂性ホルモンによる尿診  
斷法(余の所謂「ホルモン」  
性妊娠斷法)に就て  
近世佛蘭西獨逸劇に就て  
雙胎兒研究  
雙胎兒の分岐  
雙胎兒研究の社會的意義  
雙生兒の「Anthrax」による  
左利の說明  
「實子殺」二件  
紫錦審便り

白井貞次郎  
井上馨  
孝義  
村上銳夫  
小保内虎夫  
水美登利  
尾鹿雄

發行所 澤金澤大學醫學部  
發行所 澤金澤大學醫學部  
發行所 澤金澤大學醫學部

## 編輯餘録

◇ アメリカの監獄暴動はいろ  
ろと原因に付て臆測が逞しうされた  
或者は之を以て自治制に歸した。或  
者は之を以てルーズな行刑の罪に歸  
した。豈はがらんやそれは一九二六  
年に於けるベウメス法に歸因して居  
た、慘虐な行刑處遇に歸因して居る  
のだとアメリカの識者たちは發表し  
た。本誌に於て大塚學七が之に關す  
る貴重な材料を寄せられたことを感  
謝して止まない。

◇ 本誌は茲數號の間慰安問題を  
中心として正木君對江藤君の論争が  
續けられた。兩君が衷心行刑の爲め  
論ぜられたことが何等かの効果をも  
たらすであらうことは何人も疑ふま  
い。また行刑の機關誌である本誌に  
於てかくも放膽に論議を許されるこ  
とがわが行刑界の爲にどれだけ貢獻  
多きものであるかをも知つて欲しい  
◇ 兩君の思想は本誌に於て愈々  
合流することとなつた。教育の本  
質を正木君はフレイベルとシュイエ  
ル・マツヘルを折衷することに於て  
試みられ、江藤君はシュライエル・  
マツヘルと同じ——但日本式に——

◇ 江藤君の不自由界順應力は一  
般豫防的の見解ではなくて改善の一  
條件だといふことになつた。そこで  
いよいよ兩君の思想は合流したとい  
へよう。その他の激越なる字句の用  
法はそもそも未だ。茲に机の上の議  
論と實務家の議論とが年始列々にし  
て合流したことは先づ以つて芽出度  
しである。

◇ 慰安問題はこの芽出度い合流  
を機會に之を以て打ち切りとする。  
讀者諸君の長々の清讀を多謝。

◇ 記念論文集は豫想外に頁を重  
ぬることとなつたので發刊は二月に  
なる。だが、遅延しただけに内容は豫  
期以上であることを了承せられたい。

◇ 本誌があまり高尚過るといふ  
御叱りを聞くことが度々である。編  
輯子は高尚にもしたいし、通俗的に  
もし度いし、兩面攻撃を受けてこの  
處半の重盛といふところだ、だが讀  
者諸君、本誌も刑務所の虎の巻に止  
めないで社會的にも進出さして欲し  
いものである。  
(昭和五・一・一三・AKR生)

定價	一冊(稅共) 金二十五錢
定價	六冊(稅共) 金一圓五十錢
定價	十二冊(稅共) 金三圓
廣告	五號活字半段 一行 金一圓
廣告	二 等 一頁 金四圓
廣告	一 等 一頁 金五圓
廣告	普通 一頁 金三圓

● 御註文は總て前金のこと  
● 御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて  
● 拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし  
● 口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること  
● 御註文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居  
● の際には新舊住所を御届下されたし。

發行所 東京市麹町區西日比谷町壹番地  
編輯人 住江敬義  
印刷人 竹田益平  
印刷所 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三六番地  
發行所 東京市麹町區西日比谷町壹番地  
電話 銀座 二三四四、三八二五番

43<sup>e</sup> Année n° 2

Février 1930

# KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

Y. Matsui

Président de la Société des Prisons du Japon

## Sommaire

Note éditoriale.

Otuka, K.— Des révoltes dans les prisons américaines.

Kimura, K.— Quelques tendances nouvelles de la lutte contre la délinquance juvénile aux Etats-Unis d'Amérique du Nord.

Eto, S.— A propos de la théorie de la peine éducatrice de M. Masaki.

Arima, S.— L'administration pénitentiaire et la science positive.

Mouvement des idées à l'étranger :

T. Ibarra, "Americanization" goes on; Should juries be abolished?  
(Library Digest, Oct. 26, 1929).

## KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio